

43046

教科書文庫

4

210

51-1911

20000  
89534

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

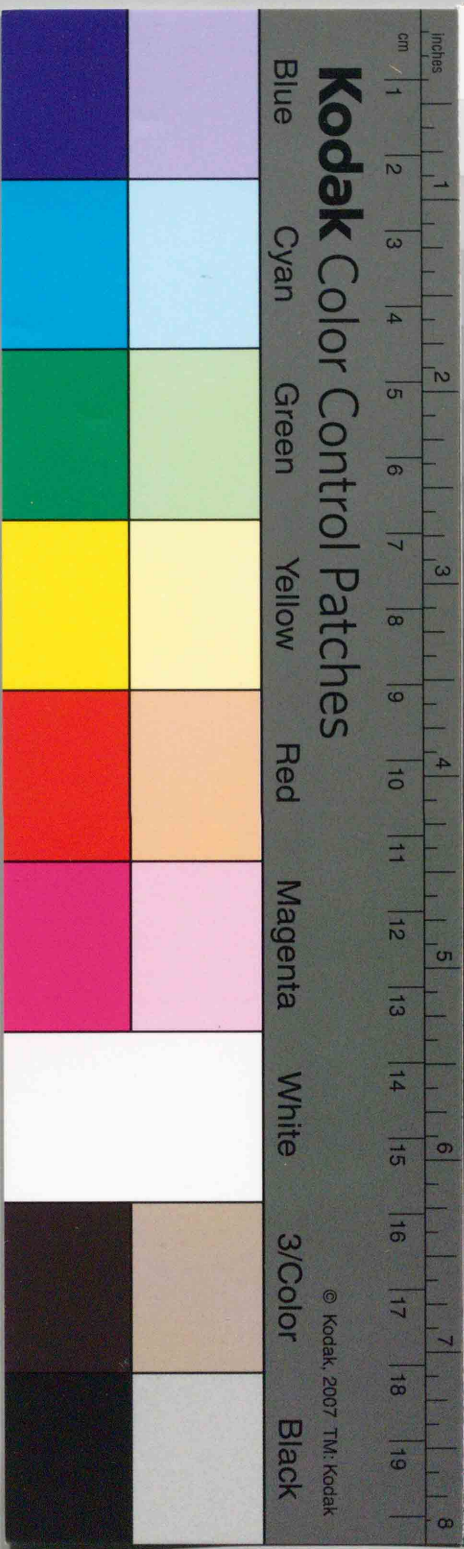


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科書文庫  
51-1911  
20000

教科書文庫  
51-1911  
20000



教育学科  
資料室

教科書文庫
4
210
51-1911
2000089534

5a  
210  
明44

明治四十四年三月二十七日

文部省檢定

東京高等師範學校教授

峰岸米造 編



師範學校

# 歷史教科書

## 日南歷史

下卷



広島大学図書

2000089534



東京

合資社會六盟館發行



學師範校  
歷史教科書 日本歷史卷下

目次

第一篇 關ヶ原の役より明治戊辰の役に

至る……………(自一至)

第一章 徳川家康 關ヶ原の戰

豊臣氏の滅亡……………一

徳川氏系圖……………三

豊臣氏系圖……………七

第二章 江戸幕府 徳川家光……………七

第三章 海外諸國との交通 天主教の禁 島原の亂……………三

第四章 徳川綱吉……………三

第五章 文教の振起……………二七

目次

第六章	新井君美 德川吉宗	三〇
第七章	寛政の治	三九
	德川氏系圖	四一
第八章	國學の勃興 尊王論	四四
第九章	西洋學術の傳來	五一
第十章	露國人の來航 海防論 蝦夷地の開拓	五五
第十一章	北米合衆國使節の來朝 開港攘夷の論	五九
	和親條約	六六
第十二章	假條約 安政の大獄	六七
	德川氏系圖	七三
第十三章	長州征伐	七五
第十四章	大政奉還	八一
第十五章	伏見鳥羽の戰 明治戊辰の役	八四
	皇室御系圖	九三
概括		九三

### 第二篇 明治の新政より現時に至る

第一章	明治の新政	九七
第二章	版籍奉還 廢藩置縣	一〇〇
第三章	外交の進歩 歐米文物の採用 社會及び風俗に及ぼしたる影響	一〇六
第四章	征韓論 朝鮮との修好	一一三
第五章	清國との修好 臺灣事件	一二六
第六章	北海道の拓殖 千島樺太の交換	一三三
第七章	地方の騒亂	一三六
第八章	朝鮮の事變 天津條約	一三九
第九章	立憲政體の確立	一四三
第十章	制度の發達 文物の進歩	一四〇
第十一章	明治二十七八年戰役	一四四
第十二章	條約改正	一五一

第十三章 明治三十三年清國事變 日英同盟……………一五

第十四章 明治三十七八年戰役……………一五

第十五章 韓國併合 世界平和の保證 世界に於ける  
日本の地位……………一五

目次終

師範學校 歴史教科書 日本歴史卷下

峰岸米造編

第一篇 關ヶ原の役より明治戊辰の  
役に至る

第一章 徳川家康 關ヶ原の戦 豊臣氏の滅亡

慶長三年紀元二二五八年 豊臣秀吉薨ずるや、天下は、自ら徳川家康の手に歸すべき勢となれり。徳川氏は新田義重の後にて、もと三河の一豪族なり。家康初め、駿河の今川氏に依りしが、義元の敗亡後、信長に結び、漸く武名を揚げて、海道一の弓取と呼ばれ、小牧の義舉以來、名望益高まりぬ。つぎて、北條氏の滅

徳川氏の漸  
徳川氏の家  
海道一の弓  
取



家康利家の位置

形勢不穩

三成等の陰謀

東西挾撃策

會津征伐及び關ヶ原の戦

伏見落城

叛應軍と西軍の敗北

けしむる事としたり。秀吉薨後、家康は伏見に居りて、政務を視、利家は大阪にありて、秀頼を輔佐したりしが、諸將の間、とかくにをりあはず、既にして、利家病みて薨するに及び、形勢益、穩かならざりき。

かかる間に、家康の威權、愈盛んになりて、豊臣氏をも壓せんばかりなりければ、三成、これを憂へ、遂に輝元・秀家・景勝等と結び、東西相應じて、家康を撃たんと謀り、景勝、まづ領地會津に歸りて、軍備を修めたり。

後陽成天皇の慶長五年紀元二二六〇年、家康、みづから將として、會津の景勝討伐に向へり。三成、その虚に乗じ、大いに諸大名をかたらひ、輝元を首領に推して、兵を擧げ、まづ伏見城を陥れ、進みて美濃に入る。家康、急報を得て、下野の小山より引還し、西軍と關ヶ原に會戦せり。戦酣にして、松尾山、陣を小早川秀秋、叛きて東軍

天下分け目の戦

戦後の處置と豊臣氏の有様

戦後の賞罰と諸大名の配置

徳川氏大權を握る

豊臣氏は大名家たるに過ぎず

豊臣氏舊業恢復の企圖

に應じければ、西軍、遂に大敗し、三成以下、或は死し、或は捕へられ、景勝もつぎて降りぬ。この役、天下の大名等、大抵、兩軍のいつれかに屬し、地方にありしものも、また相對峙したり。故にこれを天下分け目の戦とはするなり。

役後、家康、大いに賞罰を行ひ、西軍諸將の地を削り、或は收めて有功諸將に分與し、且、諸大名の配置を改め、要地には、概ね徳川氏の親族または譜代大名を置き、外様大名をば多く僻遠の地に移したり。これより、天下の大權、徳川氏に歸し、豊臣氏は、攝津・河内・和泉等六十五萬餘石を領する一大名たるに過ぎざる有様となり、ただ爵位の比較的に貴くして、朝廷の優遇の他に勝れると、秀吉の餘威によりて、公卿・諸大名等の崇敬の、なほ舊に仍れるとあるのみなりき。

この頃、片桐且元、秀頼の傳たり。意を傾けて、秀頼に奉仕し、





正信  
三河家康  
正統  
家康

第二章 江戸幕府 徳川家光

家康軍職に就く

家康の退居と大御所政治

開府の元勳

家康の薨去  
秀忠の守成  
家光の豪邁

輔佐の名臣

家康、征夷大將軍に拜せられ、幕府を江戸に開き、つぎて、諸大名に課して、その城の改築に著手せり。家康、在職三年にして

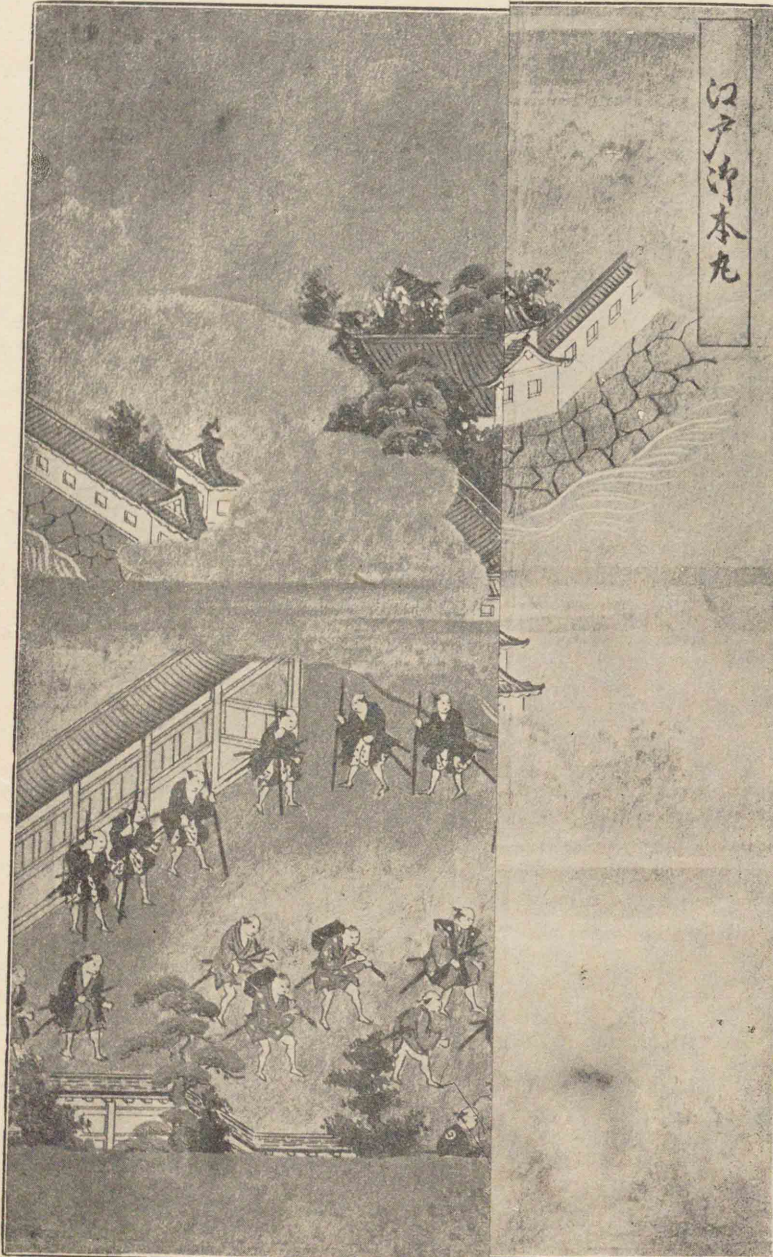


徳川家光  
(る據に版藏學大國帝京東)

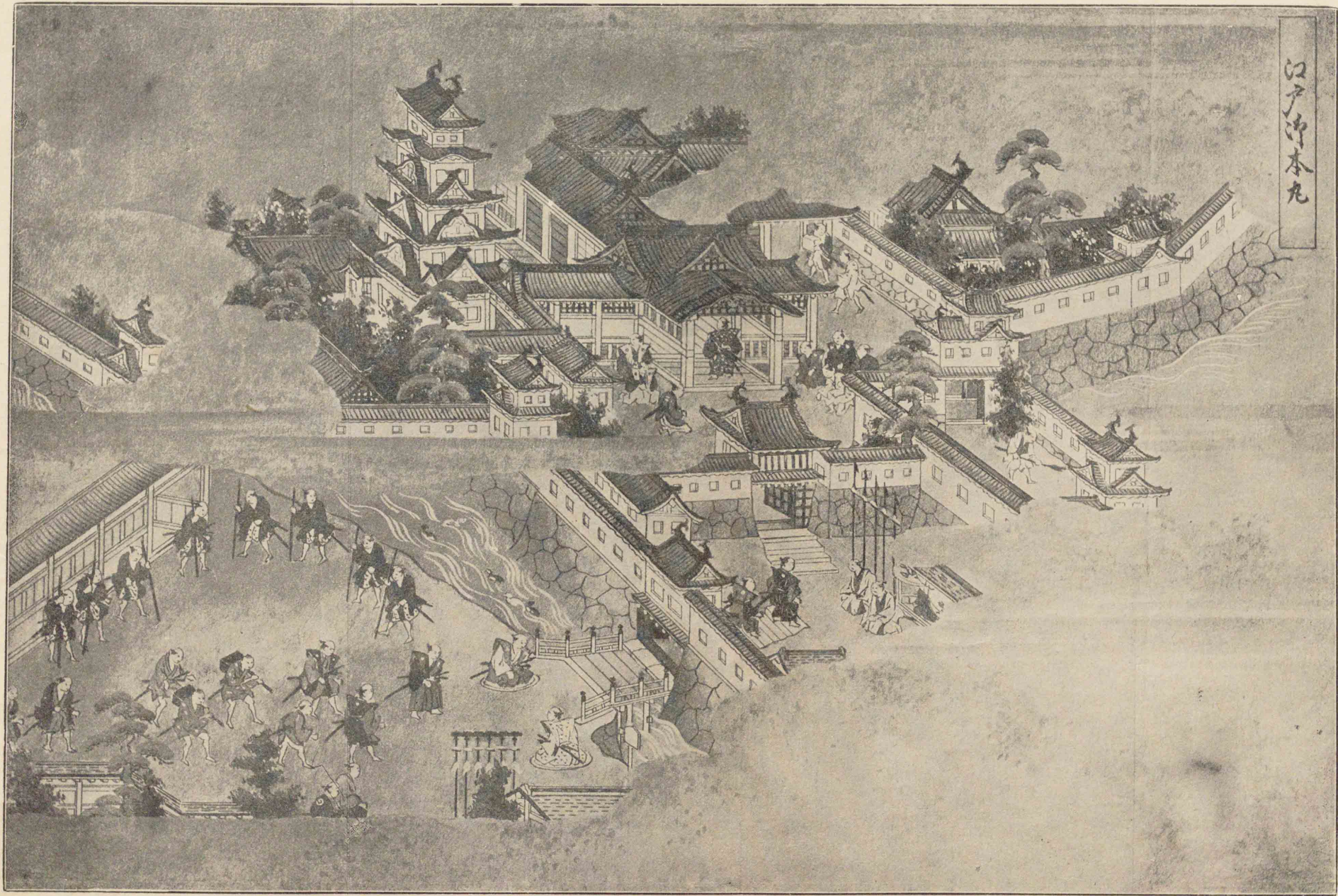
子秀忠に譲り、駿府今静岡に退居して、大御所と稱し、大事は、なほ自ら決したり。本多正信及びその子正純、よく家康父子を輔け、實に開府の元勳たり。

元和二年、家康薨す。二代秀忠、謹厚にして守成の業をなし、子家光に傳へたり。家光は、天性豪邁なるが上に、名臣土井利勝・松平信綱・阿部忠秋等ありて、よくこれを輔

江戸幕府



（内の巻繪道海東 藏朝興元秋爵）



江戸本丸

輔佐の名臣

に、名臣土井利勝・松平信綱・阿部忠秋等ありて、よくこれを輔

をなし、子家光に傳へたり。  
家光は、天性豪邁なるが上

(内の巻繪道海東 藏朝興元秋爵子) 圖 の 丸 本 御 城 戶 江

この繪卷は、やや、後世の作にかかるものなれど明暦三年(紀元二千三百十七年、將軍家綱の時)の大火以前の  
本九天主閣等の有様を推知し得べきものなり。

老中、執政、侍、同正、大車ヲ取扱フ  
朝廷正公卿ニ同ス。大名ニ同ス。及、未教金銀ヲ幕府ノ倉庫ニ納メテ、大見録ニ本外交ノ諸國ノ地因ニ同ス。トテ、執、判、

大名統御策

幕府職制の  
整頓とその

け、以て外様大名を威服し、參勤交代の制をも嚴にし、諸大名  
をして邸宅及び妻子を江戸に置かしめ、また、大いに幕府の  
職制を整へ、殊に深く民政に心を用ゐしかば、幕府の威權と、

若年寄  
子事ヲ執リ、旗  
本ヲ總監シ  
諸大名其、馳出  
入ノ間、大車ト  
半教金、銀  
トテ、幕府





紫衣事件  
澤庵、妙心寺  
僧王室及七十余人、信三紫衣  
ヲ賜フ  
幕府、公家諸法度及諸宗  
法度、皆又テ以テ取崩セン  
コトヲ申請ス  
天皇慨嘆セシ

世の中は上は目  
がつくよこに  
ほふ  
あししまりかたの  
罪同  
あそまりせや  
ト詠ハシテ至リ

葦原よし  
げれおの  
がままと  
ても道あ  
る世とは  
思はず  
（後水尾  
天皇）

明正天皇の  
即位

天皇の憤慨

後水尾天皇  
の讓位



後水尾天皇  
（京都泉涌寺藏）

をして、しきりに宮中に周旋せしめ、遂にその御許を得たり、  
かくして、家康の薨後四年に、秀忠の女和子、入内して天皇の  
女御となり、つぎて、中宮に立て  
られぬ。中宮は、即ち東福門院な  
り。  
後水尾天皇は、英明にましま  
して、學藝に通達せられ、かねて  
より、幕府が舊例を破りて、專横  
のふるまひ多きを憤りたまひ  
しが、寛永六年の時、幕府が大徳  
寺の僧澤庵等より、恩賜の紫の  
袈裟を奪ひ、且、これを罰したるを怒らせたまひ、遽かに位を  
皇女明正天皇に譲りたまひぬ。明正天皇は、稱徳天皇以來、は

天皇、白王十高仁親王ニ讓位セシメシカ  
親王、幼ニシテ山崩御、セシコカバ、白王ヤニ讓位シ玉リ

後光明天皇

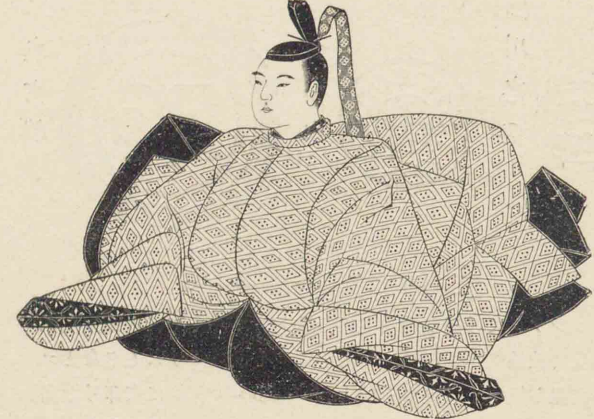
天皇の英明  
剛健

後光の帝  
佛敎ニ愛用シ、  
學ヲ崇メ、然  
ルモ古註ハ、歌  
目ヲ  
兼テ、説ニテ、  
天皇及諸侯  
ニテ、  
而シテ、  
澤氏御孫、伊  
勢和親ハ、諸  
君ヲ  
ヲ林也  
公家諸法度、  
ヲ好ミ、所引  
光ヲ諫メ奉  
ルモ、止メ  
テ、  
幕府ニ、  
テ、  
イハテ、  
在位十一年、  
二十二年崩御

じめての女帝にして、東福門院の御腹なり。  
後光明天皇（京都泉涌寺藏）  
後光明天皇御筆

永為美事 和盟

次代後光明天皇も、また後水尾天  
皇の御子なりしかど、東福門院の御  
腹にはあらず、英明剛健にましまし  
て、大いに朝典を興し、皇威を張らん  
の御志ありしが、果したまはずして  
崩じ、後西院天皇をへて、靈元天皇、立  
ちたまふ。



第三章

海外諸國との交通 天主教の禁  
島原の亂





この屏風はもと静岡來迎院(英長寺)の所藏にして家康より同寺に賜ひしものなりと傳ふ。明治二十二年同寺より、公爵徳川家達に獻じ、更に同家より宮中に獻上し、今は御物たり。

大村純忠(大村盛直)  
永祿五年ヨリ海峽ス信者  
Balthazar ト稱ス

有馬義純  
Francisco  
天主教流布

大友宗麟  
有馬周ト稱ス  
歐南遣使

黒田如水  
Simone

細川氏  
Tabeoqui

信長秀吉家  
康對天主教

信長の對天主教  
當時宣教師  
永祿五年建立

Opation  
秀吉の教禁  
攘夷ニシテ

秀吉  
九州征伐  
優遇スルモ  
長崎地方  
已ニ不冷遇  
ヲ度ヘラズ

四國より、京畿地方に流布し、遠く仙臺・會津にまで及べり。時人、これを切支丹宗または天主教と稱せり。豊後の大友、肥前の大村、有馬等の諸大名は、特に篤くこれに歸依し、天正十年紀元二二相謀りて、使をイタリヤなるローマ法王の許まで遣はしたりき。

織田信長は、天主教の宣布を許し、京都四條の地に南蠻寺初め永祿を建立し、安土にも、その教堂及學校を建て、豊臣秀吉も、初めは厚く宣教師を待ちしが、後、その害を察し、天正十五年、南蠻寺を毀ち、令して天主教を嚴禁したり。されど、秀吉は、海外との貿易を許ししかば、國禁必ずしも國禁とならずして、なほ私にこれを信奉する者ありき。つぎて、徳川家康、またこれを嚴禁し、宣教師を逐ひ、信徒を罰し、以てその跡を絶たんとせしが、當時、邦人の海外に往來するもの、甚だ多く、隨ひて、教

家康の外交方針及び朝鮮との修好

義智の盡力

慶長十年朝鮮使来リ

朝鮮の來聘

元禄三年日元朝鮮使来リ

尚氏

琉球討伐

朝鮮征伐時矢野權米ヲ送ラシメテ琉球島津氏の附庸とな

支那及びオランダとの通商

明國冊封使支那との通商

禁を犯すものなほ絶えざりき。

家康は、天主教を嚴禁したれども、外交には開國の方針を執り、まづ、朝鮮との隣交を復せんとし、對馬の宗義智をして、専らその事を圖らしむ。義智、大いに力を盡し、百方周旋する所あり。慶長十年紀元二二〇五年朝鮮の使者はじめて來朝し、交通、再び開けて、親睦舊に復せり。かくて、朝鮮は、元和三年以來、幕府の吉凶毎に、使を遣はして來聘することとなれり。

家康は、また、薩摩の島津家久をして、書を琉球王に贈りて、その來聘を促さしめしに、琉球王、その意を諾せざりしかば、乃ちこれを伐たしむ。家久、王尙寧を虜にし、家康の許を得て、永くこれを領することとせり。時に慶長十四年なり。

明國は、遂に家康の勸告に應ぜず、國際上の交通は、また興らざりしかど、商船の往來は絶えざりき。これよりさき、我が

家康、本國正統ヲシテ書ヲ送リ、明商周旋如ニ託シ、福建都督ニ致シ、躊躇トシ、返ナシ。

和蘭

オランダの獨立及びその東洋貿易

白耳義士トシテ、Michaelando トイフ、低キ工價ヲ以テ、イスパニアノ Philipps ニセ、島

持權ヲ蹂躙セシメ、

一五七三年 獨立ヲ宣ハシ、

一六〇九年 獨立、一六四八年 外國

ニ承認ス。

一六〇二年 印度ニ東印度會社

ヲ建テ、印度貿易ヲ利シ、占メ

更ニバタビアヲ根據トス

耶楊子及び

アダムス

三浦半島ニ復シ、地ヲ其ヘシメ、カハ

三浦ト稱ス、其ノ針トイフ、ト

三浦針、針トイフ、オランダ人

故ナリ

正親町天皇の御代に、オランダ國獨立して、イスパニアの羈絆を脱し、爾來、しきりに通商航海の業を營みて、盛んに東方に出で來り、主としてマライ群島を經略し、ジャバ島にバタビア府を建てて、東洋に於けるその根據地とし、慶長五年には、その船、遂に我が國にまで至れり。家康、乃ちオランダの船長耶楊子ヤン・ファン・アダムス及William Adamsび同船員ウリアム・アダムス三浦を江戸に召して、海外の事を問ひ、且、永く我が國に留まらしむ。オランダ政府は、ポルトガルを壓して、我が國との貿易を獨占せんとし、やがて使節を派遣せり。その使節、慶長十四年に來著し、國書及び方物を上る。家康、これに復書を與へて、通商を許したり。これをオランダと、國書往復竝にその通商公認の始めとす。これより、オランダ人は、毎年バタビアより來航し、平戸をその互市場としたり。



イギリス人の貿易  
セーリス來航  
英人、蘭人の競争に敗る

邦人の海外通商  
御朱印船とその渡航地

ノビスパンとの貿易

慶長十八年、イギリス人ジョン・セーリスも、また、その國王の書を齎し來りて、通商を求む。家康、また返書を與へて、その請を許したり。されど、イギリス人は、オランダ人との競争に勝つこと能はず、到底、我が國に於ける商權を保持し難きを察し、後、自ら辭し去りぬ。

### 自日本列

### 島朱國舟也

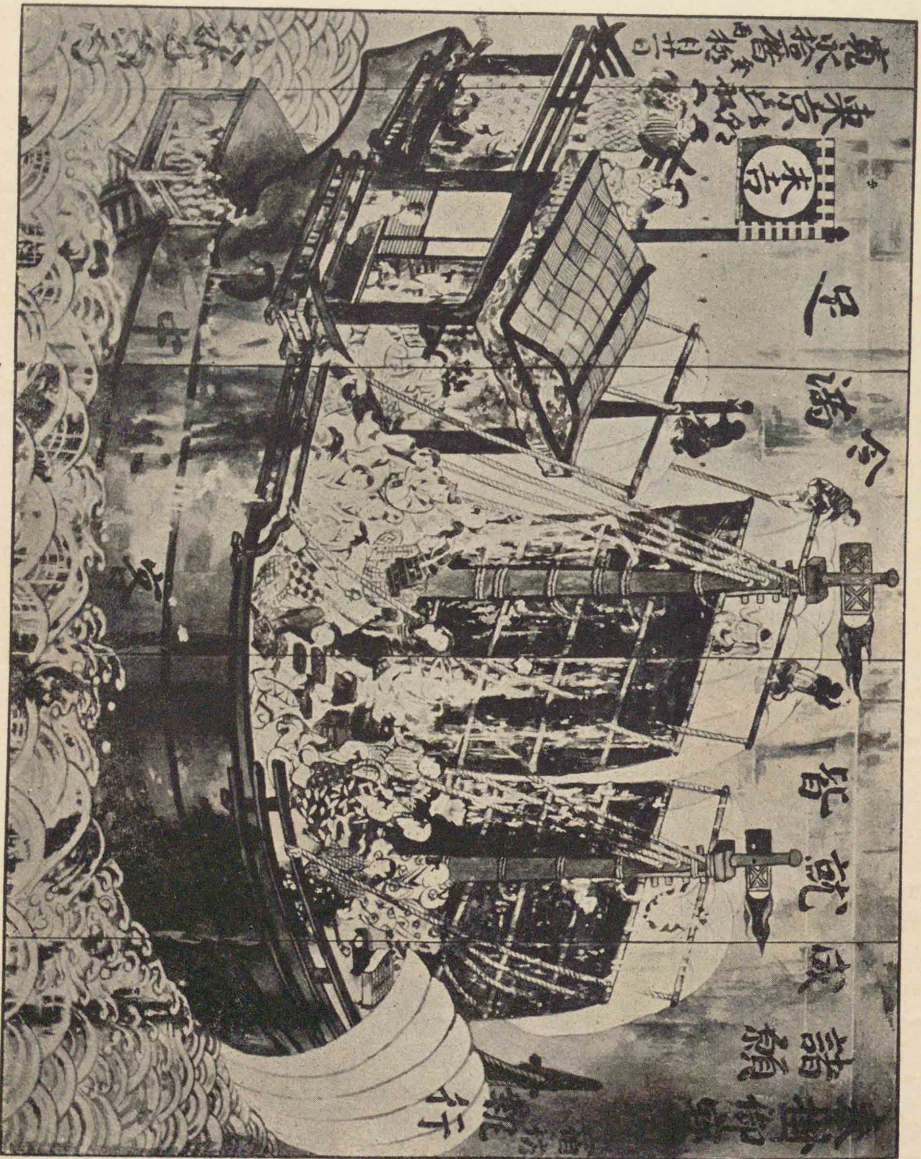
右



慶長十八年八月十日

御朱印狀

當時、邦人の進取雄大の氣性、大いに振ひければ、御朱印船に乗りて、媽港マカオ、澳門アモイ、高砂タカサゴ、臺灣タイワン、呂宋ルソン、安南アナム、占城チヤンガ、支那シナ、東藩トウハン、塞羅麻セロマ、六甲等ロクカ等に渡航通商せしもの、甚だ多し。家康は、なほ進みて、我が國と濃毘數般ニウピスバ、新西班牙、墨西哥との間に、太平洋を横ぎりたる貿易の新路を開かんことを企て、



船 吉 末

慶長十五年京都商人田中勝助ノビスパンニ赴リ



家光の鎖國政策

濱田彌兵衛

山田長政

支倉常長

第三章 海外諸國との交通 天主教の禁 島原の亂

山田長政 支倉常長

慶長十五年に至りて成功したり。かの支倉常長が、その主伊達政宗の命を受けて、ローマに使せしこと、山田長政が暹羅に在留せる日本町の邦人を率ゐ、暹羅王を助けて、國亂を戡定せしこと、濱田彌兵衛が臺灣のオランダ人を懲らししこと等は、皆この前後の事なり。

三代家光は、天主教を信ずるものなほ絶えざるを

この圖は、京都清水寺に現存せる額面の寫真にて、末吉氏が幕府の許可を得て、外國貿易のために用ゐたる朱印船の一を示す。寛永十年、東京より、無事歸朝したるを祝し、その船を圖し、額として、奉納したるものなり。

慶長十八年 葡人ト商人ト謀リテ幕府ヲ計リシト企テシテ和蘭人ニ之ヲ告テテ和蘭人ノ自由ヲ航通ヲ許ス

第三章 海外諸國との交通 天主教の禁 島原の亂

寛永十三年の禁令  
 小西孝長 手紙 肥前ノ賜  
 其浪士ハ尚肥前ニ在リ  
 サビエル 屏風トシテ  
 二四  
 吾日本ヲ去リテ後 三十五年ヲ経テハ  
 累年七ビテ  
 島原の亂  
 其機ク逸セズ  
 其時ハ天燒ケ  
 原ノ古城  
 寛永十三年家  
 天草四郎時貞  
 天草島  
 松平信綱の  
 四下ト蘭人  
 の援助  
 天主教の嚴  
 禁  
 宗門改ト踏  
 繪

見て、明正天皇の寛永十三年紀元二二九六年遂に全く異國渡航を嚴禁し、密航者及び海外在住邦人の歸來せるもの等を死刑に處することとし、また益、教禁を嚴にし、南蠻人の胤を索めて、これを媽港に放逐したり。

かくの如く、天主教の禁令は、益、嚴密となりしかば、寛永十四年、九州地方の信徒等、益田時貞三右衛門といふ者を戴き、島原半島なる原の古城に據りて、亂を作せり。その勢、日に熾んなりしかば、幕府は、板倉重昌貞を遣はして、これを討たしめ、つぎて、更に松平信綱を遣はし、翌年十五年二月これを平けたり。この役、オランダ人、幕軍を援けて功ありき。

これより、幕府は、愈、嚴令を布きて、天主教を禁じ、時時、宗門改を行ひ、疑はしきものには、踏繪を踏ましめて、これを糺し、さきに定めたる海外渡航の禁を厲行し、且、船を造るに種種

木版  
 長方板  
 橋月板  
 銅版  
 長崎出島の居留地  
 長方板  
 柄月板  
 遊五子  
 中七子  
 存一十五分  
 清の興起  
 鄭芝龍父子の恢復運動



繪 踏 (る據に物現藏館物博室帝京東)

の制限を設け、また外國人の渡來を拒絶し、ただ、支那・オランダ二國人にのみ、長崎に來航貿易することを許し、つぎて、長崎の出島を以て、オランダ人の居留地と定めたり。是に於て、開國變じて鎖國となり、世界の事情は、たやすくは知られずなりぬ。

これよりさき、支那にては、愛親覺羅氏滿洲より起り、遂に明に代りて、國を清と號せり。明人鄭芝龍といふ者、嘗て本邦に來り、平戸に寓して、邦人を娶り、男成功を生む。芝龍、恢復を圖り、書を幕府に上りて、援兵を請ひしが、聽かれざりき。後、芝

第三章 海外諸國との交通 天主教の禁 島原の亂

明人の來歸

龍は、遂に清に降りたれども、成功は臺灣のオランダ人を逐ひ、これに據りて、なほ屈せざりき。この前後には、明の遺臣の我が國に歸化せしもの少からず、水戸侯徳川光圀に聘せられたる朱之瑜舜水と、黃檗宗バクを傳へたる僧隱元等の如きは、その有名なるものなり。

### 第四章 徳川綱吉

浪士の陰謀

由井正雪等の陰謀

別木庄右衛門等の陰謀

家綱時代

後光明天皇の慶安四年紀元二三一年、將軍家光薨じて、その子家綱十才つく。浪士由井正雪・丸橋忠彌等、喪に乗じて、亂を作さんと謀り、事露れて、或は自殺し、或は誅せられたり。當時、江戸に滞在せる浪士、甚だ多く、翌年、また、別木庄右衛門等の陰謀ありければ、幕府にても、これが取締を嚴密にするに至れり。家綱は、多病にして政治に勉むること能はず、その晩年に

寛永遺臣  
酒井忠清、井伊直房、保科正之

酒井忠清の專權

土工及び海運

綱吉の政治

綱吉の初政

正俊大老ト云  
正俊威勢あり、且政嚴酷  
人民怒り、買ひ、若年寄  
稲葉正休、為二殺せん  
綱吉の奢侈  
と弊政

は、名臣、多く世を去りて、大老酒井忠清ひとり威權を恣にし、下馬將軍の稱ありき。蓋し忠清の邸、江戸城の大手門なる下馬札の附近にありしを以てなり。下馬札の外に於ては將軍の如き旅立ちしと云ふ事あり家綱の時、百姓庄右衛門・清右衛門の二人、玉川の水を引き、て、江戸市民の飲料に供し、江戸の豪商河村瑞軒は、また幕府の命を受けて、奥羽・江戸間の海運を開きたり。足に於て、江戸は益、殷賑を加ふるに至れり。家綱薨ずるや、弟綱吉、館林より入りて、五代の將軍となる。綱吉、夙に賢明の聞えあり。まづ前代に權を専らにせる大老酒井忠清を黜け、政令嚴肅にして、頗る見るべきものありき。然るに、後、漸く政に倦み、諸政を寵臣柳澤吉保に委ね、己れは奢侈遊宴を事とし、また篤く佛法を信じて、施與を濫りにし、大いに僧侶を優遇し、護國寺・護持院等の大寺院を建てたり。

護持院

大和長谷寺、陸奥綱吉寺  
権昌院、徳任、得湯島、知足院、迎へし知足院ヲ神田橋外一錦町寺目ニ移ヌラ名トシ

第四章 徳川綱吉

在小石川大塚

護持院原ニ在リ

新大寺院ヲ建テ此名之護持院トシ







林羅山 建仁寺僧より海防に志す。文章の草創に力をつくす。性癖、朋友の交り以て其の遊ニ其の介ニ其の幕府に居たり。外交、法令、制度、諸書ヲ可ル。僧トシテ法印ニ稱スル。

家康の文教  
振起

學校の建設  
羅山その他  
の重用

書物の出版

奈良朝以後  
の印刷術



藤原惺窩



林羅山

家康は、意を文教に用ゐること深く、關原の役の翌年、はじめて學校を伏見に建て、また藤原肅を尊信し、林信勝を聘して侍臣としたり。この外、僧承兌、崇傳、天海等も、また重く家康に用ゐられ、政教上に盡ししこと多し。

家康は、また、廣く遺書を天下に求め、活字を以て、これを出版したり。印刷は、奈良時代にその術既に起り、鎌倉時代に數種の佛書印刷せられ、南

活版術

文學復興

光圀 安永藩の治より知事として、文學の復興に力をつくす。草創の文館ヲ建テ、其の元日學史ヲ著ス。



北朝の時に、堺に於て、はじめて論語を刊せり。その後、僧徒及び武人にして、意をこの事に注ぎしもの出づ。活字を列ぬる法も、いつしか傳はりて、室町幕府時代の末より、間間、これを用ゐるしものあり。家康の時には、木製、銅製の兩活字、並び行はれたりき。

家康の勸奨保護により、文學は年を追ひて復興し、諸大名にも、學問に志すもの、相つぎて出で、碩學の士に

西山傳

光圀

徳川光圀筆

漢字塾の興

諸大名の文教振起

御三家

朝廷の儒學  
崇尙  
松永昌三の經書進講

尙仁親王の好學

綱吉の好學  
昌平校の創建  
綱吉の儒學獎勵

して、閭巷の間に、書生を教授する者も、また漸く多くなりたり。尾張の徳川義直、紀伊の徳川頼宣、水戸の徳川頼房及びその子光圀、會津の保科正之、備前の池田光政等は、皆善政を施き、盛んに文教を興して、その名高し。義直、頼宣、頼房は、いづれも家康の子にして、所謂御三家の祖なり。  
天朝にても、後水尾、後光明、靈元、三天皇、皆儒道を崇尙したまひ、林信勝の同門なる松永昌三等の如き、特に召を被り、布衣の身を以て、天顔に咫尺し、以て經を進講したてまつれり。後西院天皇の皇子尙仁親王も、また學を好みて、篤く程朱を信ぜられ、栗山愿を召して侍讀となしたまひき。  
五代將軍綱吉は、殊に深く學を好み、自ら儒書を講じて、大いにこれを獎勵し、袖珍本の四書を發行せしめ、以て繙讀に便ならしむ。これよりさき、寛永七年紀元二二九年將軍家光、林信勝

孔子廟  
忍岡の塾舎  
及び孔子廟  
先聖殿  
寛永十年

本朝通鑑  
外神田臺の聖堂及び學舎  
又四維山、六國史  
ヲ根本トシテ日本  
歴史ヲ著スル事多ク天皇迄至リ  
先聖殿  
之即チ本朝通鑑也。

宇勝史館  
史官前集  
史官  
此ハ其ノ史館ニ補助ヲ爲ス  
用應ニ用スルニ於テ其ノ史官トシテ  
用應ニ用スルニ於テ其ノ史官トシテ  
用應ニ用スルニ於テ其ノ史官トシテ

著名の學者

中江藤樹  
中江藤樹  
後加藤親威  
熊澤蕃山  
熊澤蕃山

にその別墅として江戸上野忍岡今の山王の地の地を與へ、別に資金を給して、塾舎、書庫を建てしめしが、同九年、尾張侯義直、此處に孔子の廟を營み、寛文中、信勝の子恕平勝齋、幕命を以て、史館を此に開き、本朝通鑑を編纂せり。元祿三年、綱吉、更に地を外神田臺に卜し、聖廟を改築して、これを官祀となし、親ら大成殿の三字を扁額に書し、祭田千石を附して、春秋二回の釋奠に資し、諸藩に獻金せしめて、廟側に學舎を設け、幕府及び諸藩の士の才藝あるものをして、ここに學ばしめたり。後、これを昌平、阪學問所といふ。綱吉、朝廷に請ひ、林信篤鳳岡を蓄髮せしめて、大學頭に任じ、以てその教授に當らしめたり。且大成殿此ハ其ノ史館ニ補助ヲ爲ス  
これよりさき、將軍家光の頃、近江に中江藤樹あり、篤く王陽明の學を信じ、德行、甚だ高し。世稱して近江聖人といふ。その門人熊澤蕃山、經世の才を懷き、池田光政に仕へて功あり。

第五章 文教の振起

三一

能 況 菑 苗 山  
寛永十年、塾舎ニテ澤ル、且其後十四年ニシテ死ス、土人其遺望ヲ景仰シ、德本堂ヲ建テ祀ル。  
十六年、三才備前侯ニ任テ、二階榊門學、俸ヲ十兩ニ官途ニ奉ルト為リ、一部ノ嫌ハク、得難仕キ浮浪シ、且林氏即程朱學派ノ歴進ヲ求メ、晩年甚不遇ナリ。

木下貞幹  
初松尾昌隆の學に倣上京の師を求めて歸り、一室を屏居して、  
前田利常、石田三成の時々、任使する者あり。文章所、  
第五卷、交教の振起朝鮮人の對馬を來るに其文章、  
三三

木下貞幹及  
びその門人  
望梅堂  
藤原維楨  
山崎闇齋  
伊藤仁齋  
齋藤樹  
中齋  
江藤齋  
伊藤仁齋  
藤齋  
樹

山崎闇齋  
伊藤仁齋  
齋藤樹  
中齋  
江藤齋  
伊藤仁齋  
藤齋  
樹  
程朱に出で、神道に依りて、一派を開き、垂加流と稱し、維楨は古學を唱へて、一派を立て、學徳、天下に高く、その堀川塾に入せしもの、殆ど全國に

堀川塾の盛況



網吉の時、京都に木下貞幹、順あり。博學を以て有名なり。網吉これを聘用す。貞幹、門人甚だ盛んにして、新井君美、石室直清、鳩雨、森俊良、洲等の名士、その門より出づ。この頃、京都には、また山崎闇齋、伊藤仁齋あり。闇齋は程朱に出で、神道に依りて、一派を開き、垂加流と稱し、維楨は古學を唱へて、一派を立て、學徳、天下に高く、その堀川塾に入せしもの、殆ど全國に

祖徠  
獲生祖徠  
益軒の自賛あり。曰はく、名手狩野昌運、爲予描像。欲其克肖。凡五易稿。而後淨寫如此。可謂鄭重不苟也。因自賛以遺來裔云。  
樸陋之質。衰朽之軀。引鏡窺影。彷彿畫圖。玩古不倦。至老增娛。千慮有得。斯語庶乎と。

獲生祖徠  
貝原益軒



といふ。維楨の子長胤、東また該博にして、家學を紹ぎ、著述甚だ多し。維楨父子と時を同じくして、江戸に獲生祖徠あり。人と爲り、英氣豪邁、眼一世を空うす。その學、汪洋浩博、兼ね綜べざるなく、また朱子學を排して、古文辭學を起したり。筑前の人貝原篤信、軒ま著して世を益したり。

僧契沖  
古語、古事研究、古事記傳、万葉代正記等著

國學の興起

契沖と季吟  
綱吉と國學  
その他の大  
家

この頃、また難波の僧契沖は、古語を研究して、はじめて國學を起し、近江の人北村季吟も和歌・和文に名あり。綱吉は國學にも心を用ゐたりければ、季吟を召して歌學方とし、祿を與へて、國學を講ぜしめき。

この外、俳諧に松尾芭蕉あり。戯曲に近松門左衛門あり。農學家に宮崎安貞あり。天文學者に安井算哲あり。數學家に關孝和あり。書家に北島雪山・細井廣澤あり。小説家に井原西鶴あり。學者・文人、一時に輩出して、所謂元祿時代の隆盛を致せり。

第六章 新井君美 徳川吉宗

綱吉薨するや、家光の孫家宣、繼ぎて、六代の將軍となり、新井君美を擧げ用ゐたり。君美は白石と號す。その家宣に用ゐる

家宣、細網書院  
間部詮房  
新井白石  
綱吉、用ゐたるハ  
綱吉ト稱シ  
白石書院  
同、併、異、身、ト、テ、曰、フ、

白、不、任、事  
朝鮮使待還方法  
書、日本國大  
朝辭使來ル  
ハ、登、宣、ヲ、降、ヲ、ク、ラ、迎、ヒ、テ、  
御使、ヲ、執、セ、シ、ム  
御使、即、チ、得  
テ、朝、辭、使、  
館、へ、使、を、來、ル、  
階、下、ニ、下、リ、テ、御、使、  
ヲ、迎、フ、ル、ト、テ、云、ム  
賜、宣、  
是、ハ、國、威、安、揚、方、法、ニ、シ、テ、  
清、ヲ、重、シ、ク、考、テ、  
親、王、家、及、臣、親、王、ニ、因、テ、  
財、政、改、革、  
勘、定、奉、行、奉、書、ヲ、退、ケ、  
往、來、不、申、ニ、至、ル、と、閑、院、宮、家、  
ヲ、修、繕、シ、且、  
重、臣、重、臣、ヲ、  
三、為、シ、品、價、ハ、亦、  
之、歳、子、金、ナ、リ、

らるるや、幕政、一としてその議に與らざるなく、著著、前代の弊政を改め、また、朝鮮の使者を待遇すること、禮に過ぎたるをも改正したり。



新井君美  
(東京帝室博物館蔵に據る)

に、中御門天皇、これを嘉したまひ、皇弟直仁を立てて親王と

君美の進退

七代家繼と君美

正徳長崎参府印  
外國に於ては、  
價値を制限せん

八代吉宗と君美

吉宗の勤儉尚武

元禄以來の世風

質素儉約

し、閑院宮と稱せしめたまふ。是に於て、四親王家あることとなり、後に光格天皇は閑院宮より入りて、皇位を繼がせたまへり。

家宣は、在職僅かに四年にして薨じ、子家繼、幼にして繼げり。君美、家宣の遺命を受けて、これを輔け、外國貿易の價格を制限して、金銀の海外に濫出するを防ぎ、なほ、諸種の改革に志ありしが、多くは實行するに及ばずして、家繼薨じ、紀伊頼宣の孫吉宗、入りて將軍となりければ、則ち退隱して、専ら著述を事とせり。

吉宗、英邁にして材略あり。元禄以來、世風殊に華奢柔弱に流れ、勤儉尚武の精神、大いに衰へしかば、吉宗、これを憂へ、就職のはじめ、まづ諸大名を集めて、華美を戒め、政治を勵むべき旨を諭し、自ら節儉を守りて、天下を率ゐ、また、大いに武技

刑律書、編纂案  
武技の獎勵

直前裁判、前例(刑次河)

三ツテテ、所例ヤヤヤヤ

裁判所、独断ヲ利便ニス

弊害多ク、見テ於テ公

事ヲ免テ、テテテテテテ

刑律書の編成

公事方定書

大岡忠相

迎高門講

實學獎勵

直中ニテ、建勅、顧問の學者

ニテ、林、森、戸、身、ヲ、テ、テ、テ、テ

工、高、ヲ、テ、テ、テ、テ、テ、テ

高倉屋敷

吉宗の實學、尊重及び庶民教育に對する注意

此、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ

六論衍義、清順、清和、清人、備、通、六、論、ヲ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ

を獎勵し、或は弓馬の術を再興し、或は親しく風雨寒暑を冒して、田獵に出でなどし、以て士氣を鼓舞し、勇健の風を養ふことを務めき。是に於て、一時の風尚、武事に傾き、士風、復興せり。

吉宗、また、心を刑律に用ゐ、内外古今の律書を考へ、老臣、法官及び學者等と討議し、はじめて公事方定書を制定しけり。この時、江戸の町奉行に大岡忠相あり。斷獄に妙を得、公明にして神の如しと稱せらる。

吉宗、室直清を顧問として、治國の要を問ひ、荻生徂徠を重んじて、政務の要を言はしめ、また京の國學者、荷田在滿を召して、古制を諮問しなどしけるが、殊に實用の學を重んじ、自ら天文・曆數などの學を修めて、簡天儀を作り、また直清に命じて、六論衍義の大意を平易に書き述べしめ、これを刊行し

大岡忠相  
是、子、山、田、  
奉行、伊、  
便、世、年、  
紀、伊、家、  
成、美、之、  
能、也、  
忠、和、裁、  
決、ス

孝勤元代

徳川吉宗の御代に於ては、  
一年交代の制を設け、  
四分の一は年々奉勤  
其の爲に、財政整理  
人口増加の爲に、  
物價低廉を維持す  
爲に、  
前代より、  
一、五、二、百、五、十、  
之、上、  
後、十、年、  
貨幣改鑄  
止

尾高  
通材を以て、  
上、  
任用を以て、  
補、  
補、

殖産興業

蕃薯栽培と  
砂糖製造の  
勸奨

て、寺子屋の師匠に授け、手習本として兒童に授けしめき。



徳川吉宗  
(る據に像畫藏家爵公川徳)

を薩摩より取りて、その書と共に、これを諸國に頒ち、以て凶

吉宗は、また力を財政整理及  
び産業奨励に盡したり。即ち就  
職以來、しきりに儉約を勧めた  
るのみならず、貨幣を改鑄して、  
品質精良なる享保金を造り、ま  
た足高の法を定めて、家祿と職  
給とを分ち、人材を自由に登用  
する路を開き、且、財政を亂さざ  
らんことを圖れり。

吉宗、また、青木文藏昆に命じ、  
蕃薯栽培法を記述せしめ、種苗

諸國産の  
興起

享保の治

九代家重  
田沼意次の  
擢用

歳饑饉に備へしめ、或は砂糖の製法を調べて、その製造を勸  
め、或は人を諸方に遣はして、物産を巡検せしむるなど、民業  
奨励の法、盡さざるなかりき。諸藩も、また、その意を承け、競ひ  
て國産を興しければ、上野・信濃及び奥羽の繭絲、阿波の藍、紀  
伊の蜜柑、薩摩の煙草及び鯉節、四國・中國の製鹽を始めとし、  
陶器、金屬、革類の製品等、多くこの時より盛んなり。殊に農業  
は、吉宗が最も深く心を用ゐたるものにて、水利を興し、墾田  
を勧め、米穀、遂に餘りあるに至れり。世、吉宗を江戸幕府中興  
の賢主と仰ぎ、その政を稱して、享保の治といふ。

第七章 寛政の治

將軍吉宗は、櫻町天皇の御代に、職を子家重に譲りぬ。家重、  
多病にして政を勤めず、近臣、事を用ゐて、専恣多く、田沼意次、

十代家治

田沼父子の  
執柄  
弊政

殊寵を被りて、不次に擢用せられたり。  
次代桃園天皇の寶曆十年紀元二〇四年家重の子家治十代の將軍となるや、意次、益、寵せられて、遂に老中に進み、その子意知は若年寄となり、父子、並び立ちて、苛政を行ひ、上下の間を壅蔽し、賦課を重くし、賄賂を貪り、奢侈遊惰、風をなし、吉宗中興の政衰へぬ。

天變地異大  
饑饉、  
野史、家治、  
年、詳し

天明の大饑饉

天明九年家治薨、  
若林、  
日向、  
祥、  
野、  
世人、  
マレ、

御三卿

この時に當り、大火、水害、地震、噴火、暴風等、諸種の災害、頻りに起り、後櫻町、後桃園二天皇を経て、光格天皇の天明年中に至り、所謂天明の大饑饉ありければ、人人、責を幕府の失政に歸し、怨嗟の聲、四方に起る。既にして、意知は旗下の士佐野政言のために、事を以て殿中に刺され、後、ほどなく、意次は黜けられ、家治も薨じたり。  
はじめ、吉宗、その子宗武、宗尹に、田安・一橋二邸を分け與へ、

田安、一橋  
二家の祖  
清水家の祖

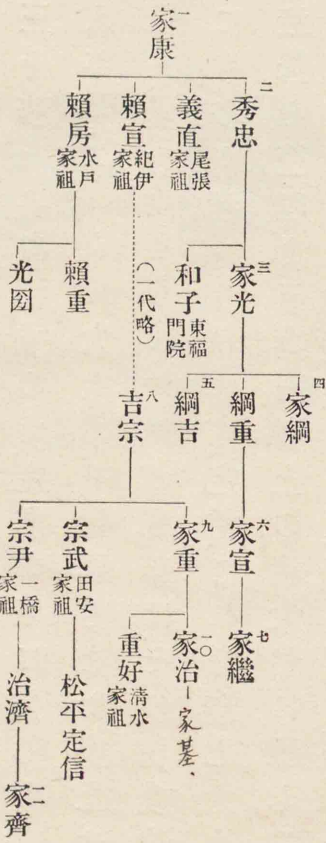
十一代家齊

松平定信の  
執政

定信の人物

家重の時、また、その子重好に清水邸を與へ、竝に諸侯に列せず、將軍の連枝として、これを待遇し、御三卿と稱したり。是に至り、宗尹の孫家齊、一橋家より入りて、宗家をつぎ、十一代の將軍となりぬ。

徳川氏系圖



家齊就職の時、年なほ少く、天明饑饉の創痕、未だ癒えず、實に幕府の一大急時なりとす。時に白河藩主に松平定信あり。田安宗武の子にして、出でて松平氏を繼ぎたるものなり。定信、賢明にして學識に富み、その封内を治めて、治績、顯著なり

定信の政治  
 1. 皇居造営  
 2. 御守事事件  
 3. 学政振興  
 4. 異学禁

とのつくりみがかきたるるをうたへしさをの心を大和言の葉(後櫻町上皇)

定信の輔佐

定信の政治

儉素公正

皇居造営

天明の炎上

定信の皇居造営總理

皇居落成

尊號事件

ければ、遂に老中に擧げられ、つぎて輔佐の職となり、老中の上に班して、幕政を執れり。

定信、よく吉宗の遺法を守り、自ら衣食を薄くして、節儉を奨め、勵精して治を圖る。是に於て、大小の吏風一變し、儉素を守り、嚴正を務め、各自相戒めて、定信の風に化したり。

天明八年紀元二四四八年、京に大火あり、皇居もまた炎上せり。皇居は、信長以來、屢、改修せられたれども、なほ、その規模狭小にして、古典にも多く違へりければ、定信、これを慨し、大火の後、自ら皇居造営を總理し、五萬石以上の諸大名に課して、その工費を助けしめ、日夜、工事を督し、寛政二年紀元二四四〇年、落成せり。光格天皇及び後櫻町上皇、ともに御製の詩歌を家齊に賜ひて、これを賞せらる。

後數年、朝廷、皇父典仁親王ミタマノミコに太上天皇の尊號を奉らんと

定信の諫止

事件の真相

使ツカサシトシヨク存

中山愛親  
 正親町公明  
 有アシナ

柴野野房  
 河津傳島人  
 河津傳島  
 昌平様、野田

學政の更改

朱子學派の名儒招聘



松平定信 柴野野房 林 衡 彦 邦

て、幕府に諮問したまひしに、定信、固くその不可を陳じ、事、遂に止みぬ。蓋し、當時、家齊の生父一橋治済を大御所となして、

政務に干與せしめん  
 と謀るものあり。朝廷  
 尊號の議を翼賛し、因  
 りて治済に及ぼさん  
 としければ、定信、かく  
 は拒みたてまつりた  
 るなりといふ。

れに赴くもの多かりしかば、定信、乃ち柴野野房、山岡恕寒

の學、漸く衰へ、仁齋祖  
 徠の學風、勢を得て、こ



尾藤孝肇 伊予人 父、無頭リ、カキキ病、農業者、能く學ぶ志、後藤府、傳言ト云、昌平校、放官、  
古賀樸 佐賀人 佐賀侯ニ仕テ、奉勤、折其學才アルニテ、アキラテ昌平校ニ經テ講シ、藩臣ニテ昌平校、教官タルヲ云テ、講夫ト云。

第七章 寛政の治

四四

松平衡 十七歳ニシテ、寛政五年、昌平校ニ入リ、學問ニ専ラシム。昌平校ニ入リ、學問ニ専ラシム。昌平校ニ入リ、學問ニ専ラシム。  
昌平阪學問所 昌平校ニ入リ、學問ニ専ラシム。  
林家 別墅、昌平校ニ入リ、學問ニ専ラシム。  
林衡の人物 昌平校ニ入リ、學問ニ専ラシム。  
林家中興 昌平校ニ入リ、學問ニ専ラシム。

尾藤孝肇 二等を登庸して、大いに學政を張り、また、古賀樸 里精に命じて、經を講せしめ、且、時時、昌平阪學問所に臨みて、親しくその教授を視たり。また大學頭林信敬の死するに及び、岩村の城主松平乘蘊の次男衡が、才幹ありて、天下の學政に當るべき人物なるを察し、これが後を嗣がしむ。衡は述齋と號し、大いに學政を振興して、林家中興の業をなし、定信の素志を助成したり。つぎて、程朱の學を奉ずる者にあらざれば、進仕を許さざることと定めしかば、世にこれを異學の禁といふ。

定信は在職七年にして退隱せしが、その間、諸大名に命じて、備荒儲蓄をなさしめ、棄捐といふ負債償却法を設けて、旗下の士の困窮を救ひ、人足寄場を石川島に開き、無頼無宿の徒をして、常業に就かしめ、姦邪を黜けて、賢良を用ゐる、盛んに

寛政五年

寛政の治 備荒貯蓄 棄捐 人足登庸

人足寄場 上杉の用人足使 寛政五年 同之ヲ使用シテ 儲蓄貯蓄 一七 寛政五年

善行旌表 勸業 風俗肅清

孝子・節婦・義僕等を賞し、諸國の農桑を勸課し、風俗を矯正するなど、施設せし所、甚だ多く、幕政、再び振ひて、所謂寛政の治をなせり。

諸藩の治 賢諸侯

著名の藩覺



上杉治憲 (上杉伯爵家藏)

この前後には、また、諸藩にも良主輩出して、治績の稱すべきもの、頗る多し。熊本の内川重賢、米澤の上杉治憲、津の松平容頌、長門の毛利重就、安藝の淺野重辰、紀伊の徳川治貞、備前の池田治政、阿濃津の藤堂高兌、福山の阿部正精等は、皆賢明にして、よくその封内を治めたる者なり。殊に教育・學問は、諸藩の均しく注意せしところなれば、熊本の時習館、萩の明倫館、鹿兒島の造士

咸宜園……  
懷德書院……  
竹山

私塾及び寺  
子屋

名高き私塾

心學

石田梅巖

手島堵庵及  
び中澤道二

國學の大成

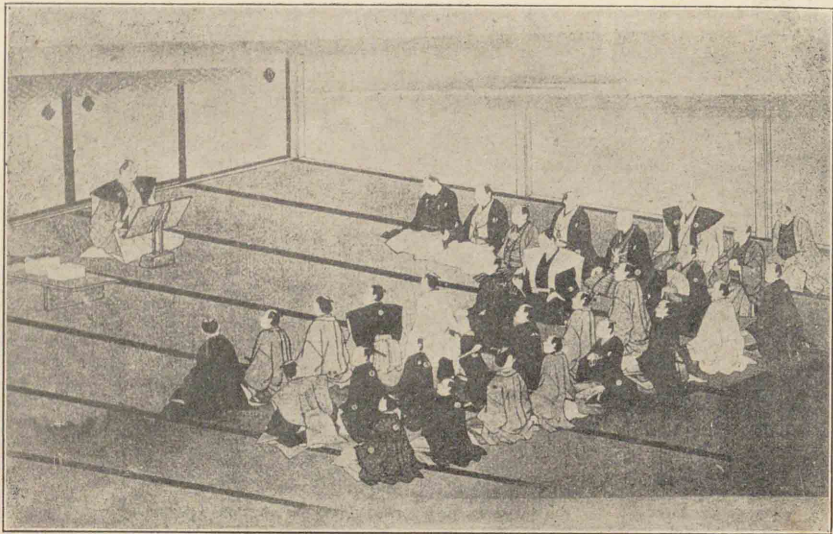
館、佐賀の弘道館、米澤の興讓館、仙臺の養賢堂の如き名高き  
學校あるに至りぬ。

また、儒者も私塾を開きて、子弟を教育し、僻陬の地に至る  
まで、寺子屋ありて、庶民の初等教育を施せり。備後福山の菅  
晋卿<sup>茶</sup>山の塾、豊後の廣瀨<sup>日</sup>建<sup>淡</sup>窓の塾、大阪の中井積善<sup>山</sup>竹の懷德  
書院の如きは、生徒頗る多く、塾規、大いに備れりといふ。

これよりさき、享保の頃、京都の石田梅巖、神・儒・佛三教等を  
調和し、極めて平易に實踐道徳を説きたり。これ即ち心學の  
はじめにして、梅巖の高弟手島堵庵、堵庵の門人中澤道二に  
至りて、遂に大成し、下層社會の道徳維持に與りて力ありき。

第八章 國學の勃興 尊王論

初め僧契沖の古學を唱ふるや、荷田<sup>カ</sup>春滿<sup>マ</sup>、これを承けて、古



昌平講堂の圖



寺子屋の圖

(以上二圖東京教育博物館蔵版)



國學の大成

宣長の著書

春庭と大平

宣長の門人と塙保己一

平田篤胤と伴信友

を尊び、外を卑み、佛を排し、儒を斥け、敬神・尊王の大義を明かにし、遂に國學を大成せり。

と  
宣  
長  
の  
門  
人  
と  
塙  
保  
己  
一

宣長、著書甚だ多く、古事記傳以下、多く前人未發の卓見に富む。宣長の子春庭・義子大平、よくその業を修め、益、家學を弘めたり。

宣長の門人平田篤胤、また先師の遺志を紹ぎて、専ら敬神・愛國の説を唱へ、その同門伴信友は、考證に長じ、多數の著書、多くは考據正確、後人に益する所少からず。盲人塙保己一、ま

宣  
長  
の  
門  
人  
と  
塙  
保  
己  
一

高保己一  
中古華振子守子

群書類從  
保元平治以後の諸家  
の記録を雜考し、  
考證し、此の群書類  
從を編纂する、  
大百五十卷、櫻  
千本百八十五卷。

和學講談所の創立  
群書類從の編輯

尊王論  
國學の勃興、尊王論

一、國學の勃興  
二、尊王論  
三、靖獻遺言

德川光圀の大日本史  
淺見安正の靖獻遺言



塙保己一  
(藏氏韶忠塙京東)

た國學に精しく、寛政五年、幕府に請ひて、和學講談所を立て、散亂せる古書を蒐集して、群書類從を編し、大いに國學の研

究に便せり。これより、大いに我が國民の自覺を喚起し、我が國體の尊嚴なることも、まことの君は將軍にあらずして、天皇にたまします事も、おひおひ知れわたるに至れり。

契沖を優遇して、國文を諮問し、また、四方より學者を招きて、大日本史を編し、大いに尊王の大義を顯揚するや、天下の人心、稍、歸向する所を知り、山崎闇齋の門人淺見安正綱齋も靖獻遺言を著して、尊王の志を述べき。その後、桃園天皇の寶曆年

竹内式部  
桓後人京出く、医業トモシキヲ神速ヲ究ム

竹内式部と  
寶曆の變

中家重に至り、竹内式部といふ者、京都に在り、皇室の式微を慨し、名分を論じ、氣節を振起せんことを謀り、公卿の志ある者と相交遊せり。藤井右門、また志を式部と同じくし、共に密かに謀る所ありしが、事漏れて、式部は逐はれ、公卿は罪せられぬ。

高山正之筆 (自筆京日記より寫す)

皇統綿綿寶祚長久の事  
と嘆くく、もの餘りの事  
すゝと知るべ

を慨歎し、式部右門と結べり。たまたま、上野の小幡藩主織田

甲州の山人山縣大貳、また常に皇威の陵夷したる

山縣大貳と  
明和の變  
大貳の人物

信邦出明と是見

明和の變

信邦、老臣吉田玄蕃を任用し、藩政を改革す。玄蕃、大貳と善し。藩士、玄蕃の權あるを忌み、玄蕃大貳、謀叛の企ありと密告しけり。幕府、乃ち信邦を拘し、遂にその封を革め、大貳を斬り、右門を梟し、式部を流に處したり。時に後櫻町天皇の明和四年紀元二四二七年なり。家重、時

寛政の尊王家

尊王思想漸盛

高山彦九郎と蒲生君平



裏頼 (藏氏三龍頼都京)

九郎之下野に蒲生君平、實秀等の志士を出しぬ。二人共に皇室の衰へたるを慨し、四方に遊びて、同志と交り、説くに尊王の

頼山陽とその著書

大義を以てしたり。頼山陽も、また文筆を以て尊王の氣勢を助く。その著、日本外史、日本政記等は、文章明快、尊王の志氣を鼓舞したること、頗る大なるものあり。

### 第九章 西洋學術の傳來

西洋學術講習の始め

洋書繙讀の禁

享保の洋書解禁

青木文藏と蘭學

國學の盛んなりし頃、蘭學も、また漸く開けたり。これよりさき、寛永年中、鎖國の嚴令を布くや、洋書の繙讀をも嚴禁したりしかば、西洋の事情を知るは、ただオランダ人よりの傳聞、若しくは長崎に於ける通詞の口傳に依るのみなりき。將軍吉宗、これを不便とし、且、西洋學藝の利益あるを知り、享保五年紀元二三〇八年、洋書輸入の禁を弛べて、キリスト教に關係なきものは、これを講讀することを許し、青木文藏陽に命じて、蘭書を學習せしめたり。文藏、乃ち長崎に往き、通詞西善三郎、吉

此陽

和蘭語訳

和蘭文字集を著す

ヲ著ス

良沢

初ニテ性情ヲ先ニ教ヘテ、其後ニ學ヲ授ケル

ニ遊情ナリ遊

教ハシ見テ

學ヲ性ル所

或曰、其傳、前

ヲ過キ、其後

ニ見テ、其

文字ニテ、其

行、其脚、其

更ニ、其明、其

遊、其蘭、其

トス

前野良澤と蘭學

良澤の篤志

長崎遊學

杉田玄白と蘭學

罪囚解剖

雄幸作等と共に、刻苦研究すること數年にして、江戸に歸る。その學び得し所は、僅僅四五百言の常語に過ぎざりきと雖も、これ實に我が國に於て、蘭學を講ずるの濫觴なり。その後、豊前中津藩の醫前野良澤蘭文藏が蘭語に通ずるを聞き、四十七歳にして、始めて、これに就きて、教を受く。文藏、その篤志を嘉し、悉くその記憶する所の五百餘言及びその著和蘭文字略考を授く。時に明和六年紀元二四二九年、將軍家治の時、明年、良澤歸藩し、請ひて長崎に遊び、吉雄及びその他の通詞等と交り、更に二百餘言を習得し、且、蘭書人身内景圖説Anatomie (解體學、解剖學)を購ひて、江戸に歸れり。

若狹小濱藩の醫杉田玄白、また夙にオランダ醫學に志あり。明和八年三月、罪囚解剖小濱藩の發テの舉あるを聞き、良澤等と共に往きて、これを觀、蘭書の圖解を實際に參照せしに、聊か違ふこ

中川淳庵  
相謀りて翻訳を成す

相謀りて翻訳を成す

人身内景圖  
說の翻譯

となきに驚嘆し、相謀りて、翌日より、直に人身内景圖說の翻譯に著手せり。毎月六次の會讀日を定め、刻苦勵精、或は一日に一語を解すること能はざるあり、或は一句の譯に數日を費すありて、稿を改むること十一度、およそ四年の歳月を経て、安永三年紀元二四三四年、解體新書、始めて成る。これまでは、外科療法にのみ蘭法を用ゐて、内科の醫療は、全く漢法に據りしが、解體新書の世に出でしより、内科の治療

新解  
存新書



前野良澤 大槻玄澤 杉田玄白

和蘭内科醫  
書の譯述

も、その術の精妙なるを窺ひ知るに至れり。つぎて、宇田川玄隨、オランダ内科醫書の譯述に従事し、十年を費して、内科選

大槻玄澤と  
蘭學

蘭學階梯の  
著

蘭學階梯の  
影響

玄澤の門人  
と蘭學

要十八冊成り、寛政五年紀元二四三年これを刊行したり。

この頃、仙臺の支藩一關の醫員に大槻玄澤水磐あり。江戸に出でて、玄白の門に入り、後、良澤に就きて學び、日夜研究すること五年、遂に歐文讀法の要旨を會得し、蘭學階梯を著す。玄澤、この書を携へて、長崎に往き、これに校訂を加へ、天明八年紀元二四八年刻本として世に公にしたり。蓋し在來の歐文翻譯書は、邦文若しくは漢文に譯して、その學說を傳ふるのみなりしに、蘭學階梯は、歐文字を擧げて、國語を施し、直ちに歐文を讀み得る方法を示しければ、世人はじめて蘭書の讀むべきを知り、志を起すもの多かりき。

玄澤の門人稻村三伯後隨海フランス人ハルマの辭書に蘭語の對譯を施せるものを得、その佛語を去り、蘭語のみを存して、これに邦譯を加へ、寛政八年紀元二四五年木製の活字版を

千頃澤内  
 讃岐人名國倫、字士輝、号鴻環、巧戲作、号天竺老人、松山藩下、本林四郎、人。本草字二詳レ。其  
 大正二年、高松藩に任じ、其家臣と異同、早稲門に仕、弱冠して、長崎に赴き、通事、彭城、東名、學ヲ唐人館ニ出入レ、彼等ガ偽藥ヲ出スヲ看破ス  
 大正二年、島根藩に任じ、其家臣と異同、早稲門に仕、弱冠して、長崎に赴き、通事、彭城、東名、學ヲ唐人館ニ出入レ、彼等ガ偽藥ヲ出スヲ看破ス  
 第十章 露國人の來航 海防論 蝦夷地の開拓 備後 地 砂糖栽培ニ通シテ、故へ 五六

寶曆年中、博學、和歌、成る  
 波留麻和解  
 官匠田村之雄、博物學ヲ究  
 曆、寶曆、十年、年三十二、  
 辰、江戶、年、博學、天、神、  
 新、事、世、人、博、カ、以、  
 巨、利、得、ト、欲、入、地、理、書、成、  
 凡、航、ヲ、長、崎、博、學、一、探、送、り、或、  
 公、地、ヲ、博、學、御、種、人、春、植、  
 明、和、七、年、長、崎、遊、人、通、  
 吉、雄、在、左、家、三、寓、  
 晩、年、不、過、三、酒、色、耽、  
 乙、未、書、前、人、レ、レ、心、  
 離、舟、カ、ハ、  
 安、永、七、年、三、  
 齊、宿、生、東、文、紅、銀、子、人、  
 運、坐、シ、ラ、博、學、所、  
 一、此、年、上、月、十、日、年、五、七、  
 著、倉、物、  
 四、舟、物、  
 神、樂、寺、傳、  
 等、

造り、僅かに三十部を印刷し、これを波留麻和解と名づけた  
 り。實に對譯辭書のはじめなり。これより、蘭學を修むるもの  
 は、この辭書を手寫して、座右に備へたりといふ。山村才助、ま  
 た玄澤の門より出で、萬國地誌を大成し、同門橋本宗吉は、新  
 譯地球圖の著あり。これより、西洋風の醫學、理學、博物學等、漸  
 く起り、外來の勢力に對して、國情を適應せしむべき精神準  
 備、略、成るに至れり。

第十章 露國人の來航 海防論 蝦夷地の開拓

蘭學の漸く興れる頃、海外の形勢、大いに變じ、北アメリカ  
 には、アメリカ合衆國獨立して、日に月に隆盛に赴き、イギリ  
 スは、印度を略し、更に支那に來りて、次第に我れに近づけり。

英國、印度、東印度、東亞、社、建、ラ、リ、用、金、社、印、度、東、亞、社、本、國、ニ、輸、上、ス  
 露國、亦、洋、年、間、初、チ、チ、米、日、九、株、  
 上、

安永七年  
 根室、東、松、前、  
 新、井、田、大、八、之、  
 明、年、米、年、  
 許、能、ハ、ト、同、  
 之、海、軍、  
 露人來  
 蝦夷地警戒  
 論と海防論  
 青島俊藏の  
 蝦夷拾遺  
 立原甚五郎  
 の上書  
 林子平の海  
 防論

また、ロシアは、既に悉くシベリアの地を併せ、進みて我が北  
 邊に迫り、安永七年、紀元二四三八年、東蝦夷に來り、松前氏の家人  
 に就きて、始めて交易を  
 求め、翌年、再び來りしが、  
 遂に許されざりき。

その後、天明五年、紀元  
 四五年、將軍幕吏青島俊藏  
 等、蝦夷に入り、露人侵略  
 の實況を目撃して歸り、  
 つぎて蝦夷拾遺を撰す。  
 寛政の初め、水戸藩の儒  
 臣立原甚五郎、また書を水戸侯及び松平定信に上りて、露人  
 の大いに憂慮すべきを論じたり。仙臺の人林子平、また夙に



林子平 (藏氏彦文槻大士博學文)



寛政の三奇士

林子平の處  
謂と露人の  
來航

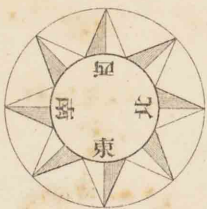
内外の形勢を察し、海國兵談・三國通覽等の書を著して、海防を修め、外寇に備へざるべからざるを痛論せり。子平は、高山彦九郎、蒲生君平と同時の人にて、合せて寛政の三奇士といはる。

松平定信筆（黒船の圖に題せるもの）

此船の  
ヨリ  
ヨリ  
ヨリ  
ヨリ  
ヨリ

松平定信は、林子平の海防論を以て、徒らに世人を感はず、妄言なりとし、寛政四年、紀元二四、これをその藩に禁錮し、版木を燒棄したり。然るに、子平の先見遠はり。ラックスマンといふ者が、我が幕府は、信牌を與へて、長崎に赴かしめしが、これより、漸く海

林子平の處謂と露人の來航  
林子平、我國の藩政を改革し、海防を修め、外寇に備へざるべからざるを痛論せり。子平は、高山彦九郎、蒲生君平と同時の人にて、合せて寛政の三奇士といはる。  
林子平の處謂と露人の來航  
林子平、我國の藩政を改革し、海防を修め、外寇に備へざるべからざるを痛論せり。子平は、高山彦九郎、蒲生君平と同時の人にて、合せて寛政の三奇士といはる。  
林子平、我國の藩政を改革し、海防を修め、外寇に備へざるべからざるを痛論せり。子平は、高山彦九郎、蒲生君平と同時の人にて、合せて寛政の三奇士といはる。  
林子平、我國の藩政を改革し、海防を修め、外寇に備へざるべからざるを痛論せり。子平は、高山彦九郎、蒲生君平と同時の人にて、合せて寛政の三奇士といはる。



伊豆國附新島屬式根島沿海地圖模寫

伊能忠敬實測圖

小笠原海軍大佐の『日本帝國海上權力史講義』に曰はく  
 林子平ト殆ト時代ヲ同ジクシテ空前ノ偉業ヲナシタ  
 ノガ伊能忠敬デアリマス、此人ハ上總ノ小堤村ニ生  
 レタノデ、幼少ノ時分カラ天文學ヲ修メタガ、餘程  
 不思議ノ人デ、五十歳迄ハ少シモ名ヲ知ラレテ居ラ  
 ス、晩年ニ郷里ヲ去ツテ江戸ニ出デ、西洋ノ曆法數  
 學ヲ學ブニ及ンデ其發達シタルニ感ジテ大ニ悟ル所  
 ガアツタト見ユル、五十歳マデハ家ヲ修メテ傍ヲ學  
 問ヲシテ居ツタノデアリマスガ、江戸ニ出デテ後獨  
 リ竊ニ「國家ノ急務ハ世人ヲシテ日本國ノ眞位置ヲ  
 知ラシムルニアリ」ト考ヘテ、日本ハ如何ナル國勢  
 デ、經緯度ガ何度カラ起ツラ何度ニ至ツテ終ツテ居  
 ルト云フコトノ分ルヤウニ立派ナ地圖ヲ拵ヘタイト  
 ノ望ヲ起シ、日本各地ノ實測ヲシタイト云フコトヲ  
 幕府ニ請フタトコロ、幸ニ許可ヲ得マシタカラ直ニ  
 實測ニ取掛ツタケレドモ、器械等モ不完全デ道路ト  
 テモ開ケテ居リマセズ、非常ナ困難ヲ極メタ、然ル  
 ニ五十五歳ノ彼レハ百折不撓ノ精神ヲ以テ羅針マデ  
 モ自ラ製シタノデ、其著沿岸測量書ノ序ニ高橋作左  
 衛門ト云フ人ガ左ノ如ク記シテアル、  
 (前略)伊能忠敬命ヲ奉ジテ海邊ヲ測量ス、要トスル  
 所羅鍼ニ在リ、其器ノ精巧ナルハ西洋ヲ以テ最トス  
 忠敬其巧ヲ借ラズ、自ラ羅鍼ヲ製シテ海邊ノ地勢ヲ  
 量リ、山島ノ近遠ヲ望ム、方位ヤ、合ザルモノアレ  
 バ岩石險隘ヲ論ゼズ、即チ就テ之ヲ正シ、彌益精  
 測ス云々  
 〇。學生諸子、忠敬の學才人物にかんがみ感奮興起す  
 ることなくして可ならんや。

幸及先帝尊、賜  
 權、桂川、南周之ニテテ、  
 守、人、重、ヲ、  
 制、以、テ、  
 守、國、ノ、  
 守、運、ヲ、  
 運、ス。

定信の江戸  
 近海沿岸巡  
 視

近藤守重及  
 び伊能忠敬

守重の蝦夷  
 巡視

忠敬の實測  
 地圖作成

防に注意し、定信をして江戸近海の沿岸を巡視せしめたり



伊能忠敬  
 (藏家能伊町原佐總下)

地實測圖を作成せり。忠敬は、幕府の天文方高橋東岡の門人なり。

幕府の東蝦夷地經營  
松平忠明の巡視

函館奉行設置及び東蝦夷直轄

平山行藏の上書

露人の來航  
レサノフ  
來る

フボストフ  
來犯

西蝦夷の直轄と松前奉行設置

享和元年紀元二四六一年幕府、松平忠明等をして、蝦夷地を巡察せしめ、また、松前藩に北海を委するの危険なるを認め、翌年、蝦夷奉行を置き、つぎて、これを函館奉行と改め、松前章廣の東蝦夷を收めて幕領とす。當時、海防を論ずる憂國の士、益多く、平山行藏の如きは、上書して、不逞の徒及び罪人を率ゐ、以て露寇を討たんと請ふに至れり。

文化元年紀元二四六四年露國の使節レサノフ、國書及び方物を齎し、さきに與へられたる信牌Chinsofを持して、長崎に來り、通商互市を請ふ。幕府、祖法を守りて、これを拒絶せしに、露人フボストフ、これを憤り、文化三年、蝦夷を犯し、書を贈りて、互市を迫れり。幕府、またこれに應ぜず、益、守備を嚴にし、文化四年、更に西蝦夷の地を松前氏より收め、つぎて、函館奉行を松前奉行と改め、以て東西蝦夷を經營せしむ。この頃、間宮林藏、樺太を巡

松前氏、陸奥、  
神川、移せり。

林藏  
文化二年七月、定信、松平、即日、樺太、着。——尾籠江畔、文化四年、以降、

間宮林藏の探検

英人の來航

長崎奉行の自殺

外船擊攘令

寛政令

文政令

文化文政時代

検し、間宮海峡を探検し、進みて今の露領沿海州に至りて歸りぬ。

文化五年、英人ヘル等、また長崎に來り、民家を掠む。長崎奉行松平康英、檄を移して、兵を徴したれども、事急にして及ばず、英船遁れ去り、康英は自殺したり。

これよりさき、寛政年間、松平定信の議により、外國船の來航せるものは、來意を尋ね、漂流船なる時は、薪水、食料を給し、諭示に應ぜざるものは、これを擊攘ふべしと命じたりしが、仁孝天皇の文政八年紀元二四八五年更に沿海諸藩に令して、岸に近づける外國船は、事情を問はず、これを擊攘せしむることとし、蘭人をしてこれを諸外國に告げしむ。されど、この後、我が沿海に來航せる外國船は、益、多くなりゆけり。定信の退職後は、家齊、政を親らし、凡そ四十餘年に及べり。

學問技藝の  
進歩

幕府重職に門閥の就職  
を遊惰・耽り且形式的  
帳簿・整理・期會の人心  
及び時勢  
士風頹廢  
留學居(交際)の時世情  
士が抗する藩閥の總督心んべり茶  
屋の弊費用の分り残る  
費用・私腹の肥え遂に計三茶  
外に品物を生し甚しき人金銭  
出に乏し  
士は家名を百世所んる處に之ヲ  
家人株トイフ  
軍王……國學・教典  
樓表……外國・壓迫

天保一二年頃より  
天保八年大干き  
翌朝越後地方  
最甚也

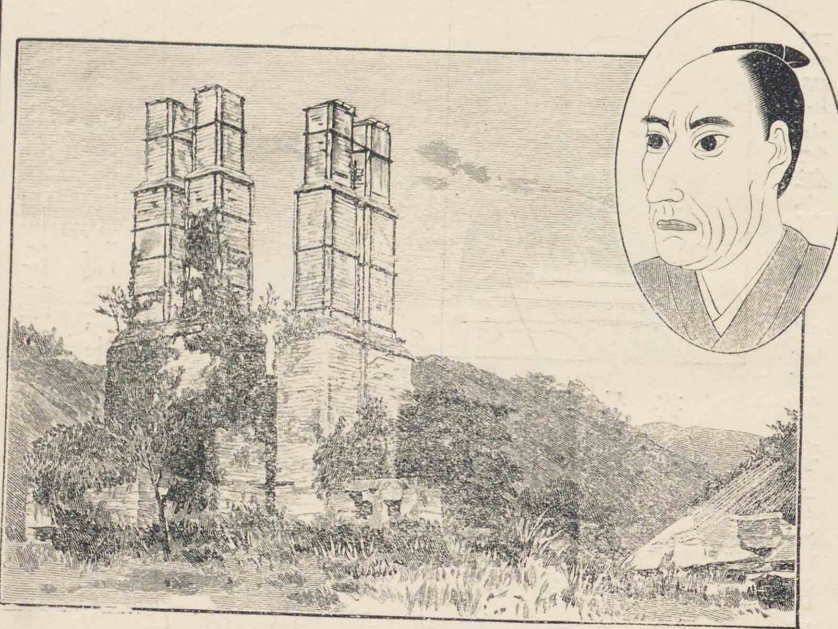


藤田東湖  
(る據に版藏學大國帝京東)

その間、學問・技藝・益・進み、國學・漢學・蘭學・書畫等の大家、多く輩  
出し、瀧澤馬琴、その他多くの小説家も出て、著書の種類の多  
きこと、前古未曾有な  
り。されど、太平既に久  
しきままに、人心腐敗  
して、士風崩れ、財政も  
大いに困難となりし  
が上に、内には尊王の  
思想、益、普及し、外には  
諸外國が頻りに我れ  
を壓せんとする形勢  
もありて、幕府衰亡の兆、漸く現れたり。  
たまたま、天保の饑饉ありて、人心、とかくに穩かならず、大

と大鹽平八  
郎の亂

平八郎の人  
物



江川坦庵及び反射爐

筆白は像  
幕りあに瀧鳴村中の里半南りよ條北豆伊は爐射反  
りなものしせ造築てとんせ造鑄を砲大が庵坦末

阪の與力大鹽平  
八郎、官穀を發し  
て、窮民を賑恤せ  
んことを請ふ。平  
八郎は、王陽明の  
學を修めて、才名  
あり。その請の納  
れられざるを怒  
り、天保八年二紀元  
九七 徒黨を集め  
て、亂を作ししが、  
遂に敗れて自殺  
せり。この前年、家

大塩、早洗心利、洗心洞創祀の者、大塩所奉行、諸部良御、飛騨長張、恤の請、諸入の志、初長、名ト、一擗、起ス、大塩、城代、土井、大塩、及、諸部、為、改、家、區、遠、元、所、自、殺、ス

海防攘夷論  
水戸侯の海防攘夷論

齊職を子家慶に譲る。而れニテテ所ト科レ改テ監督ス。



邊 渡  
登 邊 渡  
（筆 山 樺 樺）  
（藏 氏 興 盛 谷 士 富 京 東）

英 長 野 高  
（本 模 圖 原 山 樺 樺）  
（藏 氏 彦 文 槻 大 士 博 學 文）

天保九年、英國の軍艦、我が漂流民を送り來るべしとの風

吹しかりしが、中にも、水戸侯徳川齊昭は、天朝を尊奉し、藤田彪湖等を用ゐて、文武を勵み、熱心海防。攘夷の策を講じ、佐賀の鍋島齊正、薩摩の島津齊彬等も、また、大いに邊防に注意したり。かく海防論の盛んなるにつれて、高島秋帆、四郎江川、坦庵、太左衛門、等の如く、西洋の兵學、砲術を研究し、且、洋式兵器を造るものも出たり。

高島秋帆  
長崎人、御砲術方及砲術士、  
用ルル兵學、御砲術方、自ら考ヘ、武  
器ヲ研究ス、  
吾ヲ研究ス、  
ハ、  
ハ、

江川坦庵  
伊豆、  
伊豆、

英艦  
モリソン艦長

渡邊華山高

西洋の兵學  
砲術研究

華山 慎機論  
長英 著、  
著、  
著、

兩人共、其の公ニテ、  
天保十年、  
天保十年、

野長英罰せ  
幕府英艦を  
打拂はんと  
す  
華山及び長  
英の識見

阿片戦争

欽差大臣林  
有時長  
外患文、  
軍、  
七、

和蘭の開國  
勸告

天保の改革

聞あり。幕府は、さきの撃攘令の旨趣を守り、これをも打拂はんとせり。蘭學者渡邊登山、高野長英等、これを以て、外國の形勢を察せざる無謀の企なりとし、鎖國攘夷の到底行ふべからざるを痛論して罪せられたり。  
この時に當り、清國にては、阿片輸入の事に關し、イギリスと戦ひて敗れ、地を割き、港を開き、且、償金を出して、和を結べり。この報は、やくも我が國に達せしかば、幕府にても稍、鑑みる所ありて、天保十三年、紀元二五〇四年、オランダの使節來りて、國書を呈し、西洋の形勢を述べ、和交の利を説き、つぎて、また、この事につきて上言せしが、幕府は、なほ祖法を守りて、鎖國主義を變ずるを好まざりき。

老中水野忠邦、内外の形勢を察し、大いに勤儉尙武の風を

水野忠邦の改革斷行

忠邦の失敗

振起せんと欲し、猛烈なる手段を以て、舊政改革を斷行し、遊惰を戒め、奢侈を禁じ、風俗の亂れたるを正し、兵備を嚴にし、武技を講習せしめ、新刊圖書檢閲の制をも立てたり。されど、これがために、反りて人心を失ひ、天保十四年紀元二五〇三年忠邦もその職を罷められ、阿部正弘、これに代りしが、ほどなく、米國使節來朝の事起れり。

第十一章

北米合衆國使節の來朝 開港

攘夷の論 和親條約

米國使節の來朝

人心恟恟

孝明天皇の嘉永六年紀元二五三年六月アメリカアメリカ合衆國の使節提督ペルリ、船艦四隻を率ゐて、浦賀に來り、國書を呈して通商互市を求む。浦賀はいふに及ばず、江戸の騷動、一方ならず、人心、頗る恟恟たり。老中阿部正弘、諸有司を會して、米國使節

太平の眠をさます上喜撰(蒸氣船)はいつた四もれられす

久里濱會見

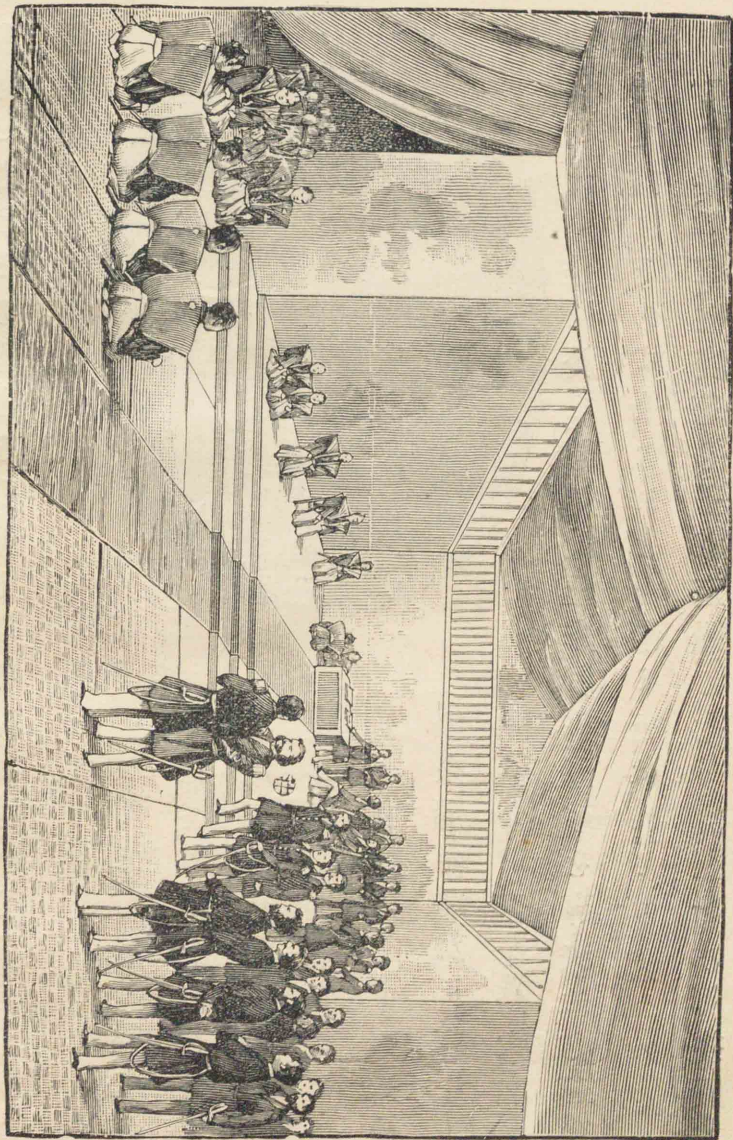
に對する處置を議し、浦賀奉行等をして、ペルリと久里濱に會見せしめ、その國書を受領し、明年、確答すべき旨を告げて歸らしめたり。

一 捕鯨船、遊難せり得る  
二 八四年、米清和親條約成り  
三 八四年、北米合衆國使節來朝  
四 浦賀奉行、米國使節に對して、國書を受領す  
五 幕府政務專決の舊慣始めて破る  
六 諸大名への奏聞  
七 露國使節の



ペルリ

かくて、幕府は、益、兵備を整へ、海防を嚴にせんと欲し、品川灣に砲臺を築き、軍艦、兵器をオランダより購入し、また米使の來意を朝廷に奏上し、開港の可否を諸大名に諮問したり。是に於て、徳川氏祖先以來、國政を專決せし舊慣、始めて破れ、その威令、これより漸く行はれざりき。この年、將軍、家慶薨じ、子家定繼ぐ。七月、露國の水師提督ブ



見 會 濱 横  
Perry's Expedition to Japan. に 據 る

來朝  
プーリチャチ  
ン長崎に來

和親條約調  
印とその大  
要

神奈川條約

ーチャチン、また軍艦を率ゐて、長崎に來り、隣好を修め、貿易を  
開き、且、樺太島の境界を定めんと請ふ。幕府、またその決答を  
他日に期して歸り去らしめたり。

翌安政元年正月、ペルリ、前約により、七隻の船艦を率ゐて、

また浦賀に來り、去年の決答を求む。時に、和戰の議、未だ決せ  
ず、<sup>水戸南田主殿御</sup>國論、<sup>阿部正弘</sup>なほ一定せざりしが、幕府は、<sup>井伊元忠</sup>林檎等に全權を授けて、  
ペルリと横濱に會見せしめ、三月三日、遂に十二箇條より成

る和親條約に調印するに至れり。これ所謂神奈川條約なり。

その主なる箇條は、日本と合衆國とは、其人民、永世不朽の和  
親を結び、場所人柄の差別無之事<sup>第一條</sup> 伊豆下田、松前地箱館

の兩港は、日本政府に於て、亞墨利加船、薪水食料石炭欠乏の  
品を日本人にて調候丈は給し候爲め、渡來之儀、差免し候。尤  
下田港は約條書面調印の上、即時相開き、箱館は來年三月よ

下田條約  
十三年  
露英蘭との  
和親條約

論  
開港攘夷の



吉田松陰  
(る據に像畫藏家田吉)

佐久間象山  
(る據に幅藏校學範師等高京東)

り相始候事條第二等に  
て、更に下田に於て、遊步  
里程・埋葬地・遊獵等に關  
して、規程を定めたり。即  
ち下田條約これなり。つ  
ぎて、幕府は、露・英・蘭三國  
とも、また同様の條約を  
結べり。  
當時、徳川齊昭をはじ  
め、諸大名の攘夷論をな  
すもの、益、多く、志士、或は  
開港を説き、或は攘夷を  
論じ、世論囂囂たり。長州

吉田松陰  
佐久間象山  
其墓所在花園  
妙心寺大徳院

ハルリス  
一、英、日、對、立、の、重、要、事、件、ヲ、  
告、ゲ、ン、ト、シ、テ、來、リ、而、シ、テ、  
一、國、書、ヲ、日、本、に、送、リ、  
ハ、ル、リ、ス、朝、と、通、商、條、  
約、議、定、  
ハ、ル、リ、ス、下、  
田、に、來、る、  
見、  
ハ、ル、リ、ス、謁、  
見、  
通、商、條、約、議、  
定、  
條、約、勅、許、奏、  
請、  
南、洋、正、睦、  
英、手、機、因、  
世、界、的、ハ、ル、リ、ス、  
針、不、可、ヲ、上、ク

の人吉田寅次郎陰松下田に赴き、米艦に投じて、海外に潜行し、  
以てその事情を知らんと欲し、成らずして罪せらる。寅次郎  
が師、信濃の人佐久間啓山象博學多識にして、夙に開港の意見  
を持せしが、また、連坐の罪に問はれたり。

第十二章 假條約 安政の大獄

安政三年一六元二五米國の總領事ハルリス、曩に結びたる和  
親條約に基きて、下田に來り、國書を呈し、且、將軍に謁せんこ  
とを請ふ。老中堀田正睦<sup>初名正篤</sup>外國事務專任の老中たり。乃ち  
その請を許しければ、ハルリス、江戸に入り、將軍に謁し、退き  
て幕府の委員と通商條約を議定したり。時に安政四年なり。  
幕府は、世論を憚りて、これが勅許を仰ぎたてまつりしに、朝  
議、これを許したまはず。正睦、自ら上京して懇請せしかど、志



直弼正睦意見、衝突ヲキリテ正睦連ニ致仕ス  
 阿ノ早事件 英艦ヲ早東灣ニ碇泊スルヲ以テ、因人来リカケル支那官吏英人ノ許ヲ得ズシテ侵入シ之  
 捕縛ス英艦長怒リ嚴重ニ抗議ヲ申シム

佛國ノ抗議  
 在留者ニ於テは仙西官  
 教師居敷事件  
 遂ニ英仏連合ニ天津ニ迫リ  
 奉約ヲ締結スル事トシム

士、多く京都に集り、鎖國攘夷の説、朝廷を動かかししをりなり  
 しかば、正睦も遂に空し  
 く江戸に歸りたり。

假條約調印  
 米露の軍艦  
 來る

井伊直弼の  
 英斷

安政五年の  
 假條約

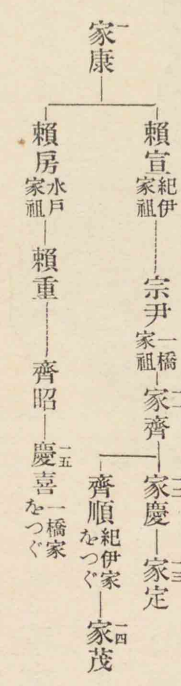


井伊直弼  
 (藏家爵伯伊井)

約に調印し、更に長崎・神奈川・兵庫・新潟の四港を開くべきこ

時に、米露の軍艦、來り  
 告げて曰はく、英佛、相同  
 盟して、支那を撃ち、戦勝  
 の餘威に乗じ、將に來り  
 て、通商條約の締結を迫  
 らんとすと。大老井伊直  
 弼、事情の甚だ切迫せる  
 を察し、勅許を待たず、終  
 に斷じて米國との假條

ととし、宿次奉書を以て、これを奏上したり。これ實に安政五  
 年一八年の事なり。是に於て、直弼を非難する聲、大いに起る。  
 つぎて、幕府は、露・英・蘭・佛の諸國とも、また米國との例により  
 て、假條約を結び、翌年六月より、まづ、長崎・函館・神奈川・横濱の三  
 港を開きて、内外人の互市を許し、翌年、吏員を米國に派した  
 り。この後、久しからずして、幕府をはじめ、薩州・長州・佐賀等の  
 諸藩よりも、留學生を英・米諸國に派遣するに至れり。



假條約締結の年、家定薨す。薨去前、直弼、徳川齊昭の子一橋  
 慶喜を排し、紀伊藩主徳川慶福を以て、家定の嗣とせり。慶福、  
 乃ち家茂と改名し、十四代將軍となる當時、世論、益、沸騰し、懐

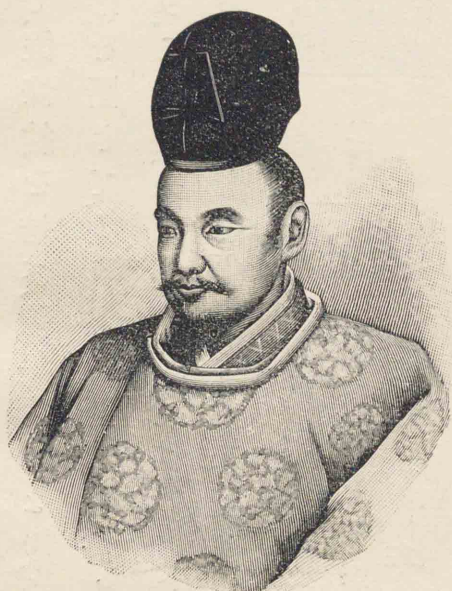
安政の大獄  
 立嗣問題

吏員及び留  
 學生派遣

勅書事件

慨悲憤の舉動に出づる者、少からず。志士等、遂に同志の公卿と結び、外交に關する勅書を幕府及び水戸・尾張・越前以下十三藩に申し下したり。

公卿諸侯名士處罰



德川 齊昭 (德川侯爵家藏)

直弼乃ち老中間部詮勝を上京せしめ、宮方公卿の家臣、水戸・越前・長州・薩州諸藩の武士、浪人・儒者・僧侶等、すべて彼の勅書の事に與れる者を逮捕せしめ、これを江戸に檻致して、悉く禁錮斬流に處したり。是に於て、安島帶刀・梅田源次郎・頼三樹三郎・橋本左内・景岳・吉田寅次郎等の諸名士、多く除か

親おもふ  
心にまさ  
る親心今  
日のおと  
づれ何と  
きくらむ  
(吉田松  
陰辭世)

櫻田の變原因

櫻田の變と公武合體論

直弼の掩殺

一 得軍、經國問題  
二 安政大獄、齋昭、吉田寅次郎等  
三 勅書奉還、反對に成るる  
幕府、水戸、尾張、越前、長州、薩州、諸藩、浪人、儒者、僧侶等、すべて彼の勅書の事に與れる者を逮捕せしめ、これを江戸に檻致して、悉く禁錮斬流に處したり。是に於て、安島帶刀・梅田源次郎・頼三樹三郎・橋本左内・景岳・吉田寅次郎等の諸名士、多く除か

阪下門の變

れ、近衛・三條等の公卿も幽せられ、齊昭・慶喜及び土佐藩主等は、或は蟄居、或は退隱を命ぜられぬ。これを安政の大獄とす。これよりさき、尾張・越前二藩主も、また、罰せられたり。この獄のために、天下の人心、益、激し、萬延元年紀元二五〇年水戸藩の浪士等、直弼を櫻田門外に要撃して、これを殺したり。これより、幕府の威勢、大いに衰へ、親藩といへども、また、これを助けず、尊攘論の氣、益、熾なり。是に於て、老中安藤信正等、相議し、公武合體し、上下一致し、十年以内を期して、攘夷の功を奏せんことを誓ひ、しきりに、皇妹和宮親子内親王の將軍家茂に降嫁あらんことを請ひたてまつりければ、天皇も、やむなく、これを許したまひ、文久元年紀元二五二年内親王をして東下せしめたまふ。されど、幕府は、かへりて尊攘論者の怨を深くし、外國人襲撃開港論者暗殺等、屢、行はれ、翌年、信正も阪下

京都の形勢  
尊攘論者の勢

討幕論

島津久光の  
入京

勅使東下

大原重徳の  
東下

幕府の威力  
益衰ふ

門外に要撃せられて負傷するに至れり。當時、諸藩を脱走して、京都に集れる尊攘論者、甚だ多く、同志の廷臣と合體して、頗る勢あり。平野國臣等の如きは、文久二年、薩摩の島津久光齊彬の弟を東上の途に要し、皇駕を奉じて、幕府の罪を問ひ、併せて攘夷を執行せんことを迫るに至れり。久光、これを慰諭して入京し、輦下鎮靜のため、京都滞在の命を拜せり。久光は、夙に尊王の大義を唱へ、志士の間、重きをなせるものなり。

既にして、勅使大原重徳シゲトモ、久光を従へて東下し、將軍の上洛を促し、且、幕政を改良すべきことを命じぬ。家茂、詔を奉じ、上洛を來春に期し、慶喜を擧げて後見とし、前越前侯松平慶永ユキナガ、春を政事總裁職とし、頗る改新する所ありしが、幕府の威力は、かへりて益衰へぬ。

三條實美等の  
東下と薩  
長土三藩の  
威望

三條實美等  
の東下とそ  
の使命

長州藩の世  
子及び土佐  
藩主の入京

つぎて、朝廷は、また三條實美等サネトモを勅使として、江戸に下し、攘夷の決定を促したまふ。これよりさき、長州藩の世子毛利



影尊御皇天明孝  
(藏爵子羽福)

小が翁靜美羽福爵子故しせ事奉に帝先  
繪油るためしせ寫謹てしを氏郎太正山

元徳、土佐藩主  
山内豊範も、ま  
た入京し、島津  
氏と同じく關  
下鎮撫の詔を  
拜せり。これよ  
り、薩・長・土三藩  
の威望、天下に  
重し。

第十三章 長州征伐

將軍上洛と  
男山行幸

攘夷論の中  
心  
八幡祠前に  
於ける失態

攘夷の期

下ノ關事件

生麥事件

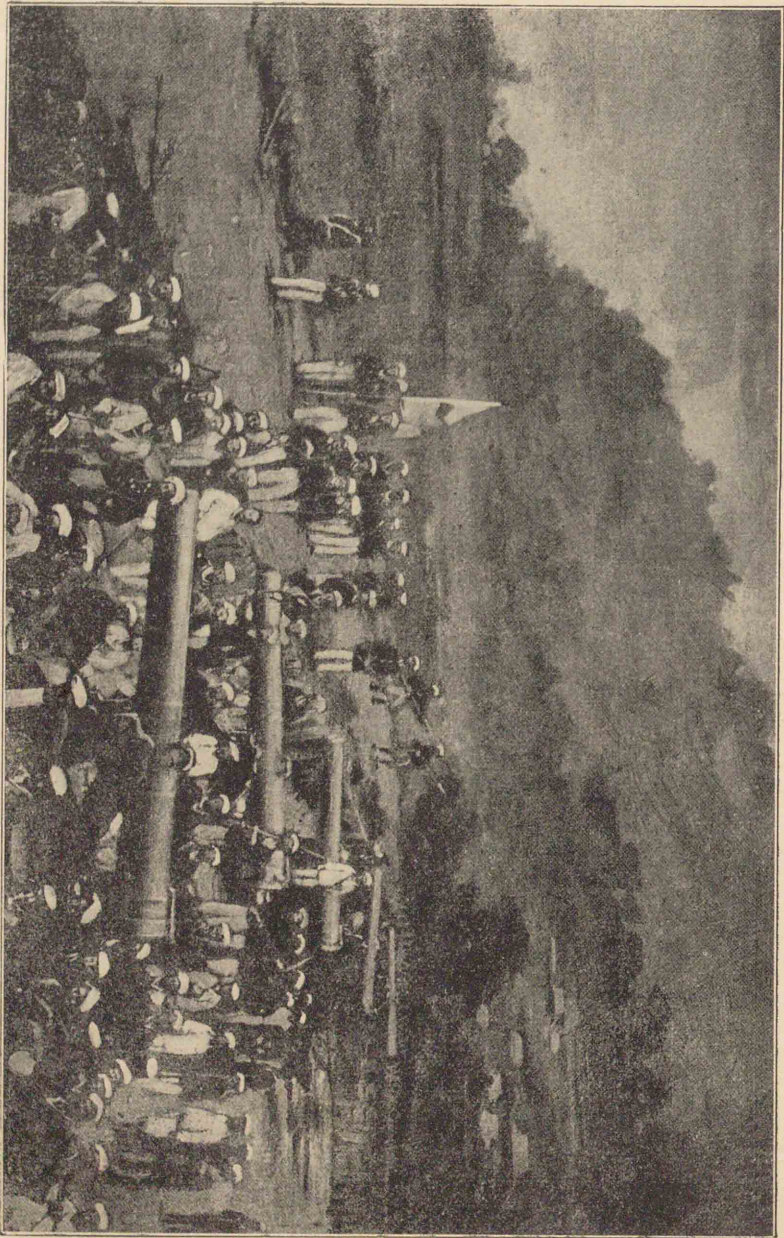
久光の従士  
英人を斬る

英人の嚴談

文久三年紀元二五二三年三月、將軍家茂、上洛す。當時、京都にては、攘夷論、勢を得、長州藩、その中心たりき。四月十一日、車駕、男山に行幸し、八幡の祠前に於て、攘夷の節刀を家茂に授けんとしたまふ。家茂、病と稱して従ひたてまつらず。よりて、慶喜に代理を命じたまひしに、これもまた急病と稱して退出せり。されど、家茂、遂に勅を奉じ、五月十日を以て、攘夷の期と定めたり。期に至り、長州藩、獨り令を奉じて、米國船を下關に砲撃し、つぎて、英・佛・蘭三國の船をも砲撃せしかば、英・米・佛・蘭聯合して、下關を砲撃し、互に勝敗あり、つぎて、和を講ぜり。

さきに、島津久光が、勅使を護して東下するや、歸途、生麥村ナマキに於て、従士、英人の無禮を怒りて、これを斬りければ、將軍上洛の前月、英の軍艦、舳艫相啣みて、横濱港内に入り、代理公使ジョンニール、幕府に向ひて、嚴談する所ありき。然るに、將軍は

John Neale



馬 關 砲 擊

(藏 氏 繪 上 井 傳 侯)

下ノ圖は、元治元年八月五日より同月八日に至るまで、英米佛蘭四箇國聯合艦隊の砲撃を受けたり。本圖は砲臺占領の光景を同艦隊乗組員の親しく撮影したる原版より油繪に描寫せるものに係る。

償金を出す

鹿兒島砲撃

朝議の急變  
と尊攘黨の  
蜂起

御親征の議

大和行幸の  
中止と長州  
藩の勅勘

上洛

上洛して、京都に留まりしを以て、幕府は、大いにその處置に惑ひ、屢、決答の期を延ししかど、五月初旬に及び、危機、既に目前に迫るを見、遂にやむなくその要求に應じ、償金十萬ポンドを出して、局を結びたり。つぎて、英艦は、被害者の遺族扶助料一萬ポンド及び兇行者の處分を要求せんとて、鹿兒島に迫り、反りて敗走しけり。

當時、京都にては、攘夷の議、益、盛んにして、八月十三日、車駕大和に行幸し、畝傍御陵を拜し、御親征を議したまはんとの大詔下るに至れり。然るに、薩摩・會津兩藩士等、朝廷の温和黨と結び、中川宮尊融法親王をして、その不可を奏せしめしかば、朝議、俄かに變じて、大和行幸を止められ、長州藩の禁衛を解き、且、その在京藩士に退去を命ぜらる。長人、乃ち三條實美以下同志の廷臣七人を奉じて、長州に走りぬ。是に於て、尊攘

五條生野筑波の變

元治の變

長州人の入京

蛤御門の變

初度の長州征伐

三十六藩の兵を發す  
毛利氏の恭順

再度の長州征伐

論者、大いに激し、藤本眞金石松平衡堂奎等は、大和の五條に起り、平野國臣等は、但馬の生野に兵を擧げ、つぎて、水戸の武田耕雲齋等も筑波山に據りしが、久しからずして、皆敗れたり。元治元年紀元二五四年長州藩の老臣福原越後等、藩主父子、及びかの七人の廷臣等の免罪を請はんとて、兵を率ゐて入京せり。京都守護職會津藩主松平容保カクモリ、所司代桑名藩主松平定敬、薩藩等の兵と共に、防ぎ戦ひて、これを破る。この役、銃丸、禁闕に及びたり。

つぎて、幕府は、奏して征長の師を起し、三十六藩の兵を發す。前尾張侯徳川慶勝總督たり。長州藩主毛利敬親チカ初名一意、恭順を表し、老臣等を斬りて、罪を謝せしかば、開戦に及ばずして、總督以下凱旋せり。

然るに、慶應元年紀元二五年長州藩士高杉晉作・山縣有朋等、兵

長藩の態度一變

薩藩その他の態度

假條約勅許  
諸外國の強請

兵庫開港不許可

征長の結末  
將軍の薨去

今上天皇踐祚と討幕運動

を擧げ、恭順黨を討ちて、藩論を一新し、専ら戦備を修めたり。幕府、乃ち再征の師を發し、紀州藩主徳川茂承モチツグを以て總督とす。將軍家茂、また親ら大阪に行きて、事を視しが、薩州藩は、斷然、出兵を辭し、その他の諸藩にも、幕命に従はざる者ありき。時に、英・米・佛・蘭、兵艦を連ねて、大阪灣に入り、條約の勅許及び兵庫開港を請ふこと、甚だ急なり。廷議、遂に安政五年の假條約を許したまひしが、兵庫開港は、なほ聽許せられざりき。征長の幕軍は、連戦利あらず。偶、家茂病を以て大阪に薨す。乃ち勅して追討の兵を停め、慶喜をして、軍職をつがしむ。

### 第十四章 大政奉還

慶應二年十二月、孝明天皇崩じたまひ、翌年正月、明治今上天皇、皇祚を踐ませたまふ。御年十六歳にまします。この時に當り、

幕府の無力  
と時論の變  
化

討幕運動の  
樞軸

山内豊信の  
見大政返上意

後藤象二郎  
等の上京  
建白書の一  
部分

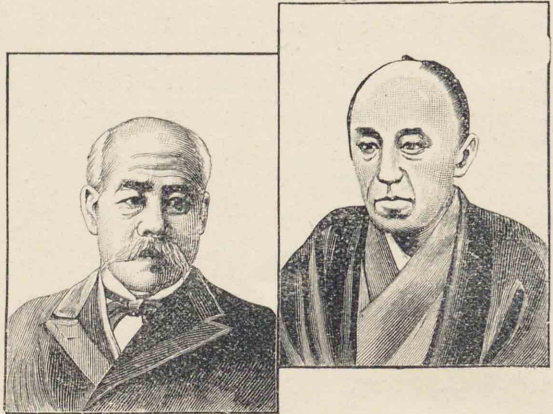
幕府の威權、既に全く地に墜ち、内外の政務を處する力なし。従來、幕府に對して、多少の望を囑したる佐幕黨の人人も、多くは幕府の與に謀るに足らざるを覺り、天下のために、寧ろ幕府を倒して、以て我が日本を振起せざるべからざるを考ふるに至れり。この運動の樞軸たりしは、薩州藩士西郷隆盛、大久保利通にして、岩倉具視以下の公卿等と結び、なほ長州藩と聯合し、その藩士木戸孝允等とともに、益、討幕の密議を進め、更に藝州藩士をも誘ひて、これに加はらしめたり。

前土佐藩主山内豊信トヨシゲ堂容事の未だ發せざるに先だち、幕府をして大政を返上せしめ、斷然、大權を朝廷に復し、以て靜穩の政變を行ふに如かずと思惟し、この年九月、建白書を裁し、その臣後藤象二郎、福岡孝弟等を上京せしめて、これを慶喜ウツキに上らしめたり。その文中に「唯幾重にも公明正大の道理に

大政返上

二條城會議  
と後藤象二  
郎及び小松  
帶刀

砂權奉還奏  
上文の略



後藤象二郎

山内豊信

歸し、天下萬民と共に、皇國數百年の國體を一變し、至誠を以て萬國に接し、王政復古之業を建てざる可らざるの大機會と奉存候の文句ありき。

慶喜深く時勢を察して、その意を決し、十月十三日を以て、在京四十餘藩の重臣等を二條城に召し、大政返上の奏案を示す。後藤象二郎及び薩州藩士小松帶刀、大いにその英斷を賛成しければ、慶喜、意益、決し、翌十四日、直にこれを奏上したり。その略に曰はく、「皇國時運の沿革を考へ候に、昔王綱紐を解き、相家權を執り、保平の亂、政權、武門に移てより、祖宗に至り、更に寵眷を

蒙り、二百餘年、子孫相承、臣其職を奉ずと雖も、政刑當を失ふこと不少、今日の形勢に至候も、畢竟薄徳之所致、不堪慙懼候。況や當今外國之交際日に盛なるにより、愈朝權一途に出不申候而は、綱紀難立候間、從來之舊習を改め、政權を朝廷に奉歸し、廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力、共に皇國を保護仕候得ば、必ず海外萬國と可竝立候。慶喜國家に所盡是に不過と奉存候」と。これ實に薩長二藩が討幕の密勅を拜受せしと同日の事なり。廷議、允許に決し、翌日、直に勅許ありたり。家康が將軍となりしより、十五代、二百六十五年にして、江戸幕府は亡びたり。

第十五章 伏見鳥羽の戦 明治戊辰の役

王政復古

徳川慶喜、政權を奉還するや、朝廷、乃ち國政の方針を議定

勅許

國是議定の  
ために諸侯  
を召す

總裁、議定、  
參與の勅  
1  
20  
8/10

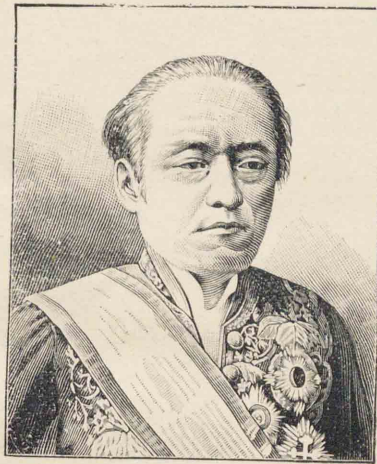
王政復古の  
大號令

せんがために、翌十一月を期して、諸侯の上京を命じたまふ。前越前藩主松平慶永・前土佐藩主山内豊信・前佐賀藩主鍋島齊正・宇和島藩主伊達宗城及び薩摩の島津久光も、また特に上京の命を蒙れり。つぎて、三條實美以下の官位を復して、歸京を許し、毛利敬親等の罪を赦して、その官位を復し、攝政・關白・征夷大將軍、及び守護職、所司代等を廢し、新に總裁・議定・參與の三職を置き、有栖川宮熾仁親王を以て總裁となし、仁和寺宮嘉彰親王後小松宮山階宮晃親王中山忠能正親町三條實愛・徳川慶勝・島津茂久後忠義松平慶永・山内豊信・淺野茂勳廣島藩主後長勳等を議定に任じ、大原重徳・岩倉具視等を參與とし、王政復古の大號令を發布したまふ。自今、攝關幕府、廢絶、即今、先假に總裁・議定・參與之三職を置き、萬機、可被爲行、諸事、神武創業之始に基き、搢紳、武辨、堂上、地下の別なく、至當の公議を竭



岩倉具視と  
王政復古

玉松操の意  
見



岩倉具視

し、天下と休戚を同く可被遊叡慮に付、各勉勵、舊來驕怠の汚習を洗ひ、盡忠報國の誠を以て、可致奉公候事」とつぎて、西郷隆盛、大久保利通、後藤象二郎、福岡孝弟、西園寺公望等、また參與たり。

これよりさき、岩倉具視、尊王家玉松操と共に、復古の業を謀る。操、復古の目的は、中古の制度を本とせず、専ら神武天皇創業の御旨趣に基き、進取濶大の政務を執るべきを論ず。具視、その言を納れ、以て國事を賛畫し、王政復古の大業、始めて成り、大小の政令、皆朝廷より出づることとなりぬ。世稱して王政維新といふ。つぎて、才俊を列藩に徴し、庶民と雖も、材器ある者

人才登庸

徳川慶喜の  
境遇

慶喜に對する  
御内旨

佐幕論  
一〇人  
官軍  
四千人

慶喜の退京

伏見鳥羽の  
戦

慶喜入京の  
企圖

慶喜等の東  
歸と征討の  
詔

は、これを擢用し、以て官職に就かしむ。是に於て、門閥政治の宿弊、一掃したり。

時に、慶喜、二條城に在りしが、ただに、この改革に與らざりしのみならず、その内大臣を辭し、封土を納むべき内旨をさへ受けしかば、譜第の將士等、これを喜ばず。殺氣、京都に満ち、關下騷擾す。慶喜、ひそかに、將士の或は輕舉して、國事を誤らんを慮り、松平慶永の説に従ひ、十二月、遽かに將士を率ゐて、大阪に退けり。

翌明治元年正月、慶喜、討薩の表を捧げ、會津・桑名等の兵を先鋒とし、將に入京せんとせり。よりて薩長の一藩に命じて、これを伏見鳥羽に邀へ撃たしめ、更に嘉彰親王を征討大將軍に任じ、錦旗・節刀を授けたまふ。幕兵、敗れて大阪に走り、慶喜は松平容保・松平定敬等とともに、夜に乗じて、海路より江

松平慶永  
徳川慶喜  
ト、朝延功  
用、之ヲ  
賞、ハシ  
メ、シ、  
見、合、ハ、  
見、合、ハ、  
見、合、ハ、

幕府、  
其、此、所、  
大、怒、リ、  
大、怒、リ、

慶喜、  
逃、  
逃、

征討軍東下  
西郷隆盛等  
の参謀

慶喜の恭順  
と勝安芳

江戸攻撃中



徳川慶喜



勝安芳

總督の宮令して江戸攻撃を止め、状を朝廷に奏せしかば、乃

戸に歸りぬ。乃ち征討の詔を發し、公卿諸侯をして、去就を決せしめ、慶喜以下の官位を削りたまひ、舊幕領を以て直隸となすの布告書を諸道に掲示せしめられたり。

二月、朝廷、熾仁親王を東征大總督となし、西郷隆盛、林通顯、島藩を参謀とし、旌旗堂堂、江戸に向はしむ。慶喜、上野寛永寺に屏居し、勝安芳等を遣はし、西郷隆盛に就きて、具さに恭順の状を陳べ、深くその罪を謝せしむ。

西郷隆盛

勝安芳

徳川慶喜

徳川慶喜

徳川慶喜

徳川慶喜

徳川慶喜

徳川慶喜

書るたり贈に芳安勝の盛隆郷西

戊辰二月官軍と鋒 至品川十日の事  
 と侵襲の令あり同日五日に鋒を謀り  
 送る一事以希ふ余高橋藩の郎に到る  
 時一借をせしめ我に不初の是事曰  
 時事至世其意果して官軍を討つ事  
 差向今試み君に地を易しむ我らに  
 洋を以て能くせんや君に  
 経例を

(しべる見せ併と書のジ一へ前)

筆 芳 安 勝

戊辰の役

海軍副總裁  
榎本武揚

大鳥圭介

彰義隊  
大鳥圭介  
播磨一人  
氏江川垣庵

彰義隊の殘  
徒及び圭介  
等會津に遁  
る

會津征伐

若松城降服

東北平定

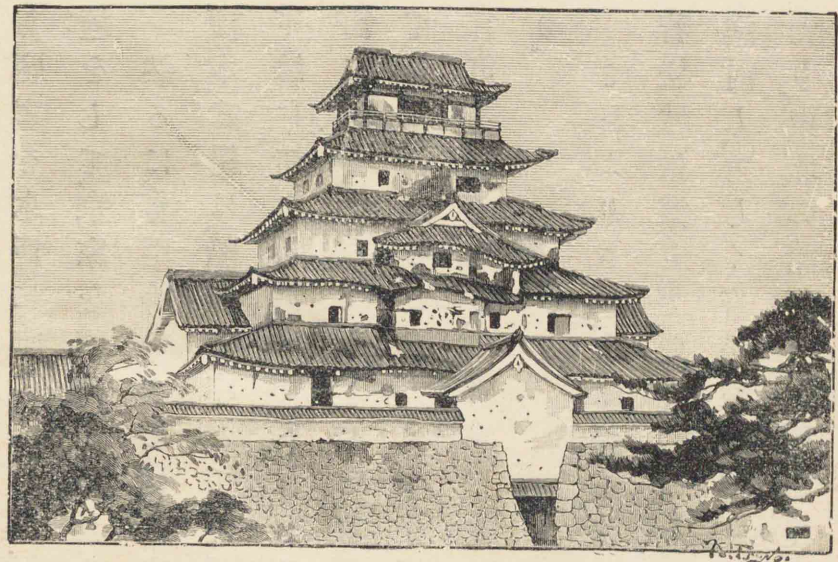
ち慶喜を水戸に幽し、江戸城及び軍艦兵器を收め、後田安家達をして、宗家を嗣がしめたまひぬ。

然るに、幕臣等の中には、慶喜の恭順を喜ばざるものあり。榎本武揚は、船艦を率ゐて、安房の館山に遁れ、大鳥圭介等は、下總に走り、彰義隊の徒は、公現法親王後に北白川宮能久親王を擁して、上野に據る。つぎて、彰義隊は、官軍に破られ、殘徒等、親王を奉じて、會津に走る。また、大鳥圭介等は、總野の間に轉戦し、大いに官軍を惱ししが、宇都宮・日光に敗れ、また會津に向ひて走れり。

これよりさき、會津藩主松平容保、奥羽・越後の諸藩と結び、若松城に據りて、死守の計をなせり。官軍、越後口・白河口より進討し、齊しく若松城に迫り、明治元年九月、遂にこれを降したり。東北の諸藩も、皆相前後して降り、十月、奥羽、全く平ぎけり。

北地平定

榎本武揚等  
五稜廓に據る



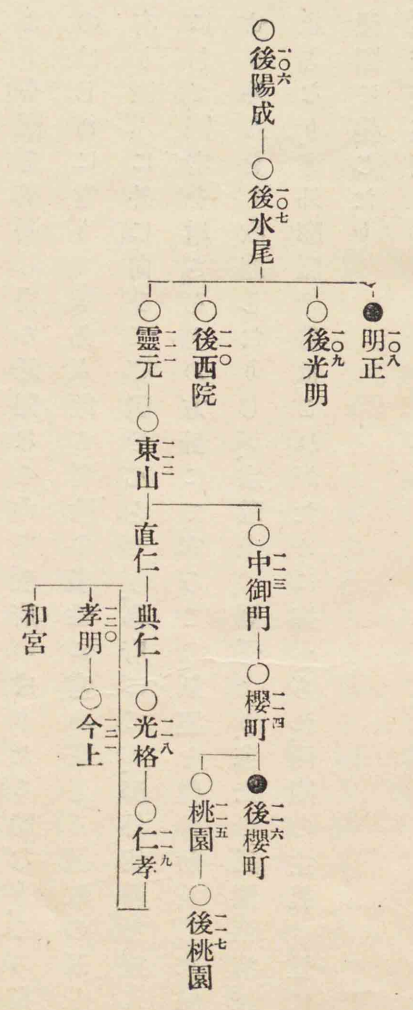
城 松 若 舊

れば、十二月、陸奥を分ちて、磐城・岩代・陸前・陸中・陸奥の五國となし、出羽を分ちて、羽前・羽後の二國とせらる。榎本武揚は、軍艦を率ゐて、陸奥の沿海にありしが、若松城、陥るに及び、大鳥圭介等を載せて、函館に走り、五稜廓に據る。五稜廓は、嘉永中、フランスの築城法に模して築きしものにて、據守、甚だ便なり。既にして、官軍進み攻め、武揚等に懇諭

北地平定と  
維新戦局終

する所ありければ、武揚等、遂に出で降り、北地も、悉く平ぎ、維新の戦亂、ここに終を告げ、天下、全く鎮定したり。時に明治二年五月なり。

皇室御系圖



概括

德川家康が、江戸に幕府を開きしより、十五代將軍慶喜の大政奉還に至るまでは、江戸の德川幕府が、巧妙なる封建政治を以て、約二百六十五年間の太平を致したる時代なり。今、これを左の三期に分つ。

概括

## 一、幕府創業期。

この期は、後陽成天皇の慶長八年より、後光明天皇の御代の末年に至るまで、即ち家康の江戸幕府開始より、三代將軍家光の世の終りに至る間に、久しく廢れたる文教を起し、幕府の制度を整へ、實際に於て、よく全國を統制し得る鞏固なる中央政府の成りたる時なり。この期のはじめに當りては、邦人、頗る冒險の氣性に富み、著しく進取の傾を有し、盛んに外に向ひて膨脹せんとせり。幕府にても、海外貿易を盛んにして、國富を増さんとの方針にて、寧ろこの氣運を獎勵助長し、來航せる外人をも歡迎したりしが、宗教上の關係より、家光の異國渡海禁止となり、海外膨脹の勢は、これがために抑へられ、開國の主義は、遂に鎖國に變じたり。

## 二、幕府隆盛期

この期は、後光明天皇の御代の末年より、孝明天皇の嘉永六年に至る。即ち四代將軍家綱より、十二代將軍家慶までの間に、文學、益、盛んになり、藝術愈、興起して、まづ元祿時代の盛運を見つぎて、新井君美、一代

の學者を以て、大小の幕政に參與し、文飾の風、漸く起らんとせしが、八代吉宗、つとめて武家風に復し、質素儉約を奨め、法律を改正し、實學、實業を獎勵し、所謂享保の治をなしぬ。九代家重、十代家治の時、田沼父子、權を専らにして、吉宗中興の政衰へ、剩へ天明の大饑饉ありて、人心、とかくに安からず、既にして十一代家齊、松平定信の輔を得て、寛政の改革を行へり。これよりさき、諸種の學問、殊に國學の興れるにつれて、わが國體を明かにし、尊王の大義を唱ふるもの、漸く多く、定信の頃には、高山彦九郎、蒲生君平等の尊王家も出でたり。

これまで、鎖國政策行はれ、對外的活動としては、殆どなかりしが、蘭學の漸く開けしよまに、自ら海外の形勢に通じて、意を國防に用ゐるもの出でぬ。定信以來、ロシア等の船、次第にわが近海に出沒するや、ここに海防問題盛んに起りて、尊王論とともに、頗る人心を動かしたり。然るに、定信の退職後、奢侈、また起りて、士風くづれ、幕府、漸く衰運に向へり。この時に當りて、天保の饑饉あり、大鹽平八郎の亂も起りたり。十二代家慶の時、水野忠邦、天保の改革を企てて失敗し、幕府の運命は、益、衰亡

に近づけり。

### 三、幕府衰亡期

本期は、孝明天皇の嘉永六年より、今上天皇の慶應三年に至る。即ち家慶の末年より、十五代慶喜の大政奉還に至る間なり。米艦渡來以後、和親開戦の争論、盛んなりしが、大老井伊直弼、遂に假條約に調印し、且幼主家茂を紀伊家より迎へ立てければ、國論愈々沸騰し、開港攘夷、尊王佐幕、互に争ひ、直弼も、安政の大獄を起し、つぎて掩殺せられたり。これより、幕府の威權、地に墜ち、政治の中心、江戸を去りて、漸く京都に移らんとせるをりしも、薩長土等の大藩、入りて京都を護り、志士、その間に奔走して、朝議を制せんとし、幕府は、遂に長州征伐に失敗して、愈々權力を失ひ、十五代慶喜將軍となるに及び、久しからずして、大政を奉還したり。

大政奉還

### 官制

太政官及び三職七科

三職八局及び徵士貢士

## 第二篇 明治の新政より現時に至る

### 第一章 明治の新政

明治元年正月、伏見・鳥羽の戦終るや、乃ち職制を定め、太政官中に神祇・内國・外國・海陸軍・會計・刑法・制度の七科を設け、各科に總督を置き、總督の下に事務掛を置きて、以て行政事務を掌り、別に議定官を置きて、總ての政務を議定し、議定官及び總督の上に總裁職を置きて、立法・行政を總理せしむることとし、また參與をも置きたり。二月、更に三職・七科を改めて、總裁局及び神祇・内國・外國・軍防・會計・刑法・制度の七局となし、總裁局に正副總裁、七局に各督を置きたり。また、徵士・貢士の制を設け、徵士は諸藩士及び都鄙有才のものを選舉拔擢し、貢士は大藩四十萬石以上三員、中藩十萬石以上二員、小藩一萬石以上一員と

神代書文  
起事者  
由利公正(福井藩士)  
福岡藩  
テ訂正  
若倉具親  
ガ文布  
經綸ヲ行フ  
財政ヲ修メ

御誓約

御誓文の五條

して、その主の選に任せ、輿論公議を執るを旨とす。  
三月十四日、天皇紫宸殿南に御し、公卿諸侯を率ゐて、親しく天神・地祇を祭り、五事を誓約したまふ。その一に曰はく、廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ。その二に曰はく、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ。その三に曰はく、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス。その四に曰はく、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ。その五に曰はく、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ。と。よりて詔したまはく、我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ。と。公卿諸侯、皆叡旨を服膺し、宸襟を安んじたてまつらんことを誓ひぬ。この五條の御誓約は、實に維新洪謨の大

大詔

本にして、開國進取の國是、ここに定まり、以て今日の盛運を見るに至れり。

三權分立  
政體書の頒布  
官制の更改

この年閏四月、政體書を頒布して、施政の方針、各官廳の責任を明示したまひ、太政官を分ちて、議政・行政・神祇・會計・軍務・外國・刑法の七官とす。議政官は、上下二局を以て成り、上局は、議定・參與、下局は貢士を以てこれに充て、専ら立法の權を掌り、刑法官は、司法の權を掌り、他の各官は、行法の權を掌ることとし、地方をば、府・藩・縣に分ち、府・縣に知事を置き、藩は姑く舊に仍ることとせられぬ。

御即位及び  
東幸

一世一元

東京城の皇居

八月二十七日太陽曆推歩  
十月十二日即位の大禮を挙げさせられ、九月八日、慶應四年を改めて、明治元年とし、一世一元の制を定めたまふ。これよりさき、江戸を改めて東京とせられしが、十月、此に行幸したまひ、江戸城を東京城と改め、以て皇居と定め

\*府  
九  
縣  
ニ  
七  
三

地球儀  
大久保

官制の更改

大寶の古制に據れる官制

位階

版籍奉還

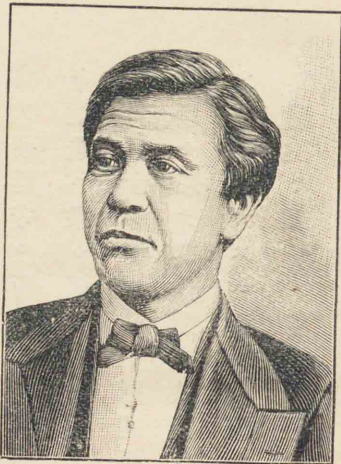
舊幕府及び諸藩の處置

たまへり。十二月、京都に還幸し、一條忠香の第三女美子を立てて皇后となし、翌年三月、再び東京に入らせたまひ、爾後、永くこの地に留まりたまふこととなれり。

この年七月、大寶の古制に倣ひて、大いに官制を改定したまひ、行政官を以て太政官となし、左右大臣、大納言、參議等を置き、神祇官をその上に班し、民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の六省、待詔院、集議院、彈正臺、宣敎使、開拓使、按察使等を置き、位階十八を定め、一位より八位までは、各、正從を設け、初位に大少を分ちたまふ。是に於て、中央政府の組織、始めて整然たり。

第二章 版籍奉還 廢藩置縣

明治元年、朝廷、徳川氏の領地を没して、これを直轄とし、つぎて、萬石以下の舊幕臣の知行所約三百萬石をも收め、府ま



木戸孝允



大久保利通

薩長土肥四藩主の上書

酒井忠邦の建言  
大久保利通  
木戸孝允の功

たは縣を置き、知事をして、これを治めしめたまひしが、諸藩は、なほ依然として藩主の支配に委ねられしを以て、統一の政、未だ行はれざりき。この年十一月、姫路藩主酒井忠邦、まづ、これにつきて建言せしが、參與大久保利通、同木戸孝允、またこれを憂へて、各、その藩主に説く所あり。二年正月に至り、薩摩藩主島津忠義、長門藩主毛利敬親、土佐藩主山内豊範、肥前藩主鍋島直大、相連署して書を上り、封土、人民



を奉還せんことを奏請せり。曰はく、

臣某等頓首再拜謹案スルニ朝廷一日モ失フ可ラサル者ハ大體ナリ一日モ假ス可ラサル者ハ大權ナリ天祖肇テ國ヲ開キ基ヲ建玉ヒシヨリ皇統一系萬世無窮普天率土其有ニ非サルハナク其臣ニ非サルハナシは大體トス且與ヘ且奪ヒ爵祿以テ下ヲ維持シ尺土モ私ニ有スルコト能ハスは大權トス在昔朝廷海内ヲ統馭ス一ニコレニヨリ聖躬之ヲ親ラス故ニ名實竝立テ天下無事ナリ中葉以降綱維一タヒ弛ヒ權ヲ弄シ柄ヲ爭フ者踵ヲ朝廷ニ接シ其民ヲ私シ其土ヲ攘ムモノ天下ニ半シ遂ニ搏噬攘奪ノ勢成リ朝廷守ル所ノ體ナク乘ル所ノ權ナクシテ是ヲ制馭スルコト能ハス姦雄迭ニ乘シ弱ノ肉ハ強ノ食トナリ其大ナル者ハ十數州ヲ併セ其小ナル者猶士ヲ養フ數千所謂幕府ナル者ノ如キハ土地人民擅ニ其私スル所ニ頒チ以テ其勢權ヲ扶植ス是ニ於テ乎朝廷徒ニ虛器ヲ擁シ其視息ヲ窺テ喜戚ヲナスニ至ル橫流之極滔天回ラサルモノ茲ニ六百有餘年然レ共其間往々天子ノ名爵ヲ假テ其土地人民ヲ私スルノ跡ヲ蔽フ是固ヨリ君臣ノ大義上下ノ名分萬古不拔ノモノ有ニ由ナリ方今大政新ニ復シ萬機

之ヲ親ラス實ニ千載ノ一機其名アツテ其實ナカル可ラス其實ヲ舉ルハ大義ヲ明ニシ名分ヲ正スヨリ先ナルハナシ嚮ニ德川氏ノ起ル古家舊族天下ニ半ス依テ家ヲ興スモノ亦多シ而シテ其土地人民コレヲ朝廷ニ受ルト否トヲ問ハス因襲ノ久シキヲ以テ今日ニ至ル世或ハ謂ラク是祖先鋒鏑ノ經始スル所ト吁何ソ兵ヲ擁シテ官庫ニ入り其貨ヲ奪ヒ是死ヲ犯シテ獲ル所ノモノト云ニ異ナランヤ庫ニ入ルモノハ人其賊タルヲ知ル土地人民ヲ攘奪スルニ至ツテハ天下コレヲ怪シマス甚哉名義ノ紊壞スルコト今也丕新ノ治ヲ求ム宜シク大體ノ在ル所大權ノ繫ル所毫モ假ス可ラス抑臣等居ル所ハ即チ天子ノ土臣等牧スル所ハ即チ天子ノ民ナリ安ンソ私有スヘケンヤ今謹テ其版籍ヲ收メテ之ヲ上ル願クハ朝廷其宜ニ處シ其與フ可キハ之ヲ與ヘ其奪フ可キハコレヲ奪ヒ凡列藩ノ封土更ニ宜シク詔命ヲ下シ之ヲ改メ定ムヘシ而シテ制度典型軍旅ノ政ヨリ戎服器械ノ制ニ至ルマテ悉ク朝廷ヨリ出テ天下ノ事大小トナク皆一ニ歸セシムヘシ然後ニ名實相得始テ海外各國ト竝立スヘシ是朝廷今日ノ急務ニシテ又臣子ノ責ナリ故ニ臣某等不肖謏劣ヲ願ミス敢テ鄙衷ヲ獻ス

版籍奉還の  
議嘉納

華族  
士族

廢藩置縣

知藩事辭職  
の奏請

廢藩置縣の  
詔

天日ノ明幸ニ照臨ヲ賜ヘ臣某等誠恐誠惶頓首再拜以表  
と。列藩、これに倣ふもの相踵ぐ。六月、勅してその請を聽し、未  
だ請はざるものには、奉還を命じ、なほ舊藩主を知藩事とし  
て、各藩政を執らしめ、また、公卿・諸侯の稱を廢して華族とし、  
つぎて、各藩の臣隸をば、悉く士族としたまへり。是に於て、天  
下の土地・人民、皆朝廷に直隸し、八府・二十六縣・二百六十二藩  
六月二十  
五日現在  
となれり。

翌七月、丹波龜岡藩知事松平信正、上總菊間藩知事水野忠  
敬、河内狹山藩知事北條氏恭、上表してその職を辭す。朝廷、こ  
れを聽したまはざりしが、十二月、氏恭及び上野吉井藩知事  
吉井信謹、また上表して辭職を請ふ。乃ち二人の請を嘉納し、  
四年七月十四日、更に廢藩置縣の詔を發したまふ。  
朕惟フニ更始ノ時ニ際シ内以テ億兆ヲ保安シ外以テ萬

三十三百三十三  
三十三百三十三

三月七十三日

府縣の廢合

中央集權の  
實擧る

國ト對峙セント欲セハ宜ク名實相副ヒ政令一二歸セシ  
ムヘシ朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聽納シ新ニ知藩事ヲ  
命シ各々其職ヲ奉セシム然ルニ數百年因襲ノ久キ或ハ  
其名アリテ其實擧ラサルモノアリ何ヲ以テ億兆ヲ保安  
シ萬國ト對峙スルヲ得ンヤ朕深ク之ヲ慨ス仍テ今更ニ  
藩ヲ廢シ縣ト爲ス是レ務メテ冗ヲ去リ簡ニ就キ有名無  
實ノ弊ヲ除キ政令多岐ノ憂ナカラシメントス汝群臣其  
レ朕力意ヲ體セヨ  
かくて、列藩を廢して、悉く縣となし、縣令を置きて、その政を  
行はしめ、舊知藩事をして悉く東京に在住せしめたまへり。  
是に於て、中央集權の實、全く擧り、明治維新の大業、一大段落  
を終りぬ。參議木戸孝允・大久保利通、並びに西郷隆盛等の盡  
力、與りて多きに居るといふ。つぎて、大いに府縣の廢合を行

ひて、全國を三府七十二縣となしたまひしが、その後、屢、縣の分合廢置行はれて、二十二年、三府四十三縣となり、以て今日に及べり。

第三章 外交の進歩 歐米文物の採用 社會及び風俗に及ぼしたる影響

慶應三年六月、兵庫開港勅許あり。翌明治元年正月、朝廷、外國事務總裁及び外國事務取調掛を置き、その十五日、上下、心を同じくし、萬國の公法に遵ひ、外國と交誼を厚くすべきを布告し、同日、兵庫に於て、外國公使に國書を付して、大政復古の事を通告し、二月、はじめて公使等を延見したまふ。是に於て、外交の儀、一變し、開國の規模、大いに定まりぬ。三年、公使をイギリス・フランス・プロシア及びアメリカ合衆國に遣はし

外交一變  
兵庫開港勅許

國書交付及び公使延見

公使派遣

東久世通禧

安政五年、安久保利通、伊藤博文、山口尚芳等を副使として、歐米各國を歴訪巡察せしめたり。爾後、海外諸國に留學し、或は彼の地を遊歴するもの、益多く、彼の長を採りて、我が短を補ひ、舊を改め、新に就き、百物、その觀を改むるに至れり。

明治三年、平民の一般に苗字を稱するを許し、同四年には、華族と婚を通ずるを許し、穢多・非人の稱を廢して、平民籍に編し、華士族の農・工・商業に従事するを許し、郵便制を東京・京都及び大阪の間に實施し、東京・長崎間の電信線架設の功を竣へ、士民の散髮・脫刀を許したまへり。また、五年には、僧侶にも氏を稱せしめ、肉食・妻帶することを許し、はじめて、國立銀行を立て、九月十二日には、車駕親臨して、東京・横濱間の鐵道開通の式を擧げさせたまふ。この月、また横濱の高島嘉右衛門

岩倉具視等の歐米各國歴訪

神佛混同の弊を正す

岩倉具視等の歐米各國歴訪

諸變革

社會上の變化

郵便と電信

散髮・脫刀

僧侶の肉食・妻帶許可・國立銀行創設・鐵道開通

瓦斯燈

太陽曆採用

此の如き改革  
余も之を倣ふ

禮服及び祝  
日祭日の制

門の計劃せし瓦斯燈工事も成りたり。十一月、太陰曆を廢し  
て、太陽曆を行ひ、明治五年十二月三日を以て、同六年一月一  
日とし、つぎて、舊來の禮服を廢し、洋式に模して、大禮服、通常  
禮服等の制を定められ、また、舊來の五節句を廢して、祭日・祝  
日の制をも立てられたり。

教育

大學校及び  
大學南校東  
校

自國の人造  
ひそ

小學規則の  
はじめ

貢進生及び  
留學生

文部省の設  
置と學制頒  
布

かくの如く、萬事、範を西洋に取りしを以て、教育の制度も、  
多く歐米の風に倣ひたり。明治二年、昌平校を大學校と改め  
て、皇學、漢學を授け、洋書調所初名洋學所、安政三年二月、蕃書調  
所に改め、後更に洋書調所とす、後、  
九月に開成所と稱せるを大學南校となして、英・佛・獨等の洋  
學を授け、醫學所を大學東校となして、醫學を授けしむ。同三  
年、小學規則を定め、また諸藩に令し、生徒を選びて、これを大  
學南校に入れしめ、稱して貢進生といふ。既にして、大學東・南  
兩校の生徒より選びて、海外に留學せしむ。四年、文部省を置

被仰出書

學制の規模

師範學校創  
設

實業諸學校  
制

明治五年  
Scott 米

佛國式

き、大いに教育の普及を圖り、五年には、學制を頒布して、義務  
教育の大方針を定められ、同時に特に聖諭を下したまひ、自  
今以後、一般の人民華族農工商及婦女子をして均しく學に就かしめ、邑  
に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期すと。  
當時の學制によれば、全國を八大學區に分ち、每區に一大學  
校を設け、大學區を三十二の中學區に分ち、每區に一中學校  
を置き、中學區を更に二百十の小學區に分ち、每區に一小學  
校を置くこととなる。その數、全國を通じて、八大學校・二百五  
十六中學校・五萬三千七百六十小學校なり。この年、また師範  
學校を創設し、翌年、更に學制の改正増補ありて、鑛・工・農・商業  
等の實業諸學校に關する學制をも定められたり。爾後、各種  
の學校、漸次建設せられ、民間にも、私立の學校、相踵ぎて起り、  
學制も、屢變更改良せられて、遂に今日の隆運を見るに至れ

近藤眞琴  
新島重豪  
中村正造、同人社

法律

新律綱領

司法省設置

改定律例

刑法治罪法

警察

り。

明治三年十二月、新律綱領を頒つ。大寶律令に基き、徳川氏の法制を參酌し、更に明清の諸律を參考して定めたるものなり。四年七月、刑部省彈正臺を廢して、更に司法省を置く。江藤新平、司法卿となるに及び、各國の法律を參酌して、改定律例を定め、六年六月、これを布告したり。後、十三年七月、歐米諸國、殊に佛國の法に倣ひて制定したる刑法・治罪法の公布あり。警察の組織は、四年に邏卒を東京に置きしにはじまり、漸次、全國に布置して、民安を保護するに至れり。八年、邏卒を巡查と改稱したり。

兵制

大村益次郎の意見  
御親兵

兵制に關しては、長藩士大村益次郎、夙に徵兵の意見を持せしが、明治四年、薩長土の三藩の兵を東京に徵して、御親兵と稱し、また、はじめて鎮臺を東山・西海二道に置き、四分營を

山縣有朋の  
御親兵

陸軍海軍二  
省分置  
徵兵令發布

海軍、男、  
陸軍、男

地租

六年の改正

北海道の地租

十年の改正

設く。東山道本營は石巻、分營は福島、盛岡、西海道本營は小倉、分營は博多、日田、五年、兵部省を廢して、陸軍・海軍の二省を分置し、六年、徵兵令を發布して、士族の兵職を解き、士庶貴賤を問はず、丁年に達すれば、兵役に就くべき義務あるものとせらる。これ實に我が國軍制振興の一大美事なり。

明治元年、全國の税法、姑く舊慣に仍らしめしが、六年、舊法を廢し、全國の地價を定め、地價百分の三を以て地租とせらる。徳川時代に、諸藩の地租、輕重相異なりしもの、是に至りて一定せり。北海道は、開拓、未だ完からざるを以て、九年に至り、姑く地價百分の一を以て地租とする事に定められ、十年、更に全國の地租を減じて、地價百分の二半、北海道は、百分の一と定められたり。

第四章 征韓論 朝鮮との修好

朝鮮の鎖國政策  
王政復古通告

大院君の執柄とその鎖國政策

江戸幕府の末葉、國事多端なるや、朝鮮との交際は、殆ど絶えたりしが、王政復古するに及び、明治元年三月、對馬藩主宗義達（去勢）と改名をして、幕府が政權を奉還し、萬機、朝廷より出づるに至りし旨を通ぜしめ、つぎて、使を朝鮮に遣はして、舊好を修めしめんとせられしが、峻拒して應ぜざりき。時に朝鮮王李熙（今）の李年（少）く、生父李晝應（大）院政權を握り、嘗て國內の天主教徒を殺戮し、後、またアメリカ合衆國の通商互市を求めたるを拒み、遂に佛・米二國と事端を開きしが、幸に大事に至らずして和することを得たりければ、意、大いに傲りて、益、固く鎖國政策を執るに至れり。

征韓論

明治三年二月、佐田伯茅等、命を受けて、朝鮮に赴き、直接に

佐田伯茅の建白

朝鮮の不遜無禮

政府の態度

政府の大破裂  
所謂西郷隆盛の征韓論

その政府と交渉する所ありしに、また、要領を得ること能はざりき。伯茅、大いにその無禮を怒り、歸朝の後、當路に建白して、徒らに使節を往復せしめんよりは、寧ろこれを征討するの速かなるに如かざる旨を述べ、我が政府は、なほ事を平和に決せんとし、爾後數回、使節を派して、修好の事を謀らしめたり。然るに、朝鮮は、ただに我が求めに應ぜざるのみならず、傲慢不遜、禮を失ふこと、頗る大なり。乃ちやむなく、陸軍若干、軍艦數隻を釜山に遣はして、我が居留民保護の任に當らしめ、更に使節を派遣して、朝鮮政府に嚴談せしめんとせり。時に明治六年なり。

參議、陸軍大將西郷隆盛、論じて曰はく、今遽かに兵を出すは、徒らに彼れをして危懼の念を懐かしむるのみならず、隣邦扶掖の聖意に悖ること甚し。如かず、まづ大使を派して、彼

明治六年三月三日 岩倉大久保 大隈等の反

岩倉大久保 大隈等の反

隆盛等の辭

朝鮮との修好

れの政府に懇諭し、これをして反省せしめんには。若し夫れ  
危害を大使に加ふることあらば、その罪を世界に聲明し、堂  
堂、王師を加ふべきなりと。参議後藤象二郎、副島種臣、板垣退  
助、江藤新平等、皆これに賛す。たまたま、さきに歐米各國に派  
遣せられたる岩倉具視以下歸朝し、宇内の形勢に鑑みて、ま  
づ内治を整理することの急なるを説き、遣韓大使の議を斥  
く。参議大久保利通、大隈重信等、これに左袒し、議論鼎沸せり。  
既にして、太政大臣三條實美病み、具視、勅を受けて、太政大臣  
の事を攝行するに及び、隆盛等の意見、遂に全く行はれざる  
こととなりければ、十月、袂を連ねて、その職を辭したり。明治  
政府創立以來の大破裂にして、朝野騒然たりき。  
後一年を経て、明治八年に至り、我が政府は、また使を朝鮮  
に遣りしが、またまた要領を得ずして歸りぬ。この年、我が軍

艦長 井上良馨

同罪使 里田清隆 井上馨 副使 山縣有朋 下関

江華島事件

十二箇條修好條約の締結

元山 仁川

艦雲揚號、清國牛莊に赴くの途中、薪水を江華島に求めんと  
せしに、その守兵、俄然砲撃せしかば、我が艦應射して、忽ちそ  
の砲臺を陥れたり。乃ち我が政府は参議黒田清隆を特命全  
權辨理大臣に任じ、往きて修好の事を議し、且、軍艦砲撃の件  
を詰らしむ。朝鮮政府は、躊躇遷延、久しく決する所なかりし  
が、遂にその暴舉を謝し、且、十二箇條より成る修好條約を結  
び、朝鮮國は自主の邦にして、日本國と平等の權を保有せり。  
嗣後、兩國和親の實を表せんとするには、彼此互に同等の禮  
義を以て相接待し、毫も侵越猜疑する事ある可らず。先づ從  
前交情阻害の患を爲せし諸例規を悉く革除し、務めて寛裕  
弘通の法を開擴し、以て雙方とも安寧を永遠に期すべきこ  
と。及び京圻、忠清、全羅、慶尙、咸鏡、五道の沿海にて、通商に便利  
なる港口二箇所を見立たる後、地名を指定すべく、開港は、日

修好中絶六十五年

清國宗主權の否認

本曆明治九年二月より、朝鮮曆丙子年二月より、共に數へて二十箇月に當るを期とすべきこと等を約せり。實に明治九年二月二十六日にして、文化八年紀元二四七一年その使聘の絶えしより、是に至るまで六十五年なり。この條約に於て、朝鮮の自主の邦なることを特筆せしは、即ち清國が從來半島に於て有せりと稱する宗主權を、明かに否認したるものなり。つぎて、修好條約附録及び通商章程議定せられ、翌年九月、外務大書記官花房義質コシノ代理公使を兼ねて赴任し、十三年、帝國公使館成るに及び、義質は辨理公使に陞任したり。

第五章 清國との修好 臺灣事件

清國との修好 德川時代に於ける清國との關係

德川幕府時代には、清商の長崎に來りて、貨物を貿易することありきと雖も、未だ國交を訂し、通商を律する公約を結

明治四年の修好條約

支那人評、漢和し其中五十四人、叔翁と云ふ

征臺の議 琉球人殘殺せらる

支那に琉球をその處分ト中山五ト評す、尚泰ヲ侯爵ニ封ス。

小田縣民の遭難

ぶに至らざりき。王政維新以來、國運漸次伸暢するや、商民の彼の國に航するもの、日に多きを加ふるに至りしかば、明治四年、欽差全權大臣伊達宗城を清國に遣はし、七月二十九日、十八箇條の修好及び通商の條約を結ばしめたり。これ我が國より、外國に向ひて條約を締結せるは、はじめなり。この年十一月、琉球人、臺灣に漂著するや、その地の生蕃、これを殘殺せり。琉球は、これまで、時時、支那にも通貢したれども、古くより、我が國に屬し、殊に慶長以來は、薩藩に隸せしこと明かなり。よりて、明治五年、詔して、その王尚泰を封じて、琉球藩王となし、これを華族に列したまひしが、六年三月、小田縣の民、また臺灣に漂到して、蕃族の劫掠に遭ひたり。時に、特命全權大使副島種臣、清國にありて、條約の批准交換の事に當り居ければ、則ち兼ねて、この事件をも談判せしめしに、清





役の臺征年七治明び及墓の名四十五民藩琉球  
 りかに埔頭統るな里二約方北の城春國は臺

清國の返答

孝允維新前、桂小五郎ト  
 許シテ大ニ斥劾モシ洋行後  
 二施ナテ穩健ニ政策ヲトシ  
 トモ

征臺の擧と  
 廟議の不一  
 致

木戸孝允の意見

從道朝出廷  
 命ヲ待マズニテ  
 所入

臺灣事務都督

臺灣蕃地事務局長官

孝允の辭職

英米公使の言

國は琉球の我が領土たるを認めず、且、かの生蕃を以て、化外に在るものとし、責任を帯びざる旨を答へたり。是に於て、征臺の議は、始めて起る。

參議木戸孝允、これを不可とし、内治の整はざるに、事端を外に開くは、甚だ政策を誤る所以を陳ぶ。然れども、廟議は、遂に征臺に決し、七年四月、陸軍中將西郷從道を以て臺灣事務都督に任じ、つぎて、陸軍少將谷干城、海軍少將赤松則良を參軍となし、兵を率ゐて、これを討たしめ、また、臺灣蕃地事務局を置き、參議大隈重信を以て、その長官となす。孝允は、その議の容れられざるを以て、書を太政大臣三條實美に贈り、具さに内治の未だ整はずして、人民保護の任、全からざるの情を述べ、この際、兵を外に出すは、治道の前後、本末を誤る所以を痛論し、以てその職を辭したり。たまたま、英、米二國公使も、征

恒春ニ上陸

出師を停めん  
とす  
都督等出發  
蕃族平定  
牡丹社土蕃

清國の異議

柳原前光清  
國に赴く

清國の提議

李鶴年の要  
求

臺のため、清國の異議を生ぜんことをいふ。よりて、將に再議する所あらんとし、遽かに出師を停めんとしたりしが、果さず、五月、都督以下、長崎を發したり。  
征臺軍、臺灣の南部に上陸し、進みて蕃族を討ず。酋長等、多く軍門に降り、幾もなくして、頑強なる牡丹社の土蕃も、その巢窟を覆され、南部の生蕃、略平ぎたり。我が軍、乃ち道路を開き、橋梁を架し、久しく留るの準備をなす。

初め都督の長崎を發するや、我が政府は、柳原前光を全權公使となし、清國に遣はして、出師の理由を告げしめんとす。公使、未だその國都に達せざるに、たまたま、清國、書を我れに寄せて曰はく、臺灣は我が國の領土なり。貴國兵を發して、これを討つ。何ぞ豫めこれを我が政府に告げざるかと。既にして、清國、閩浙總督李鶴年、臺灣に至り、都督に向ひて、速かに兵

福建巡撫の  
要求

清國遂に屈  
す

大久保利通  
の談判

英公使調停

條件

征臺ノ爲ハ百万円ノ巨費ヲ投セリ

日本武士ノ勇武ナル事家ヲ外公使ニ説クニシテ

従前莫辨公使領事

第五章 清國との修好 臺灣事件  
千九百一十年ノ兵ヲ以テ之ヲ身備セシメテ我兵ノ勇武ヲ見テ之ヲ撤兵セリ

を撤去すべきを求む。都督、これを拒みて曰はく、我れ天朝の命を奉じ、來りて蕃賊を蕩滅す。詔命あるにあらずば、寸歩も移すこと能はずと。つぎて、福建巡撫、また來りて、同様の言をなししが、また、これを卻けたり。

前光、清國に至り、往復辯論せしかど、事調はず、臺灣の征討は、將に轉じて清國との衝突とならんとせしかば、八月、大久保利通を全權辦理大臣として、清國に赴かしむ。利通、北京に至りて、その大官等と臺灣蕃地の所屬を論じ、議遂に決せず。國交、將に破れんとす。北京在留の英國公使、その間に立ちて調停する所あり。清廷、遂に我が出兵の義舉たることを認め、被害民の撫恤銀十萬兩と、道路修築及び兵營建設費等四十萬兩を支辨し、我れは臺灣駐屯の兵を撤去すべきことを約して、事落著せり。十一月、利通歸朝し、十二月、都督以下、また東

京に凱旋せり。

### 第六章 北海道の拓殖 千島樺太の交換

幕末に於ける蝦夷經營なる

松前氏再び蝦夷を領す

蝦夷また幕領となる 蝦夷經營の端緒

文化年中、徳川幕府の蝦夷地を收めて、これを直轄とするや、ほどなく、函館奉行を廢して、松前奉行を置き、以て東西蝦夷を經營せしめ、南部・津輕二藩に命じて、これを分守せしめたり。爾後、北邊、姑く事無く、且、その經營上の負擔に堪へざる所やありけん、文政四年紀元二四八年幕府は再び松前家に東西蝦夷を還付したり。然るに、幕末に至り、内外の形勢、また北海を松前家に委託するを許さざるに及び、安政二年紀元二五年また東西蝦夷を幕府に收めて、これを函館奉行に隸し、本營・支營を十數箇所所に設け、仙臺・秋田・津輕・南部等の諸藩兵をして、これを成らしめ、且、漸次、屯田の制に倣ひて、移住制度を設け、道

函館開港

北海道拓殖 明治初年の蝦夷

北海道 開拓使廳設置

北海道廳設置

路の開鑿、宿驛の新設、農・商・鑛業の奨励、寺院の建立等、經營稍、その緒に就き、以て明治元年に至れり。この間、函館港モリスノを開きて、外國との互市場とせり。

明治元年四月、函館裁判所を置き、五月、函館府を建つ。二年五月、五稜廓陥りて、北地悉く平ぐや、六月、蝦夷開拓督務を任じ、つぎて、函館府を廢して、縣を設け、更に縣を改めて、開拓使を置き、八月、蝦夷を北海道と改稱し、分ちて十一國となす。四年六月、札幌開拓使廳を開き、函館・根室に出張開拓使廳を置き、各郡に出張所を設け、土民を撫育し、内地人の移住、開墾を奨励し、炭鑛を開き、屯田兵を置き、拓殖の業、漸次進歩したり。十五年二月、開拓使を廢し、札幌・函館・根室の三縣を建て、つぎて、北海道廳を置きて、全道を管し、各地に支廳を設け、屯田兵の制を變じて師團となし、以て今日に至れり。

樺太の探検

幕府の探検

問宮林藏の探検

露人の南進と樺太境界論

長崎に於ての談判

下田の約

初め松前氏の蝦夷を領するや、寛永年中、始めて、その家士を樺太に派したることありき。天明年中、幕吏山口鐵五郎等、幕命を奉じ、樺太の南端を探検して歸りしが、寛政四年紀元二四年、最上徳内、また命を受け、更に進みて、これを探検せり。後、問宮林藏等、またこれを探り、幕府にても、樺太を改めて北蝦夷と稱することとせり。

然るに、ロシアも、また、樺太の北より、漸次南下して、開拓の業を進め、嘉永六年、プーチチンを長崎に派して、樺太の境界を定め、且、交易を通せんことを求めしむ。幕府、乃ち筒井政憲、川路聖謨等を遣りて、これを議せしめ、北緯五十度の地を以て、彼我の分界となさんとせしが、議協はざりき。翌安政元年、プーチチン、また下田に來り、自今、擇捉チトカ得撫ウラップ二島の間を以て、兩國の界とし、樺太は、なほ舊に仍りて界を分たざることを

遣露使とそ果の協議の結果

外交の失敗

鎖國論と分界協議の約棄置の慶應二年の使節

北邊問題解決

樺太開拓使

約す。然れども、露人の南侵するもの、歳に月に増加せしかば、文久二年紀元二五幕府は、使節千野守竹内保徳、松平康直をロシアに派遣したり。我が使節は、北緯五十度を以て、彼我の境界とせんことを主張し、彼れの委員イグナチエフは全島領有の議を執り、反覆辯論、容易に決せず、終に各、人レખалievを樺太に派し、その地に臨みて定むべきを約して歸りぬ。

當時、國論紛糾、殊に鎖國攘夷の説、益熾なりければ、また、この約を履行する暇なく、慶應二年に至りて、小出秀實をロシアに派したれども、十分の効果を見ること能はず、ただ雑居の約を定めたるのみにて、結局、下田條約の外に出づること能はざりき。

王政復古の後、また樺太の舊稱に復し、明治三年、開拓使を分ちて、樺太開拓使を置き、以てこれが經營を計りたり。つぎ

千島樺太交換

反抗不平ヲ示シ口実

一、改曆

二、徴兵

三、徴兵 血祭國、社、一國を名に隨者

四、血ヲ以テ報じ、其ハ口實ト爲

五、此語、誤解ナリ

六、祖權、且祖權新政府ヲ

七、安シ

八、神皇正統記ヲ不

九、可ニ對シテ

十、其其年、信長、江藤新平の

十一、テヲ、風、吹キ、暴動

十二、五穀ヲ、實ニ、

十三、征韓、堂

十四、慶國堂

十五、新幹、土佐、北

十六、捕、レ、己ガ、司法、官、タリ、シ、片、ワ

十七、ク、リ、レ、罪、ヲ、シ、テ、利、ヲ、シ、テ、

十八、以上、二、黨、相、提

十九、(兵、約、二、千、五、百、相、

二十、七年、二月、ヲ、以、

二十、利、運、征、討、ス

て、更に五十度分界の議を提出し、露國駐劄全權公使榎本武揚をして、これが談判の事に當らせたりしが、我れは遂に千島列島を收めて、樺太に對する要求を撤回することとなり北邊問題はじめて解決したり。時に明治八年なり。

第七章 地方の騷亂

はじめ、江藤新平の、征韓の議合はずして、官を辭するや、明治七年、意見の達せざるを怒り、亂を佐賀に起して誅せられぬ。然れども、政治・社會・風俗、その他諸般の變革の激しき時代の常として、往往、意見の衝突することあるを免れず、この他にも、時に暴動を企つるものありき。

熊本には、神風連とて、守舊の説を持して、西洋風の浸染を惡み、且、新政を喜ばざる不平黨あり。明治九年十月、その徒、遽

變遷時代の常 熊本及び萩等の亂 神風連と熊本の亂

秋月、薩國國廳を擧

九年、十月、二十七日、秋月藩士、宮崎

車之助、今村、自、人、即、益、田、輝、月

老、四、名、人、ヲ、ヲ、シ、テ、礼、ス

秋月及び萩の亂

鹿兒島の私學校

私學校設立

私學校黨の目的

西南の役

かに起りて、鎮臺縣廳等を襲ひ、鎮臺司令長官以下、縣官・士卒を殺傷せり。鎮臺の兵、擊ちてこれを平げしが、舊秋月藩士等、これに應じて、また亂を謀り、山口の前原一誠前兵部大輔も、また密かに黨與を萩に集め、將に縣廳を襲はんとしたり。幾程もなく、是等、皆討ち平けられしが、西國には、なほ新政に服せざる徒多く、明治十年に至り、遂に一大騷亂、破裂したり。

さきに、西郷隆盛の職を辭して鹿兒島に歸るや、鹿兒島出身の武官桐野利秋・篠原國幹以下、多くその職を辭し、相率ゐて、郷里に歸りき。隆盛、私學校を立て、利秋・國幹等と共に、子弟を教養す。當時、隆盛の威望、甚だ高かりければ、四方、隆盛を慕ふ者、多く私學校生徒となり、現政府を倒して、改革を斷行せんと欲し、密かにその機のを待てり。

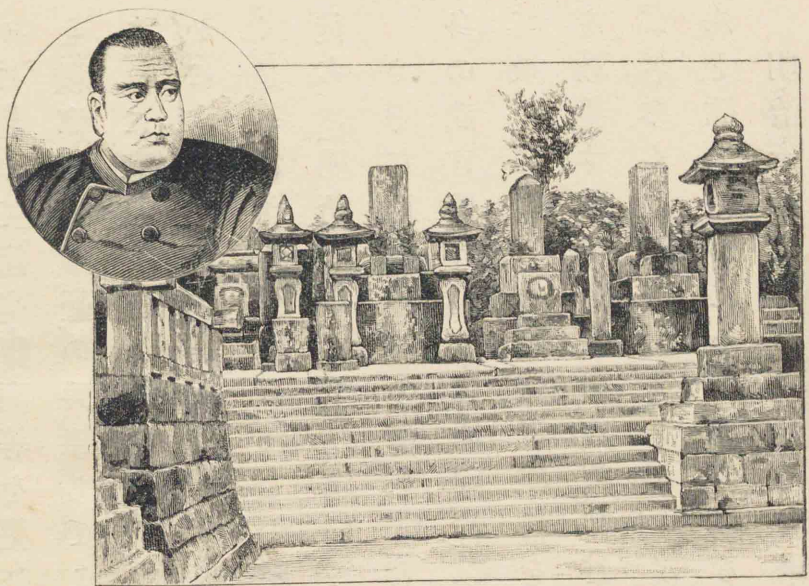
明治十年二月、隆盛、遂に私學校黨に擁せられ、政府に問ふ

鹿兒島、海軍造船所、火藥庫、私學校黨、隆盛、中、造船所、一月、隆盛、視、中、隆盛、氏、隆盛、暗殺、為、チ、ト、口、實、員、ニ、シ、テ、捕、ヲ、政府、隆盛、

隆盛の擧兵  
隆盛加治木口より海軍國  
新設軍院口より進み、私造  
紙幣ヲ出シ  
熊本城攻圍  
隆盛軍ヲ統率ス  
相木・高瀬・三別軍ヲ出シ  
官軍ヲ安シ本軍ニ能ク  
包圍ス  
各千城十倉を以テ本軍ヲ佐シ  
急ヲ告ケテ大援ヲ出サシム  
方佐部ヲ部下ニ大防ヲ率テ  
ト急ニ赴ク

陸軍 四万五千

征討の令



墓のそび及盛隆郷西  
りあに内寺明光淨市島兒鹿に墓

所ありと稱し、兵一萬  
五千を率ゐて、鹿兒島  
を發し、進みて熊本城  
を圍む。司令長官谷干  
城、鎮臺兵<sup>千</sup>を督し、固守  
して屈せず。時に、車駕  
西幸して、京都にまし  
ませり。乃ち蹕を此に  
駐めて、征討の令を下  
し、熾仁親王を征討總  
督とし、陸軍中將山縣  
有朋、海軍中將河村純  
義を參軍となし、諸鎮

重なる戰場  
陸軍中將山縣有朋、城府多ハハ  
陸軍中將佐川清隆、城府多ハハ  
以テ相繼ニ入ルニ至リ  
賊軍一隊、大分ハ一隊、本軍  
ハ進ム

別働隊

隆盛等戦死

大日本赤十  
社の起り  
博愛社の創  
立

木戸孝允ハ西南役中ニ叛殺  
ス  
大久保利通ハキキ年島田一良  
ノ為ニ刺セル

佐賀、鹿兒島の亂  
死傷 三万七千人  
死傷 三万七千人  
死傷 三万七千人  
死傷 三万七千人

臺の兵を發して、これを討たしめたまふ。賊、高瀬・山鹿・田原阪・  
植木等の地を扼し、連戦五十餘日、勢、頗る猖獗にして、官軍、大  
いに苦しめり。既にして、陸軍中將黒田清隆、陸軍少將山田顯  
義、別働隊を率ゐて、海路より肥後の八代に出で、以て賊背を  
衝く。これより、賊勢、漸く衰へ、熊本<sup>ノ</sup>圍を解きて、次第に退却  
せり。官軍、これを追撃して、鹿兒島に迫るや、隆盛・利秋等、皆戦  
死し、餘賊も悉く平ぎぬ。時に明治十年九月なり。これを西南  
の役と云ふ。

この役、佐野常民、大給恒等、總督に請ひて、博愛社を創立し、  
戦地に病院を設けて、官賊を問はず、その傷痕疾病を治した  
り。これ今の大日本赤十字社の起りなり。

第八章 朝鮮の事變 天津條約

第八章 朝鮮の事變 天津條約

明治十五年の變 制度の改革

閔氏一族の兵士糧食支給  
に任ずるモノアリテ糧食を私に  
兵士之ヲ怒ルム

大院君の不  
満  
兵士の亂暴  
花房公使等  
の避難

濟物浦條約

さきに、朝鮮の一たび我れと修好するや、國王、銳意、國政を更張せんとし、金玉均、徐光範等を派遣して、我が文物、制度を視察せしめたり。外戚閔氏、是等の人人と結び、大院君及びその黨與なる守舊派を排して、全く政權を握り、頻りに制度の變革に力め、我が陸軍中尉堀本禮造等を聘して、軍隊の新式訓練を施さしむるに至れり。大院君、これを悦ばず、明治十五年七月、兵士が、事によりて政府を怨めるに乗じ、陰にこれを煽動せしかば、兵士等、遂に亂を作し、王宮に闖入し、堀本中尉以下、我が國人數名を殺し、我が公使館を襲ひぬ。辨理公使花房義質等、仁川に走りしが、また、暴徒の襲撃に遭ひて、月尾島に避難し、舟を蟻して外洋に出で、遂に英國船に搭じて、長崎に達したり。

乃ち外務卿井上馨を下關に遣はして、公使に旨を授け、陸

我が政府の  
處置

大院君誠意  
なし

清國の派兵

大院君清國  
に拘致せら  
る

條約の内容

明治十七年の變

軍少將高島鞆之助、海軍少將仁禮景範をして、兵を率ゐて、公使を護し、以て急に朝鮮に赴かしむ。義質、京城に入り、國王に謁して、要求箇條を呈したり。時に、大院君、政柄を執り、また、善後の事を議する誠意なかりしかば、義質、怒りて濟物浦に退く。これよりさき、清國も、また、袁世凱、丁汝昌等を遣はし、海陸の大兵を率ゐて、朝鮮に赴かしめしが、遂に親しく事情を問ふ必要ありと稱へて、大院君を清國に拘致したり。是に於て、政權、また閔族の手に歸し、局面一變して、八月三十日、所謂濟物浦條約成り、朝鮮は、二十日を期して、兇徒を處罰し、撫恤金五萬圓及び償金五拾萬圓を出し、且、我が公使館に我が守兵を置くことを諾し、特に謝罪使を我が國に派遣することを約せり。

この頃、朝鮮には、開進、事大の二黨起りて、相争へり。開進黨

開進事大ニ

清佛事件と事大黨

開進黨の勃發

京城郵便局開場式ノ祝宴ノ虚ニ來リテ事大黨ヲヲ

清兵の亡狀

京城條約

井上馨と京城條約

は、金玉均、朴泳孝等を首領とし、我が國に依頼して、大いに改進の政を行はんとし、事大黨の首領閔氏は、大兵を擁して京城に駐れる清將袁世凱に結び、清國に事へて、以て舊習を守らんとす。明治十七年、清國、フランスと事端を開き、戦、甚だ利あらざるや、事大黨、頗る動搖せしかば、金玉均、朴泳孝等、この機に乗じ、急に發して、事大黨の領袖を殺傷し、國王を擁して、我が公使の援護を請へり。辨理公使竹添進一郎、兵を率ゐて、王宮を護衛せしが、清兵、事大黨を援けて、國王を奪ひ、また、我が公使館を焼けり。

この亂のために、我が居留民の清兵に慘殺せられしもの少からず、陸軍大尉磯林眞三等、またこれに死し、公使以下の諸員は、仁川に赴けり。我が政府は、外務卿井上馨を特派全權大使となし、陸軍中將高島鞆之助、海軍少將樺山資紀を伴ひ、

條約の内容

天津條約

彼我全權の天津會議

日清兩國撤兵

兵員派遣と行文知照

政黨の組織と民選議院

朝鮮に往きて、その罪を問はしめ、翌年一月、京城條約を結び、謝罪書を出さしめ、撫恤賠償金十一萬圓を徴し、兇徒處罰、公使館建築、兵舎設置等を諾せしめたり。

さてまた、清兵襲撃の事につきては、清國政府に交渉する必要ありければ、十八年三月、參議伊藤博文を全權大使として、清國に派し、四月、その全權大臣李鴻章と、天津に會議せしめ、兩國の朝鮮駐在兵を撤去すること、及び、將來、朝鮮に出兵の必要あらん時は、まづ互に行文知照し、事定まるに及びては、即ちこれを撤回すべきことを約せり。これ即ち天津條約なり。

第九章 立憲政體の確立

明治元年、廣く會議を興し、萬機公論に決すべきを宣した



設立の建白  
公議所及び  
待詔局

愛國公黨の  
成立

宮内書記官加藤弘之氏選  
議院設立を對す

民選議院設  
立の建白

政府の漸進  
主義  
元老大審二  
院の設置

地方官會議

地方議會

まふや、政府は、ほどなく、公議所つぎて集議院と改むを開きて、制度・律令を議せしめ、待詔局公議所を置き、輿論を博採し、以て聖旨に副はんことを力めたり。七年に至り、板垣退助・副島種臣・後藤象二郎・江藤新平・由利公正・小室信夫・古澤滋・岡本健三郎等、愛國公黨を組織し、一月十八日、民選議院の設立を建白したり。その議、遂に納れられざりしが、一般の政治思想、これより、おひおひ進みたり。

政府にても、次第に政治を輿論に決するの方針を執り、八年、始めて元老大審二院を置き、元老院をして立法の事を掌り、大審院をして上告を判定せしむることとしたり。この年、また地方官會議を起したりしが、十一年四月、その第二回の會議を開き、府縣會規則、その他の法案を議定せしめ、つぎて、これを發布し、以て中央議會を開設する階梯を造りぬ。

松園より輸入  
ミル自由平等論  
(西園寺公望輸入)

國會開設の  
大詔

民權自由の  
説

自由ノ神板垣退助

政事ニ於テ政談演説ノ場  
途一發斷

時叫ぶ日あり、板垣死ス

モ自由ニ死ス

板垣退助

河野廣中

杉田玄一

相筆跋トシ八万人計

連署テ國會開設ヲ請願

北海道官有物拂下ニ於ケル  
松下不忠事件費算ニルヤ  
民論を益々津騰ス

これよりさき、新聞雑誌の刊行、漸く増ししが、民選議院設立の建白書及び愛國公黨の宣言書の發表ありて、民權自由の説、大に行はるるや、競ひて筆を鼓して、時事を論じ、政治を議したり。政談演説も、また各地に行はれ、社を立て、黨を結び、速かに國會を開設して、政治を改革せんことを希ひ、十三年、遂に國會の開設を請願せり。乃ち輿論を採用したまひ、翌年十月十二日、國會開設の大詔を發して宣はく、

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ莫シ爾有衆亦朕力心ヲ諒トセン

顧ミルニ立國ノ體國各宜キヲ殊ニス非常ノ事業實ニ輕  
 舉ニ便ナラス我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ揚ケ洪  
 謨ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責朕カ躬ニ在リ  
 將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕  
 カ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以  
 テシ經畫ノ責ニ當ラシム其組織權限ニ至テハ朕親ラ衷  
 ヲ裁シ時ニ及テ公布スル所アラントス  
 朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ浮言相動  
 カシ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜シク今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ  
 以テ朝野臣民ニ公示スヘシ若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ爭  
 ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以  
 テスヘシ特ニ茲ニ明言シ爾有衆ニ諭ス  
 と。時に、板垣退助、自由黨十三年十一月はじめて組織せらるを改造し、翌年、大隈重

急進黨一自由黨各政黨  
 漸進黨一政黨  
 改進黨一政黨

憲法發布

伊藤博文  
 伊藤博文  
 井上毅

歐洲各國

憲法制定

當時  
 里田清隆  
 伊藤博文  
 議長

勅諭

信は立憲改進黨を組織し、福地源一郎、丸山作樂等は、立憲帝  
 政黨を組織して、互に相論難攻撃せり。  
 さて、國會開設の大詔煥發せられて、憲法の制定、最も急務  
 となりしかば、翌年、參議伊藤博文等を、歐洲各國に遣はして、  
 その憲法を取調べしめ、これを參酌し、我が國體に基きて、帝  
 國憲法を制定したまひ、明治二十二年に至りて成りぬ。より  
 て、二月十一日、紀元節の佳辰を卜し、天皇、親ら神祇を祭り、皇  
 祖、皇宗の靈に告げて、これを發布し、左の勅諭を下したまふ。  
 朕、祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛ス  
 ル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ  
 臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其懿徳良能ヲ發達セ  
 シメムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進  
 運ヲ扶持センコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ

詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ

皇室典範裁

第一帝國議會

大同團結 後藤家  
 之ヲ組織ス 尾崎行雄 日蓮  
 等 激シキ言 論ヲ申 出ス  
 ニ 解キ 束縛ヲ 救ヒセリ

之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

この日、また皇室典範の裁定あり。抑、憲法を發布して、臣民に參政の權を分與したまふは、開國以來の盛事なれば、衆庶、聖旨を感戴して、歡呼の聲、都鄙に滿てり。翌二十三年十一月、憲法の定むる所により、はじめ帝國議會を東京に召集し、車駕、親臨して開院の式を擧げさせたまひ、立憲政體の實、はじめて備はりぬ。

立内閣制度創  
明治十八年  
前の官制

十八年の改  
正と内閣制  
度創設

最初省制  
伊藤博文

最初、枢相  
伊藤博文

法制その他  
の整備  
樞密院  
府、市、町、村、制、  
府、縣、制、郡、  
制

維新以來、屢、官制を改正せられしが、大體は、大寶令の制を襲ふに過ぎざりき。既にして、伊藤博文の明治十九年歐洲を巡り、その制度を視察して歸朝するや、乃ち博文を制度取調局長官に任じて、これが調査に従事せしむ。その結果、十八年十二月、遂に官制に大改正あり、内閣制度はじめて立ちぬ。即ち太政大臣、左右大臣、參議等を廢して、内閣總理大臣及び外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信九省の大臣を置き、總理大臣以下を以て内閣を組織し、宮中には、別に内大臣、宮内大臣を置かる。

二十一年、天皇最高の顧問府たる樞密院を置き、同年、市町村制を發布し、二十三年、府縣制、郡制をも發布せらる。この年、

明治十五年  
西洋ノ制取  
イ等イ等トナス

裁判所構成  
法、民事訴訟  
法、民法、刑事  
訴訟法

教育制度の  
整頓

教育令及び  
教則大綱

帝國大學

教育の方針  
西洋文明の  
輸入

また裁判所構成法、民事訴訟法、民法、商法等を頒布し、治罪法も改正せられて、刑事訴訟法となり、諸種の法制、大いに備はれり。つぎて、民法、商法の修正ありて、大いに我が民俗慣習に適合するものたらしめられたり。

是等法制の整備は、教育學問の進歩に負ふ所多し。明治五年、はじめて、學制を頒布せられしより、教育、漸く普及せしが、十二年、更に教育令を發し、翌年、これを改正し、つぎて、小學校教則大綱を定めらる。これよりさき、明治十年、大學、東京、南兩校を合併して、東京大學とせられしが、後、工部大學、東京農林學校をこれに合せて、帝國大學とし、遂に今の東京帝國大學となり、京都その他の帝國大學も、また設けらるるに至れり。

王政維新後、上下擧りて、西洋の文明を輸入するに急にして、従前より傳來せるものは、とかくに、これを排斥する傾あり。

小學校教員  
心得

り。殊に西洋の學術・技藝の大いに我れに優る所あるを見るや、ひたすら、日新の智識を求むるに汲汲たりき。しかのみならず、民權自由の政治論、行はるるに及びて、教育社會も、また、その影響を受けしかば、十四年、府縣學務官を召集して訓示する所ありき。その旨趣たるや、殊に重きを修身の教育に置き、教員たるものは、唯修身教科書の意を知るを以て足れりとせず、必ず言行端正にして、其仁愛すべく、其威敬すべく、且つ世故に老練し、能く兒童を統理するの人ならざるべからず。されば、教育には碩學醇儒にして、德望あるものを選用し、生徒をして益、恭敬整肅ならしむべく、修身を教授するには、必ず皇國固有の道德教に基きて、儒教の主義に依らんことを要すといふにありき。十八年、再び教育令を改正せらる。この年、森有禮、文部大臣に任ぜられ、力を教育に注ぎ、師範教育

森有禮の文  
部大臣

第一回、文相  
明治三十二年  
月十一日、憲法  
教習、式、臨、イン、ト、ス、ル、途、不、利、ナル、  
オ、シ、向、一、子、相、常、川、親、正

教育勅語の  
煥發

學術技藝の  
進歩

東京專同學校  
政治教育月々

各種學校

中村教室 創設

政化思想、隆盛トシテ、  
西洋文物、固チ其トシテ、  
長足ノ進歩ヲ、  
二、條約改訂ノ方便トシテ、  
明治十八年、政化思想  
整備  
交通機關の  
實業の振興  
想ノ極ニ達シ、  
ルトキナリ、

又、勤王ノ風  
群像存、多シク  
又モ、成、ト、ス

兵制  
徴兵令改正

の刷新、大・中・小學制度の整頓等、大いに見るべきものあり。二十三年十月、教育に關する聖勅煥發せらるるや、確乎不動の基礎立ち、その方針、益、明かなるに至れり。  
民間にも、漸次、私立の學校發達せしが、就中、福澤諭吉の立てたる慶應義塾、大隈重信の東京専門學校の如きは、幾多の人才を出して、我が文明の發達に貢獻する所少からず。かくて、教育、益、普及上進し、醫學校・美術學校・音樂學校・盲啞學校・農工商に關する實業學校等の設立せられしものも少からず、西洋に留學するものも、また、年年に多く、各種の學術・技藝、著しく進歩し、東洋學の研究、醫學上の發見、新式軍器・火藥の發明等、往々、西洋を凌ぐものあり。交通機關の整備、殖産・商・工業の振興等、また、皆未前の發展を見ざるはなし。  
兵制は、六年、徴兵令を布きしより、數次の改正を経て、以て

三宅雄三郎、一、派、モ、政教社、今日、日本、及、日、人、ト、ナ、リ、テ、又、加、味、弘、之、氏、等、モ、政化、主、義、ヲ、多、ク、勉、メ、  
西村茂樹、弘、道、を、ヲ、主、テ、團、群、保、存、ヲ、唱、フ、

勅諭

今日に至り、益、擴張整備せり。十五年、陸海軍人に下したまへる勅諭は、實に天地の公道、人倫の常經を訓示したまへるものにて、啻に軍隊教育の精神たるのみならず、我が國民たるものの、皆遵守服膺すべきものなり。

第十一章 明治二十七八年戰役

朝鮮に於ける日清勢力の消長

日本の勢力衰ふ清國の勢力加はる

大阪事件 大井憲太郎等の密謀

朝鮮にては、明治十七年の事變後、開進黨の志士、多くは國を去り、政權、全く事大黨の手に歸せしかば、半島に於ける我が勢力、頓に衰へたり。これに反して、清國の勢威、日に加はりければ、朝鮮政府は、萬事、清國公使袁世凱の意を承けて、その施政、外交等の事を行ふの觀ありき。  
大井憲太郎等、これを憤慨し、非常手段を以て、事大黨の領袖等を殲し、政權を開進黨に歸せしめ、その機に乗じて、清國

防穀令事件

咸鏡道に於ける防穀令

辦理公使大石正己の嚴談と償金

李尚書

清國の暴慢と我れの措置 東學黨の亂

の朝鮮に於ける勢力を覆さんと謀りしが、事漏れて捕へられたり。これ所謂大阪事件にして、實に明治十八年十一月なり。  
これより、朝鮮の上下、我れを蔑視し、在留邦人の不利を受くること多く、二十二年には、咸鏡道えんしやうに於て、俄かに不法なる防穀令を發布し、邦人に十數萬圓の損害を被らしめながら、容易に賠償の議を決せざりき。よりて、我れは、二十六年、辦理公使大石正己をして朝鮮政府に嚴談せしめ、十一萬圓の償金支出を約せしめたり。或はいふ。朝鮮政府の曠日彌久、徒らに依違遷延を事とせるは、一は清國の教唆に因れるなりと。  
清・韓兩國の我れを輕侮する、實に甚しといふべし。  
二十七年、東學黨蜂起して、朝鮮の南部なんぶを亂すや、清國は屬國の亂を鎮むと稱して、兵を朝鮮に出し、天津條約に基づき

刺殺令事件 明治十七年三月、人金玉均、上海に誘殺せられたる。李尚書、清國政府、船中を襲ひ、三送し、侍、斬りて、人、送さる。 分館上、動搖 三月、議、會、外 東學黨の亂 振藩、唱、内、因、不信、任、唱 議、會、解散、ス、二十七年六月、議、會、を、解散、ス、

第十一章 明治二十七八年戰役

と清國の通牒  
我れは回答と派兵

圭介自ら王宮入り親王  
王迫り其體主國より  
参りて法同及ア  
オニ強上改革ヲ進リ  
オニ清國に抗辯ヲ申込ム

日清衝突の端  
我れの提議

清國の態度

豊島沖合戦

朝鮮、託宣、  
清兵、野郎、  
東洋艦長、  
高陞、野郎、  
高陞、野郎、  
高陞、野郎、

て、これを我が國に通牒したり。我が政府は、朝鮮を以て清國の屬邦と認めざる旨を答へ、更に我が公使館領事館及び在留邦人の保護のために、兵を派遣すべき旨を知照し、賜暇歸朝中の公使大島圭介をして、急に京城に赴かしむ。つぎて、陸軍少將大島義昌の統率せる混成旅團の兵、京城及び仁川に入る。

かくて、我が政府は、清國に勸むるに、東洋全局の平和を維持せんため、相協同して、朝鮮の内政改良を助け、以て永く禍根を絶たんことを以てしたり。然るに、清國は、啻にこれに應ぜざるのみか、擾亂既に鎮定せりと稱し、我れに對して、しきりに撤兵を求め、自らは更に大兵を運送船に載せて、朝鮮に送らんとせり。その途中、豊島沖に於て、我が軍艦に遇ひしに、清國軍艦、砲撃を開始せしかば、我が艦、應戦して、大いにこれ

成歡の戦

開戦と國民の奮起  
宣戰の大詔

朝鮮との同盟

大本營轉進

海陸の大勝

平壤の戦

黄海の戦

を破り、操江號を捕獲し、運送船高陞號を撃沈したり。時に七月二十五日なり。既に在韓の我が陸軍は、朝鮮王の依頼を受け、牙山に在りし清兵と成歡に戦ひて、これを逐ひぬ。

八月一日、宣戰の大詔下る。國民、皆踴躍して戦に赴かんことを冀ひ、或は金品を獻じて、軍資を助くる者多し。この月二十六日、我が國は朝鮮と同盟の條約を結び、九月十五日には、大本營を廣島に進めて、天皇親しく軍事を督したまふ。

この日、恰も陸軍中將野津道貫第一軍の一部を率ゐる清兵の據守せる平壤を攻撃し、翌朝之を陥れたり。これより、朝鮮の域内には、また清兵を見ず。これと殆ど同時に、我が司令長官海軍中將伊東祐亨艦隊を率ゐる、清國の北洋水師を黄海に撃ちて、大勝を得、敵の四艦を轟沈し、一隻を破壊したり。時に九月十七日なり。これより、黄海の制海權、我が手中にあり。

廣島に於ける臨時議會軍事費可決

頌德表奉呈

第一軍及び第二軍の連勝第一軍の連

勝第一軍の連

第二軍の旅順攻陥

北洋水師全滅威海衛略取

丁汝昌の自殺と殘將等の降伏

十月、帝國議會を廣島に召集し、臨時軍事費一億五千萬圓の公債を募集する案を提出す。議會は滿場一致を以て、これを可決し、皇上聖德の頌を上りぬ。

つぎて、陸軍大將山縣有朋、第一軍に將とし、鴨綠江を渡りて、清國に入り、向ふ所、敵なく、九連、鳳凰、岫巖、柞木、海城の諸城を陥れ、陸軍大將大山巖は、また、第二軍を率ゐて、金州半島に上陸し、十一月、旅順口を略取せり。旅順口は、金州半島の要港にして、築壘の堅固、守備の完全、東洋第一の稱ありしものなり。

既にして、大山巖は、第二軍の一部を率ゐて、敵海軍の根據地なる威海衛に向ひ、海軍と力を協せて、これを攻陥れたり。時に二十八年二月なり。是に於て、渤海灣の兩關門、我が手に落ち、提督丁汝昌も、力竭きて自殺しければ、殘將等、相議し、砲

敵都に迫らんとす

澎湖島占領

講和と遼東還付

下ノ關係約締結

臺兵器彈藥及び港内の軍艦を我れに納れ、將士の生命を助けんことを哀求して降伏せり。

時に、我が陸軍は、牛莊を撃ち、營口を占領し、田庄臺を平げ、破竹の勢を以て、將に北京に迫らんとし、南方に向へる別軍は、また澎湖島を略したり。

これよりさき、清國は使を我れに送りて、和を請ふこと二回に及びしが、使節の資格に缺くる所ありしを以て、我れはこれを却けたり。然るに、二十八年三月、清國、更に李鴻章を全權大臣となして、下、關に派遣するや、我が全權辦理大臣伊藤博文、陸奥宗光、これと會見商議して、平和條約を結び、清國は、朝鮮の獨立を確認し、償金二億兩を出し、遼東半島、臺灣諸島、澎湖列島を割讓し、且、新に沙市、重慶、蘇州、杭州の四港を開くことを約しぬ。時に二十八年四月十七日なり。つぎて、我が政



三國の忠言

府は、露獨佛三國の勸告を納れ、遼東半島を清國に還付し、その代償として、三千萬兩を收めき。

臺灣討伐

土民蜂起

下、關條約により、臺灣は我が有に歸せしが、清の留將劉永福、愚民を煽動して、兵を擧げ、土賊、また各處に蜂起せしかば、陸軍中將能久親王、近衛師團の兵を率ゐて、これを征したまひ、數月にして平定したり。

戰後朝鮮の  
狀況

閔妃遭難

露國の勢力

さてまた、朝鮮は、下、關條約によりて、全く清國に對する從屬的關係を斷つことを得たるが、二十八年の末頃より次第に、また、我が國の誠意を認めず、反りて、當時、漸く京城の政界に勢力を得たるロシアに頼らんとし、二十九年二月、國王、その公使館に潜幸し、以て悉く親日派の政權を解きたり。これより、韓國の政柄、しばらく露國公使の手に歸しぬ。

日露協商  
第一次の協  
商

この年六月、我が國は、ロシアと協商して、朝鮮に於ける兩

第二次の協  
商

國の關係を定め、共に朝鮮の財政及び政治の助力勸告者となる。翌年、朝鮮國王、王城に還幸し、つぎて、國號を韓と改め、更に皇帝の位に即き、獨立國たる體面整ひたれども、ロシアの壓迫、益甚しかりしかば、三十一年四月、我が國は、また、ロシアと協商し、兩國共に韓國の獨立を確認し、その練兵教官若しくは財務顧問官の應聘には、兩國政府、豫め協議を遂ぐべく、また、ロシアは、韓國に於ける我が商工業の計劃に對して、その發達を妨害せざるべきことを約せり。

### 第十二章 條約改正

安政五年に調印せられたる歐米諸國との通商條約には、關稅權の制限、治外法權の規定等、我が國の利益を損し、且、その體面を害する條款少からざりければ、明治政府は、夙に意

アメリカ、イギリス、  
オランダ、トキオ、  
フランス、  
アフリカ、ハレ  
ス、Hawaii、我  
國、價値ヲ認メ  
ル事均チナス。

條約改正の  
企圖  
安政五年の  
條約の不備

明治七年、改正談判ヲ心ム  
寺島宗則

岩倉具視等  
の歐米諸國  
歴訪

をその改正に注ぎたり。明治四年、廢藩を斷行せし後、岩倉具視等をして歐米諸國を歴訪せしめしも、その目的一はここに在りき。爾來、國內頗る多事なりきと雖も、政府は、常に銳意條約改正の事を企てたり。

井上馨の條  
約改正不成  
功

豫備談判と  
條件

十五年に至り、外務卿井上馨、條約改正の豫備談判を開き、領事裁判制の撤去、外國法官の任用、法律の改正、稅率の引上等を條件としたり。この談判は著著進行し、十九年五月、はじめて、第一回の本會議を開きしより、翌年四月に至るまで、各締盟國の代表者と論議すること、およそ二十八回に及べり。その間、條件漏洩して、大いに世論の反抗を招きしに、十九年十月、たまたま英國船ノルマントン號、紀州沖に於て難破し、我が同胞乗客、一人だに救助せられざりければ、ために國民の憤激を招き、排外思想、頓に昂騰せり。よりて、政府も、やむな

輸入稅、從前平均より五分引上り、一割引上り、ハット。  
明治七年、内閣成立より、廢鳴報、於テ外國本會議  
使臣ヲ拒キテ、國遊ヲセテ、機嫌ヲ伺フ。  
對對論者、勝安房、若手城、ゴアノナード

條件に對する國民の不満足ノ事

延期

大隈重信の條約改正不成功

現行條約の履行と國別の談判

契約條項に對する輿論の反抗

重信の遭難と改正談判の中止

青木周藏及び榎本武揚の條約改正不成功

く、條約改正を延期することとなりたり。

二十一年二月、大隈重信、外務大臣となるや、また、改正談判を開始し、まづ現行條約の範圍内に於て、我が國の有する權利を履行し、以て外國人をして現行條約の不便に堪へざらしめ、且、聯合談判を避けて、國別談判となし、大いにその歩を進めたり。然るに、契約の條項中に、外人を我が法官として任用する等の事ある由、ロンドンのタイムズ新聞に掲げられしかば、輿論の反抗、また大いに起り、外人法官の任命を非難し、重信は、遂に一兇漢に要撃せられ、その隻脚を失ふに至れり。是に於て、條約改正の事、また頓挫せり。

二十二年十二月、青木周藏、重信に代りて、外務大臣となり、つぎて、また、條約改正の談判を開始し、漸次、その歩を進めたるに、二十四年、湖南事件、突如として起り、來遊中のロシア皇

湖南事件と周蔵の引責  
武揚の改正  
談判

陸奥宗光の  
條約改正成  
功  
我が國の進  
歩

イギリスの  
改正案同意

歐米主要國  
の同意

太子、大津に於て遭難せられしかば、周蔵は責を負ひて辭職したり。榎本武揚、これに代りて、改正談判に當りしが、また果さざりき。

されど、帝國憲法、既に發布せられ、先年來、編纂に従事したりし各種の法典は、また、その功を竣へ、二十三年には、公布せられたるものも少からざりしかば、條約改正の談判も、稍、その困難を減ずるに至りしが如し。二十五年八月、陸奥宗光、外務大臣に任ぜらるるや、爾來、力を條約改正に盡し、まづ、改正案をイギリスに提議したりしに、ローズベリー内閣、これに同意し、二十七年七月十六日、ロンドンに於て、その調印を了したり。これ條約改正の功を奏したる第一著歩なり、諸外國も、また、引續きて、これに倣ひ、三十年の末には、歐米の主要國は、皆我れとの新條約の調印を了り、三十二年七月八月の交に

關稅權の恢  
復は十分  
ならず

日清戰役後  
列強の清國  
に對する壓  
迫

保守黨、東山一  
派政治實權ヲ  
握ル  
遼東、光緒帝  
を自強、此を見效ス。

露清密約

獨逸の壓迫

露國の壓迫

至りて、愈、これを實施することとなりたり。是に於て、多年の宿題、はじめて解決せられ、我が國は關稅權の一部を除く外、全く歐米諸國と對等の地位を占むることとなれり。

第十三章 明治三十三年清國事變 日英同盟

明治二十七八年の戰役により、清國は多大の損害を被りしのみならず、その弱勢を暴露せしかば、列強は、忽ちこれに乗じて、各、その利權を獲得占有せんとせり。即ちロシアは、我が國が遼東を還付したる後、幾もなくして、清國と祕密條約を結び、以てシベリア鐵道を滿洲の南部にまで延長するの權利を收め、ドイツは、明治三十一年三月、九十九年の間、膠州灣を租借する權を得、ロシアの太平洋艦隊は、また、俄然、旅順の軍港に入り、清廷に迫りて、遼東半島及びその沿海を、二十

英國の壓迫

佛國の壓迫

清國人の排  
外心

進歩派と守  
舊派

守舊派實權  
を握る

拳匪の亂

義和團蜂起

五箇年間、租借することを諾せしめたり。イギリスもロシアの例に倣ひて、威海衛、同灣周圍の地十英里及び劉公島を、遼東に於けると同等の條件の下に租借し、フランスは、また二十五箇年を期として、廣州灣の租借を承諾せしめたり。かくの如く、列強の清國に對する壓迫、遽かに激甚となりければ、その人心、大いに動き、進歩派は變法・自強の說を唱へて、國運を挽回せんと欲し、守舊派は排外・攘夷の念を固くして、その積憤を漏さんことを期し、相持して下らざりき。然れども、政府の實權、遂に守舊派の手に歸し、暗に閉關・罷約の主義を實行せんとし、地方大官中にも、滅洋の說を唱道して、憚らざるものあるに至れり。既にして、義和團と稱する暴徒、山東省に蜂起し、つぎて直隸省南部に及び、キリスト教會堂を焼き、外人を殺傷せり。清

清國官人の  
暴徒庇護

暴徒の猖獗

清國の開戦

列國の出兵  
と講和

北京公使館  
救援  
清帝の西安  
遷幸

國の官人中、反りて、これを庇護するものありて、斷然たる處置を施さざりければ、勢益、猖獗を極め、明治三十三年五月六月の交には、北京、天津間の交通、全く絶え、匪徒、公然、北京市内を横行し、内外各處の教堂、洋樓を焚き、到る處、教民及び洋人に通ずるものを求めて、これを屠るに至れり。我が公使館書記生杉山彬及びドイツ公使も、相つぎて殺害せられ、北京なる各國公使館、また包圍せられ、清廷は、遂に開戦の上諭を布告したり。

我が國、乃ち兵を發し、列國兵と聯合して進撃せしめ、八月十四日、北京に討入り、列國公使館を重圍の中に救ふことを得たり。清國帝室は、十五日朝、狼狽して城を出で、後、遂に陝西省西安府に遷る。百官、或は遁逃し、或は自盡し、北京の混亂、名狀すべからず、城内の戦は、十五日より三晝夜繼續し、十七日、

ワルデルゼ  
元帥

講和

露國の態度  
と英獨協商

露國の滿洲  
出兵  
英獨協商

露清密約と  
日英同盟  
滿洲

はじめて鎮靜せり。つぎて、ドイツ元帥ワルデルゼ<sup>Waldersee</sup>、聯合軍總指揮官として著清するや、直隸省を擧げて、聯合軍の制壓する所となる。清廷、乃ち慶親王及び李鴻章をして列國と講和を議せしめ、その元兇を罰し、償金四億五千萬兩を出す等のことを約して、局を結べり。時に明治三十四年九月なり。

この騷亂の間、ロシアは、東清鐵道保護の名の下に、大軍を滿洲に派遣し、變亂鎮定の後も、これを撤去せざりき。十月、英獨兩國協商して、支那または他國の利益に害ある行動を執る目的を以て、支那領土内の擾亂を利用するものある時は、兩調印國は自國の利權を保護せんがために必要なる行動をなすべきを約したり。

既にして、露清密約締結の報傳はる。抑、この密約は、ロシアが滿洲に於ける實權をその掌中に握るものなるを以て、我

が英米及び我  
國の態度

日英同盟

露國の讓歩

日英同盟擴  
張

が國及び英米二國は、清廷に向ひて、本密約を承認せざらんことを警告し、同時に、我が國は、また、これにつきて、ロシアに抗議し、且、三十五年一月、英國と同盟して、東洋の平和と清韓兩國の領土保全とを圖り、他の二國以上聯合して、東洋に於て、同盟國の一と開戦する場合には、他の一は、これを援助すべきことを約せり。是に於て、ロシアも大いに讓歩する所ありて、この年四月二日、滿洲還付條約を結び、六箇月以内に一部の撤兵をなし、更に爾後六箇月以内に他の一部に及ぼし、後、更に六箇月の間に、殘餘の軍隊を撤退すべきを約したり。この日英同盟は、三十八年八月、更に擴張せられて、十年間の攻守同盟となりたり。

### 第十四章

明治三十七八年戰役

第一期撤兵期モオ三朔ノ一ニモ撤兵セズ兵ヲ出シ朝鮮ノ龍巖浦ヲ畧シ僅量ヲ奪キテ兵備ヲ嚴ス  
 三十七年九月ヨリヲ材外相トRosenbergトヲ談判開始

第十四章 明治三十七八年戦役

龍巖浦

露國の行動  
露國の違約と武備

我が國の態度

露國の態度

日露國交の斷絶

國交の斷絶と交戦の第一著歩

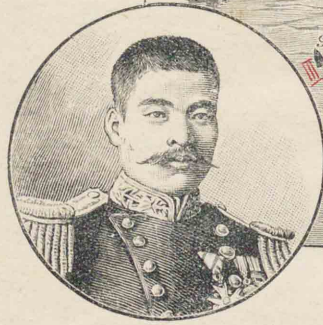
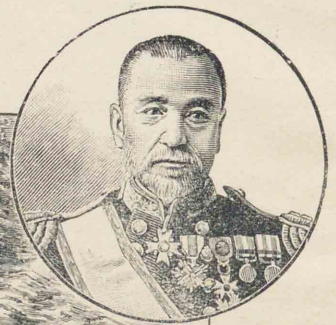
海陸の連勝

ロシアは、滿洲の撤兵を約しながら、誠實にその約を履行せざるのみか、旅順口の要塞を修め、ダルニーの市街及び港灣を築造し、韓國北境に備兵を送り、艦隊を増遣し、陸兵を増加し、頻りに武備を修めたり。我が國は、あくまで、平和的協商によりて、事の解決を計らんとし、前後およそ十回の交渉を重ねたれども、彼れ常に誠意を以て、これに應ずることをせず、荏苒、月日を徒費し、ひたすら武備を修めて、以て我が國を壓服せんとせり。

明治三十七年二月六日、我れは、やむなく、ロシアに告ぐるに、國交の斷絶を以てし、その九日、我が軍艦は、ロシアの軍艦と仁川及び旅順口港外に戦ひて、多大の損害をこれに與へたり。

翌十日、宣戦の大詔發せらる。爾來、一年有半、海に陸に、皇師

東郷大將



廣瀬中佐

旅順口港閉塞の船

船塞閉るせ没沈半は△し没沈は▲しは露を體船は○

- 1 報國丸(廣瀬武夫指揮)
- 2 仁川丸(齋藤七五郎指揮)
- 以上明治三十七年二月二十四日第一次閉塞船五隻の内
- 3 米山丸(正木美太指揮)
- 4 福井丸(廣瀬武夫指揮)
- 5 彌彦丸(森 初次指揮)
- 6 千代丸(有馬良輔指揮)
- 以上明治三十七年三月二十七日第二次閉塞船
- 7 相模丸(湯淺竹次郎指揮)
- 8 佐倉丸(白石霞江指揮)
- 9 小樽丸(野村 勉指揮)
- 10 三河丸(匝達胤次指揮)
- 11 遠江丸(本田親民指揮)
- 12 江戸丸(高柳直夫指揮)
- 13 愛國丸(犬塚太郎指揮)
- 以上明治三十七年五月三日第三次閉塞船八隻の内

海軍の連勝

陸軍の勝利

海陸の連勝  
旅順口攻陥  
と太平洋艦  
隊全滅

陸海の大勝

奉天會戦

日本海海戦

の向ふ處、勝たざるなく、海軍は、ロシアの太平洋艦隊を破り、旅順口を封鎖して、海上權を握り、數十萬の陸軍は、大山巖・兒玉源太郎・黒木爲楨・奥保鞏・野津道貫・川村景明等の諸將に率ゐられて進戦し、前に鴨綠江・南山・得利寺に捷ち、後に遼陽・沙河の大戦に敵の主力を撃破せり。

さて別に乃木希典の率ゐたる一軍は、三十八年一月一日、難攻不落を誇れる旅順口を陥れ、また、ここに碇泊せる敵の太平洋艦隊を全滅せしめたり。

三月、諸軍進みて、敵の大軍を大いに奉天附近に破り、これを北方に驅逐せり。これよりさき、ロシアは、そのバルチック艦隊を東航せしめけるが、五月、わが聯合艦隊司令長官東郷平八郎、諸艦隊を率ゐて、對馬海峽にむかへ、日本海に追撃して、遂にこれを滅し、提督ロジエストウンスキーを虜にしたり。つ

Rozhdenskiy

明治三十八年七月廿六日奉天府に於て撮影したる寫眞に據る

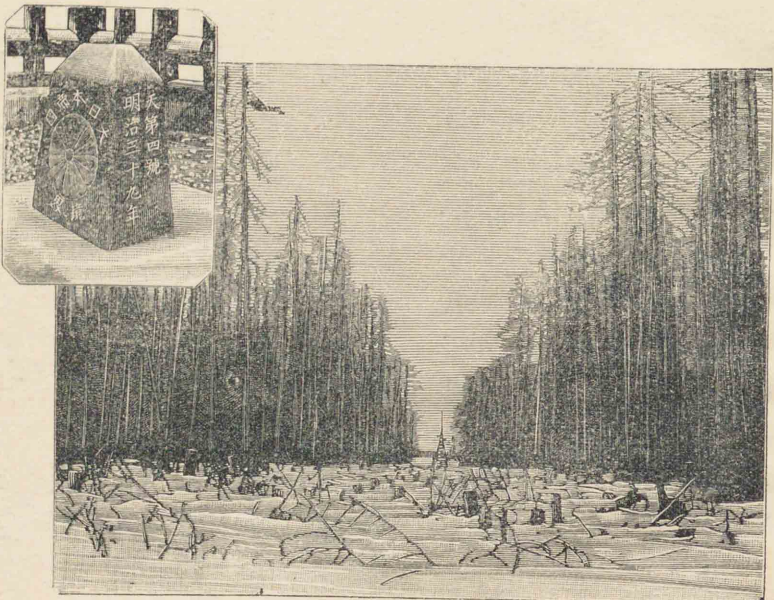


將 大木 黒 I  
將 大津 野 IV  
帥 元 縣 山  
帥 元 山 大  
將 大 奥 將 大 木 乃 II  
將 大 玉 兒  
將 大 村 川 III

講和の米國大統領の斡旋とボツマス會議

樺太占領

講和の米國大統領の斡旋とボツマス會議



樺太に於ける日露兩國境界の石標は、大つたな四のもの、小なもの十と、七の南面に菊花の御紋章を中央とし、大日本帝國國境と記す。北面に鷲の章を中央に、露國帝國境界と記す。

きて、北方に向へる  
わが別軍は、また、樺  
太を占領しけり。  
八月、アメリカ合  
衆國の大統領ロー  
ズベルトの周旋に  
より、わが講和全權  
委員小村壽太郎等  
は、ロシアの講和全  
權委員ウイッテ等と、  
合衆國のポーツマ  
スに會議し、九月に  
至り、愈、十五箇條の

第十四章 明治三十七八年戰役

大日本帝國海軍大臣 東郷平八郎



和約の主なる箇條

和約を結び。その主なる箇條は、ロシアは、わが國が韓國に於て政事上、軍事上及び經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し、且、我が政府が韓國に於て必要と認むる指導、保護及び監理の措置を執るに當りて、これを阻礙し干渉せざること、その清國より租借せる旅順口、大連灣地方及び長春以南の東清鐵道とその支線とをわが國に譲り、また、北緯五十度以南の樺太を割くこと等なりとす。

諸軍凱旋  
横濱沖の觀艦式

十月、東郷平八郎、聯合艦隊を率ゐて、横濱沖に凱旋せしかば、その二十三日、天皇、親臨して觀艦式を舉げさせたまひぬ。滿洲軍總司令官大山巖も、同軍總參謀長兒玉源太郎以下總司令部員を率ゐて、十二月に凱旋し、諸軍、續續、引き上げければ、翌年四月三十日、凱旋記念大觀兵式を青山練兵場に舉行せられたり。

凱旋記念大觀兵式

戦後の處置

樺太政廳關  
東都督府及  
旅順鎮守府設置

南滿洲鐵道  
會社の設立

さて、平和克復の後、我が政府は樺太に政廳を開き、關東州に都督府を設けて、各、その政務を統へしめ、また旅順口に鎮守府を置き、その方面の海防に當らしめたり。つぎて、また南滿洲鐵道會社も設けられて、滿洲なる鐵道及びその沿道の鑛山等を経営するに至れり。

### 第十五章

韓國併合 世界平和の保證

世界に於ける日本の地位

日韓議定書  
及び第一次  
日韓協約の  
日韓議定書  
の概要

第一次日韓  
協約の概要

明治三十七年二月、ロシアに對する宣戰の大詔煥發せらるるや、我が政府は、その二十三日、まづ韓國との親交を保持し、東洋の平和を確立するため、日韓議定書を協定作成し、その施政の改善に關して、忠告を容れしむることとし、つぎて、八月二十二日、韓國をして我が政府の推薦にかかる邦人

第二次日韓協約

協約の概要

伊藤博文の統監

を財務顧問とし、同じく外國人を外交顧問として、財務・外交の要務を諮問施行すべく、また外國との條約をはじめとし、重要な外交事件の處理に關しては、豫め我れと協議すべき約を結ばしめ、以て次第にその内政改善の歩を進めたり。三十八年九月、日露講和條約成るや、その十一月、伊藤博文を遣韓大使となし、京城に赴きて、保護條約を締結し、まづ、その外交權を收め、統監を京城に駐在せしむることを約せしめ、つぎて、博文を統監に任じたり。是に於て、韓國は全く我が保護國となれり。

第三次日韓協約と日韓覺書交換

事件ハルグ密使  
第三次日韓協約の概要  
日韓覺書の概要

然るに、四十年六月、ハーグ密使事件起りて、韓帝、遂に位を太子に譲るや、七月二十四日、我が國は、更に韓國との間に協約を結び、その内政をも指導することとし、四十二年七月、また韓國と約して、その司法及び警察事務の委託を領して、司

The Hague

伊藤博文の遭難

韓國併合

合邦の上奏と請願

併合條約締結

法權を收めたり。蓋し韓國の形勢、常に平靜を缺き、相互の國利民福を増進し、東洋の平和を確保すること能はざるを以て、外交・行政と共に、司法權をも我れに收め、以てその統治の責任を完くせんとしたるなり。韓國併合の方針、是に於て確立したりといふべし。この年十月、前統監伊藤博文、滿洲に遊び、韓人安重根のために狙撃せられ、ハルビンに薨じたり。

この後、ほどなく、韓人一萬餘人連署して、日韓合邦の上奏書を韓廷にささげ、また、この事を我が統監府に請願したり。その議、一時、却けられしが、我が政府は、既定の方針によりて、著著、その歩を進め、四十三年五月、陸軍大臣寺内正毅の統監を兼ねるに及び、八月二十二日、韓國との間に、併合條約を結ばしむ。これによりて、韓國皇帝は、韓國全部に關する一切の統治權を、完全、且、永久に我が天皇陛下に讓與することとな

韓國併合に  
關する詔書

りぬ。

二十九日、天皇陛下は、左の詔書を發して、韓國併合の事を天下に告げたまひ、併せて、その條約を公布せしめたまふ。朕東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ又常ニ韓國力禍亂ノ淵源タルニ顧ミ曩ニ朕ノ政府ヲシテ韓國政府ト協定セシメ韓國ヲ帝國ノ保護ノ下ニ置キ以テ禍源ヲ杜絶シ平和ヲ確保セシムコトヲ期セリ。爾來時ヲ經ルコト四年有餘其ノ間朕ノ政府ハ銳意韓國施政ノ改善ニ努メ其ノ成績亦見ルヘキモノアリト雖韓國ノ現制ハ未タ治安ノ保持ヲ完スルニ足ラス疑懼ノ念毎ニ國內ニ充溢シ民其ノ堵ニ安セス公共ノ安寧ヲ維持シ民衆ノ福利ヲ増進セムカ爲ニハ革新ヲ現制ニ加フル

ノ避ク可ラサルコト瞭然タルニ至レリ。朕ハ韓國皇帝陛下ト與ニ此ノ事態ニ鑑ミ韓國ヲ舉テ日本帝國ニ併合シ以テ時勢ノ要求ニ應スルノ已ムヲ得サルモノアルヲ念ヒ茲ニ永久ニ韓國ヲ帝國ニ併合スルコトトナセリ。

韓國皇帝陛下及其ノ皇室各員ハ併合ノ後ト雖相當ノ優遇ヲ受クヘク民衆ハ直接朕力綏撫ノ下ニ立チテ其ノ康福ヲ増進スヘク産業及貿易ハ治平ノ下ニ顯著ナル發達ヲ見ルニ至ルヘシ而シテ東洋ノ平和ハ之ニ依リテ愈々其ノ基礎ヲ鞏固ニスヘキハ朕ノ信シテ疑ハサル所ナリ。朕ハ特ニ朝鮮總督ヲ置キ之ヲシテ朕ノ命ヲ承ケテ陸海軍ヲ統率シ諸般ノ政務ヲ總轄セシム百官有司克ク朕ノ意ヲ體シテ事ニ從ヒ施設ノ緩急其ノ宜キヲ得以テ衆庶

李王家等の  
處置

世界平和の  
保證

日佛日露協  
約  
アメリカ合  
衆國との外  
交文書交換

世界に於け  
る我が國の  
地位

ナシテ永ク治平ノ慶ニ賴ラシムルコトヲ期セヨ  
また、李王家優遇の詔を發し、朝鮮貴族令を定め、特に大赦・減  
租を命じたまふ。

これよりさき、明治四十年、我が國は、フランス及びロシア  
と、相つぎて協約を結び、翌年、またアメリカ合衆國とも外交  
文書を交換して、それぞれ親交を重ねしが、今や、韓國併合成  
りて、半島一千二百萬の民、また我が皇澤に浴するを得るに  
至り、世界の平和は、益、確かに保證せらるることとなりたり。  
明治維新以來、僅かに四十餘年。その間、西洋最近文明の長  
處を採りて、善くこれを用ゐ、國勢駸駸として進み、國威、大い  
に揚りて、世界強國の一となれり。今や、東西兩洋の關係は、日  
に密接して離るべからず、列強は、益、意を極東に注ぎ、その勢  
力を太平洋上に振はんとす。我が國の地位、實に多難多望な

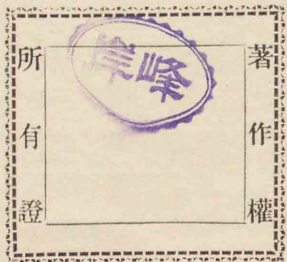
りと謂ふべし。それ世界の形勢は、靜止を許さず、一日進歩せ  
ざれば、則ち一日の退歩を致す。邦人たる者、須く古今の成敗、  
東西の形勢に鑑みて、自ら奮勵努力し、以て聖恩に答ふる所  
なかるべけんや。

師範學校 歷史教科書 日本歷史卷下終

明治四十四年三月廿七日  
文部省檢定濟

明治四十四年一月三日印刷  
明治四十四年三月七日發行  
明治四十四年三月十六日訂正印刷  
明治四十四年三月十九日訂正發行

師範學校 歷史教科書 日本歷史卷下  
定價 金五拾錢



著作權

著者

東京市小石川區白山御殿町百廿七番地  
峰岸米造

發行兼印刷者

東京市日本橋區鐵砲町三番地  
合資六盟館

右代表者

杉本七百丸

發行所

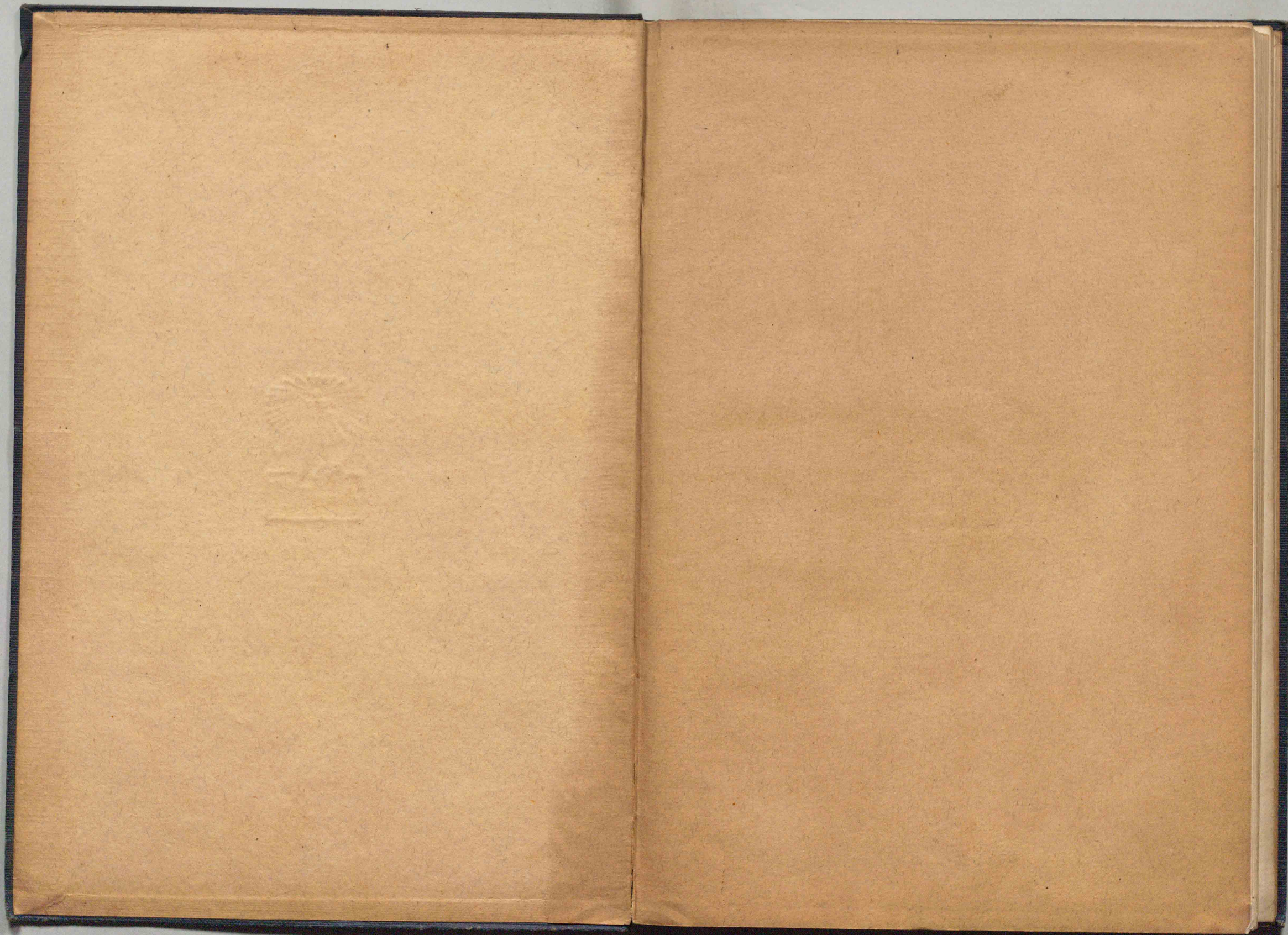
特約大販賣所

東京市日本橋區鐵砲町三番地  
合資六盟館  
電話特長浪花二七六四番  
振替口座東京二二五五〇番

大阪市南區心齋橋筋一丁目  
合資六盟館  
電話長南九番  
振替口座大阪四三三〇番

合資  
會社  
六  
盟  
館  
出版圖書  
大販賣所

東京市京橋區 南傳馬町二丁目 電話京橋二一六三番	目 黑 甚 七 振替口座東京二八〇九番
東京市日本橋區 鐵砲町 電話浪花三三三二番	柳 原 友 吉 振替口座東京三〇九〇番
東京市日本橋區 本石町二丁目 電話本局一六九八番	杉 本 七 百 丸 振替口座東京五六一三番
長岡市表四ノ丁 電話長岡一八番	目 黑 十 郎 振替口座東京三六一九番
長野市大門町 電話長野二二四番	西 澤 喜 太 郎 振替口座東京一〇七〇番





広島大学図書

2000089534



庫  
1  
34